

最も必要である。(中略) 従つて何よりも大切なことは公債の發行が一定の軌道に乗り、一般が將來の公債發行に付き大體の見當を付け得ると云ふことである。』(六月の聲明書)

と斷じて居るのであります。即ち『悪性インフレーション』を起したりしないやうな限度内に於て公債の發行を繼續することは必ずしも非認すべきではないが、公債に對する國民の信用は是非とも維持して行かなければならぬから、結局、『新規發行の漸減方針』が肝要である。』(六月の聲明書)と云ふのであります。

然らば、その『新規發行の漸減方針』はと云へば、結局『歳入の自然増収見込額を目安として、之が減少を圖る』(六月二十五日發表、昭和十一年度豫算編成綱要)と云ふに歸するのであります。以上の趣旨を綜合しますと、このいはゆる非常時局に際しても尙ほ、『高橋財政』が依然として、同蔵相自身の年來主持して來ました正統派式の建前を、その儘に踏襲して居たものであつたと云ふ事情が大體明かにせられたことと思ひます。

四、破局直前に於ける不安と動搖

(一) 高橋蔵相の景氣觀念の變化

しかし、政府當局者としても亦政黨としても、それ／＼に自信し又は標榜して居た主義とか指導理念とかの如何を問はず、局面が斯く迄に緊迫し・悪化して來たことは、勢、彼れらをして事態に對する認識を修正せしめ、又は既定の政策を更改せしめる等、さすがに各自の思想的・政治的傾向に相當重大なる變化を生ぜしめて來まし

た。それに就いて試みに、政府當局側並に野黨側がそれ／＼に公にしたところを對照して見ませう。

先づ政府側としては高橋蔵相(齋藤内閣)が昭和八年一月、その八年度豫算案に關する財政演説中に述べて居るところに依りますと、同蔵相は時局匡救計畫の進捗に伴つて、世間一般の不安人氣も漸く小康を取戻し、景氣も多少恢復の氣運に向つて來たと云ふ事情を概説した上で、左の如き所感を披瀝するところがありました。

(前略) さりながら目下盛に活況を呈しつゝあるは一部特殊の工業に過ぎませぬ。又輸出向商品の如きも頗る活況に向ひたりとは申しながら、要するに未だ局部的に景氣回復の曙光を認むるに至りたるに過ぎずして、經濟界の眞の立ち直りは國民の過半数を占むる農民の購買力が増大して、夫れより生ずるものでなければなりません。而して都市農村の一般を通じて購買力の増進する時期は今後に屬することゝ考へます。(註)

(註) 大藏省編纂『昭和八年度豫算の解説』附録『昭和八年一月二十一日於衆議院、高橋大藏大臣演説』。

この聲明は高橋蔵相乃至政府としての單なる所見を表明したに過ぎないものでありまして、これだけでは景氣の恢復若くは國民經濟の改善に關する主義とか根本方針とか云ふものは未だ明かではありませんが、然もそれに就いて看逃がすべからざることは、當局者としての景氣に關する觀方が、従前とは全く一變して居ると云ふ點であります。即ち『經濟界の眞の立ち直りは國民の過半数を占むる農民の購買力が増大して、夫れより生ずるものでなければなりません』と云ふ點がそれでありまして、

けだし『農民の購買力が増大』すると云ふことは、曩に『戰爭景氣』の場合に就いて述べましたやうに、従前

は、いはゆる事業界・證券界などが活況を呈して一般物價が昂騰し、それに伴つて生産者としての農民の生計も亦順調化すると云ふ關係に由るのを常軌として居たのでありますが、然もそんな場合には經濟界一般は既に好景氣を現出して居るのでありまして、『農民の購買力が増大』し得るのは、多くの場合、寧ろその好景氣の影響に因る結果でありました。假に、これは『農民の購買力が増大して』始めて『眞の』好景氣になると云ふ意味だとしても、兎に角その農民の生計と云ふものを、農産物の豊凶とか農業収益の増減とか云ふ方面からでなく、『購買力』そのものに重きを置いて觀て居ると云ふところに従前の景氣に關する觀方とは異つた意義が體現せられて居ると云へませう。即ちこれは農民としての經濟的立場を、生産者側としてよりも寧ろ消費者側としての地歩に即し、その生計と景氣との關係を購買力から規定した因果觀でありまして、斯うした觀念上の變化そのものに注目しなければならぬと云ふのであります。

試みに、これを前に述べました金融恐慌の場合に、同氏が田中(政友會)内閣のやはり藏相として試みた資産對勤勞の階級的利害關係論と對照しましたならば、けだし、その間にさながら別人の感なきを得ないものすらありませう。即ち金融恐慌の場合に在つては、前に述べましたやうに、一國の經濟と云ふものは、一般の『貯蓄が集つて、銀行が之を資本として生産工業有ゆる方面に供給する(中略)』に依つて國の産業が發達するからして、貯蓄の出来ない人々の稼業が、其所に起つて來る』と云ふ關係に於て維持せられなければならないと云ふのであります。こゝでは、敢て消費大衆の立場を認めないと云ふ譯ではありませんでしたけれども、何れ兎もあれ『産

が發達する』こと即ち生産を増進することを以て眼目としなければならぬ。さすれば『産業の發達』が、やがて大衆に所得の機會を興へ得ると云ふのでありまして、全く生産本位の觀方に外ならないのであります。ですから、その金融恐慌に對する救濟政策の如きは、一つに『資本の源泉』たる貯蓄の保全と云ふことに重心が置かれて居たのでありますが、それが後の景氣觀に於ては、大衆層の中でも最も經濟的立場の不利な『農民の購買力』そのものを景氣恢復の基點として居るのでありまして、ひつきやう、これは景氣觀若くは國民經濟論に關する基本觀念が、生産本位から消費本位へと轉向せられたことを、『農民』の立場に藉りて表現したものであると評して宜らうと思ひます。

(二) 民政黨の自由主義から統制方針への轉向

次に、これを野黨の立場にありました民政黨側の政策に就いて觀ませう。これは高橋藏相の右の財政演説に先立つこと二箇月、即ち昭和七年十月二十日に同黨の臨時政治經濟特別調査部に於て議決せられたものでありまして、通貨・爲替・財政・産業の四部門を通じ、十數項目を一聯とする一つの綜合的國民經濟改善策であります。

既に述べましたやうに同黨としてのこの場合の立場は、曩に民政黨(濱口——第二次若槻)内閣として實行した金解禁が、いはゆるドル買問題の如き豫想外の不結果を招徠し、これが對策としての金輸出再禁止問題に關して内閣(第二次若槻)自體の不統一を暴露し、遂に總辭職を餘儀なくせしめられて、反對黨たる政友會の犬養内閣の下に、その金輸出再禁止が實行せられたと云ふやうな経緯を辿つて來ました關係上、その金輸出再禁止前から再

禁止後に互る經濟難局に對處するに就いては、何らか民政黨自身としての新規の政策を公にしなければならぬやうな行きがりに當面して居たのであります。然も、さうした矢先きに、いはゆる舉國一致を標榜して立つた齋藤内閣としては、既にその七年度なかばから『時局匡救計畫』を實行し始めたこと云ふ場合でありましたから、同黨としての新政策を樹立するに就いては、先づその根本方針からして改變して掛からなければならなかつたと云ふ譯であります。

試みに、それらの諸項目の中で從來の政策と趣を異にして居る主なるものを挙げますと、その指導原則とも認むべきものが體現せられて居りますのは『産業統制』に關する政策でありまして、『自由主義經濟機構より生ずる弊害を除去する爲め適度の統制を行ふ』と云ふのがそれでありまして、その『統制は當業者の自主的統制を本義とし必要に依り國家的統制を行ふこと』と云ふのでありまして、統制の對象は専ら『當業者』、即ち貿易・産業・金融その他、一般のいはゆる事業者に置かれて居るのであります。殊にそれには『自主的統制を本義と』すると云ふ建前を採つて居るのであります。兎に角、こゝで問題となるのは『自由主義經濟機構より生ずる弊害を除去する』と云ふこと、即ち自由主義、従つて資本主義經濟の修正を必要とするその指導原則でありまして、これけ單なる政策の改變と云ふに止まらず、同黨自身としての主義に關する轉向を意味するものと認めざるを得ないのであります。

(三) 經濟と政治との跋行

斯やうに高橋藏相の演説にしても亦野黨たる民政黨の政策にしても、その基本觀念なり指導原則なりは、夙に金輸出再禁止を轉機として、本質的な變化を生じて居たことが窺はれるのであります。その直接の動機となりましたものは、云ふ迄もなく主として金解禁後から再禁輸前後に互る暗澹たる恐慌乃至恐怖的世情であつたと察せられるのであります。何れにしても高橋藏相をして『景氣』に關する基本觀念を生産本位から消費本位に移行せしめ、民政黨をして自由主義から統制方針への轉向を餘儀なくせしめたその根據はと云へば、ひつきやう、從來、政友會及民政黨——憲政會時代から——がそれ／＼に主持し、相互に對立して來ました前者の金本位制離脱・『積極政策』と云ふインフレーションの方針と、後者の金本位制維持・『緊縮政策』と云ふデフレーションの建前とを、こも／＼實行して見た揚句、結局、その何れに據つても國民經濟の改善は畢に期待せられないばかりか、却つてますます國民經濟の安定を妨げるやうな本質的な矛盾に陥らざるを得ないと云ふ事情が、實驗的に證明せられたことにあつたと云つて宜からうと思はれます。

ところが、それは本來自由主義を基調として生産本位に組織せられて居る資本主義經濟自體を、その儘に維持しつゝ改善・向上せしめやうとする限り、さうしたインフレーションの建前かデフレーションの方針か、所詮その何れかに依らざるを得ないのであります。要するに、この本質的な矛盾から免れんが爲めには、是非共、自由主義經濟體制そのものを何らか改組し、又は少くとも修正するより外に、局面展開の途はあり得なかつたのであります。にも拘らず、當時、政界・財界の主流を成して居りました支配的勢力としては、嘗にさうした根本

的革新の方針に觸れなかつたと云ふだけでなく、寧ろそのやうな革新の方針には、出来る限り敢て觸れないやうにして來ましたが爲めに、一方は金輸出禁止・積極政策、他方は金本位制・緊縮政策と云ふ相反的な建前を採つて、こも／＼景氣の好轉若くは國民經濟の改善を圖るべく執拗に働きかけて來ましたけれども、結局それは國民經濟自體と云ふよりも、本來、世界經濟としての必至の狀勢に對する時代錯誤的逆行以外の何ものでもなかつたのであります。ひつきやう當時の我國に於ては、本質的には、政治が經濟的・社會的狀勢に依つて示唆せられたり、引きずられたりして、わづかに、それに追隨し若くはそれに追隨し得ずして停滯し、又は却つてそれに逆行せんとすらし來たものであつたと云はなければなりません。

しかし又、翻つて我國民經濟としての發展の跡を辿り、當時の世界に於ける我國民經濟としての地歩に顧みますと、過ぐる明治の初期以來、封建の遺制をかたぐり棄てつゝ、遅れ馳せに自由主義・資本主義の新體制へと、覺束ない足どりを進めて來ました我國民經濟としては、たゞ／＼第一次世界大戰と云ふ人類社會空前の大事變に際會して、未曾有の『好景氣』に恵まれ、それを動機として、言はゞ、資本主義經濟としての本格的な態様を、こゝに漸く具現し得たに過ぎないと云ふ實狀にありましたのに、然も又、自由主義・資本主義はその第一次世界大戰を轉機として、みづからの發展動向に行きつまつた揚句、遂に破綻を暴露せずには居られなくなつて來たのでありますから、さうした世界狀勢の革命的激變に當面した我國民經濟としては、新たに、それ自體の動向局面を規定し直すに就いて、おのづから、より重大な摩擦や波瀾を避けられなかつたのは已むを得ない次第であつた

とも認められるのであります。

そんな譯で、金輸出再禁止から犬養・齋藤・岡田三代の内閣に互つて持續せられた『高橋財政』は、——（その間に一時、藤井藏相と迭つたこともありましたが、根本方針に關しては何ら異るところはありませんでした）——その指導原則に於ては未だ自由主義・資本主義の埒外には一步も踏み出して居なかつたのであります。それは同藏相が、やはり右の演説中に、『今日の時局に善處するには（中略）國民自身自力更生の意氣を以て難局打開に邁進』しなければならぬと力説して居るのに觀ても察せられるのであります。

もつとも、高橋藏相自身としては、前に述べましたやうに景氣に關する基本觀念の變化と共に、早晚、財政經濟政策の根本方針に關して、何らか革新の必要に迫られるであらうことも、大よそは、これを豫感して居たものゝやうでありまして、それは前に紹介しました同藏相（犬養内閣）の金輸出再禁止に關する所見からしても窺はれるのであります。即ち『此金の輸出再禁止は國民の大多數をして總括的窮乏の苦惱より脱出せしめ、（中略）生活の安定に向はしめんとする時局匡救の第一歩である』と斷じて居るのがそれでありまして、特に『國民の大多數』と云ひ、『總括的窮乏』と云ひ、『生活の安定』と云ひ、『時局匡救の第一歩』——（この頃には未だ『時局匡救計畫』は全く政界には登場して居ませんでしたし、又時局匡救と云ふ言葉も一般の用語とはなつて居なかつたのであります。——）と云ひ、これらの言句が一聯となつて表現して居ります同藏相の基本的觀念そのものは、最早、同氏が年來主持して來た本然の自由主義そのまゝではありませんでした。少くとも、それは同藏相自身をして直感的

に、斯く基本的感念の修正を餘儀なくせしめるやうな現實の狀勢が、緊切に働きかけて居たのに因るものと察せられるのであります。

けだし、金輸出再禁止は、これを實行した當局者としての理由や期待などの如何に拘らず、特に當時に於ける國民經濟の實狀からすれば、そのこと自體が通貨・金融の大勢を支配し、物價水準を制約する等に依つて、國民經濟全體としての動向を規定すべき基礎工作であつたと云はなければなりません。さうした意味に於て、これを當時の我國民經濟狀勢と對照し、相互の間にどのやうな本質的關係があつたかを顧みますれば、客觀的には、そのこと自體が、我國民經濟をして自由主義經濟から統制經濟へ轉向せしむる上に、缺くべからざる保障を成したものであつたと認めざるを得ないのであります。つまり、高橋藏相自身としては何ら自由主義の指導理念そのものを否定するつもりではなかつたとしても、當時の、特に經濟上・社會上の客觀的狀勢に依つて、知らず識らずの間に藏相自身の基本觀念が左右せられて居たことを、たま／＼金再禁輸出に關して卒直に表現したものであつたと評して宜からうと思ひます。

もつとも、これは恐らく、獨り高橋藏相のみに關したことなく、寧ろ當時、この方面に關する多くの識者をして、大なり小なり同様の矛盾を免れしめなかつた一つの謎であつたと云つて宜からうと思ひます。否、高橋氏の如き卓絶せる政治家であつたればこそ、金再禁輸出に關して、これだけの見透しを豫斷し得たのであらうとも認められるのであります。

しかしながら、さうした基本觀念の變化と云ふことが政府乃至國民一般に自覺せられた上、それが財政經濟政策の建前を規定すべき指導原則となつて確立せられる迄には、尙ほ相當の波瀾や曲折を避けられませんでした。

即ちこの場合にありまして、藏相自身としての基本觀念そのものは夙に「統制」へ先走つて居りましたにも拘らず、財政經濟政策の指導原則は依然として自由主義に停滯して居たのであります。ひつきやう、それは我國民經濟自體の動向轉換に伴ふ過渡的な不調和に外ならなかつたのであります。何れにしても斯くて招徠せられた經濟的・社會的狀態の「改善」は、結局、甚だしい跛行景氣でしかなかつたのであります。然も、さうした跛行景氣の爲めに、國民經濟自體の内部に醸生せられた政治上・經濟上・社會上の摩擦や扞格や相剋は、日を送つて内訌の度を高めて行きました揚句、遂に爆發して未曾有の大不祥事を惹起したのが「二・二六事件」であつたと云つて宜いのであります。但し、これは必ずして「二・二六事件」の原因が専らさうした國內的事情のみにあつたと云ふ意味ではありません。同時に又それは次章に述べますやうに、國際的關係からも由來して居るのであります。兎に角、國民經濟自體の不安定そのことが同事件の重大な一原因を成して居たことは争ふ餘地のないところでありませぬ。

斯やうに我國に於ける金解禁乃至再禁輸出の前後に互る景氣の推移と、この間に實行せられた財政經濟政策とを對照し、更に國民經濟狀勢と國民思想の動向とも顧み、然もその間に次ぎ／＼と兇惡な事件が續出して、遂に「二・二六事件」と云ふやうな我國空前の大不祥事を惹起するに至つた所以などを思ひ合せて見ますと、當時に

於ける政府當局者の指導理念なり、政黨としての政策なり、又は國民一般の政治的イデオロギーなりが、時勢に伴つて居たか否かは兎に角として、最早、我國民經濟自體——即ち國民經濟の内部的事情からして——が夙に自由主義・資本主義本來の常道を辿り得るやうな餘地を失つて居たことだけは疑ひないのでありまして、従つて、この自由主義・資本主義の行きづまつた難局を打開する爲めには、何人がその局に當つたとしても、所詮、自由主義・資本主義そのものに對して何らかこれを否定するやうな方針に進むより外に途はなかつた筈であります。

では、そのやうに經濟的にも社會的にも、そして又政治的にも、幾多の決瀾や動搖を捲き起した揚句、遂に自由主義體制としての破局に陥つたのを收拾して、新局面を打開する爲に、何れにその活路が求められたかと云ひますと、結局それは全體主義的——（この事に就いては後に改めて述べる所に譲りますが、以下、便宜上、姑らく全體主義的と云ふ言葉を藉りて置きたいと思ひます）——統制方針への轉向に外ならなかつたのでありまして、さうした國民經濟自體の劃史的な動向轉換が、『二・二六事件』の後を承けて成立しました廣田（弘毅）内閣の下に實現せられることになつたのでありますが、それらの事情は後に改めて述べるところに譲ることとしまして、次には、この時代を通じての我國民經濟狀勢の推移を、國際關係の上から觀察しなければなりません。

第二章 國際鬭争の激化

扱て、前章に述べましたところは、我國民經濟自體が特に曩の第一次世界大戰以降、その自由主義・資本主義の體制から全體主義的統制の態様へと轉向して來た経緯を明かにする爲めに、専ら國內的に觀察した實證的檢討でありまして、結局、さうした轉向が、人々の主義とか方針とか云ふやうな主觀的動機よりも、寧ろ經濟的・社會的事情の進展に伴ふ必至の勢であると云ふ所だけは、これに依つて大よそ確め得られたことと思ひます。しかし、これだけでは未だ問題の一面的論斷に過ぎないのでありまして、云ふ迄もなく、それには同時に、これを他の一面、即ち國際的關係上からも究明して見なければなりません。と云ひますのは、元來、國民經濟の斯やうな動向轉換は單なる國內的事情からだけでなく、同時に、若くは、より以上に、國際關係の不圓滑・摩擦・扞格・緊迫・尖鋭化と云ふやうな非平和的乃至鬭争化の狀勢と相關的に促進せられて來た世界的な大勢の一面でもありまして、さうした世界的な大勢を具象化したものが、いはゆる國際經濟戰の激化と國防競争の深刻化と云ふ二大傾向に外ならなかつたからであります。そのやうな意味に於ての國際鬭争が、どんな経緯を辿つて發展して來たかを、以下、やはり事實に即して觀察させよう。

第一節 第一次大戰後に於ける國際關係の和戰兩面

一、國防競争激化の歴史的大勢

顧みれば第一次世界大戰を劃期として、それ以來、世界的に國防の意義や態様などが一變して來た次第や、そして軍備と國防と國民經濟の三者を一聯とする相關的關係が、立國の基本的體制を規定する絶對的要件となり、それが急速に發展して來た揚句、遂に今日のいはゆる高度國防國家體制に依る總力戰時代を現出するに至りました所以(註)は、最早、何人にも肯定せられなければならぬ目前の現實であります。然もさうした最近代的意義に於ての軍備の擴充乃至國防の強化と云ふことが、列強を通じて近年頗る著しくなつて來ましたのは、特に世界的恐慌に入つて以來の現象でありまして、その決定的な動機を成したものは、ひつきやう國際經濟戰の未曾有の深刻化に在つたと云つて宜からうと思ひます。

(註) 拙著『革新經濟講話』第二章第三節、四、參照。

と云ひましても、さうした國際經濟戰の深刻化、従つて軍備の擴充乃至國防の強化と云ふことは、必ずしも世界的恐慌に入つて以來、始めて現れて來た傾向であると云ふ意味ではありません。遡れば、今から百六十數年前に、既にアダム・スミスが喝破して居ります(註)やうに、軍備の擴充乃至國防の強化と云ふことは、文明の進

歩に伴つて、ますます増進せられて來た歴史的事實でありまして、殊に近世に於けるその急激なる發展が資本主義の上昇に伴つてますます飛躍的になつて來ましたことは、特に著しい世界的傾向の一つであつたと云つて宜いのであります。

(註) Adam Smith: An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations, Bk. V, Chapp. 1, Part 1.

斯くて十九世紀の末葉からヨーロッパの諸國間に於て、即ち海軍に關しては主としてイギリスとドイツとの間に、又陸軍に關してはドイツ、フランス、ロシア、イタリアなどの間に、相互に激成せられて來ました軍備競争は、勢『武力の均衡』に向つてその巨歩を躍進し、いはゆる武裝の平和を持合ひつゝ今世紀に入りましたが、然もそれ以來、『武力の均衡』は殆ど白熱的な緊張状態に達して遂に第一次世界大戰が勃發したのであります。ところが、その結果は、従前イギリスと對抗して軍備競争の兩横綱に擬せられて居りましたドイツの敗戦となり、又その大戰前には、陸軍の兵力に於て恐らく世界第一位を占めて居たと認められますロシアが、共產革命を惹起しましたが爲めに、従前のいはゆる武力の均衡は、こゝに全く破れてしまつたのであります。そんな譯で十九世紀の末葉以來、主としてヨーロッパ諸國間に、なさがら火花を散らす程に激烈を極めました當時の軍備競争は、こゝで一應、その決濟を付けましたけれども、然も更にこの第一次世界大戰が轉機となつて、戦前とは異つた國際對勢の下に、軍備の擴張乃至國防の強化に關する競争が、更に世界的な現實となつて世紀の舞臺に展開せられ、それが又、近年の諸國間に於ける經濟戰の激化に伴つて飛躍的に高調せられて來たと云ふ次第であります。

もつとも、第一次大戦後、斯やうな穏かならざる氣運が再び諸國間に擡頭して來たのに鑑みまして、一方では出來得る限り國際關係を圓滑に維持し、その闘争化への状態を防止しなければならぬとする非戰的氣勢も漸く高調せられて來まして、武力を否認し又は平和を助成する爲めの諸施設も熱心に企圖せられ、且つ多少は實現せられたものもありました。然も、斯やうな試みは、當時、大戦の瘡痕を癒やし、疲勞し切つた國力を恢復する爲めに、是非とも經濟的休養を必要として居りましたヨーロッパ諸國及アメリカ合衆國にとつては、丁度その要求に即應し得るやうな詭へ向きの方策でもありませんので、それらの事情が一緒になつて、軍備の擴充乃至國防の強化に關する競争は大戦後、一時は、さすがに小康状態に入つたばかりでなく、いはゆる軍縮時代をすら現出したのであります。

しかし、それは、ひつきやう大戦前、既に白熱點に達して居りました軍備擴充乃至國防強化に關する競争が、大戦に依つて遂に爆發したその反動的沈靜、言はゞ、颱風一過後の風模様にも擬へらるべき過渡的現象でしかなかつたのであります。もとより國際闘争の激化と云ふ現代人類社會としての必然的な動向そのものが、根本的に一新せられたり、逆轉したりした所以ではありませんでした。イヤ、人類社會の大勢を主持して來ました底流は、依然として國際關係を闘争の激化へと推し進めずには居なかつたのであります。さうした必至の狀態が改められないのに、どうして軍備の縮少や國防の緩和などが本當に期待せられませうか。と云ふよりも寧ろ、第一次大戦そのものに依つて、夙にさうした軍備の擴張や國防の強化に關する競争の止め途なき發展が見透されまし

たからこそ、戦後、殊にヨーロッパやアメリカなどの諸國民は殆ど人智の及ぶ限りを盡して、これが豫防や迴避に努めましたにも拘らず、然もそれらの豫防施設や迴避策の總べてが肝腎の眼目に觸れなかつたばかりか、寧ろ故意に核心をばづされて居りましたが爲めに、何れも結局は不成功に終り又はわづかに一時的緩和状態を齎し得たに過ぎなかつたのであります。

けだし、曩の第一次大戦後、凡そ國際平和を助成し又は保全する爲めの方策としては、一般的に戦争の迴避を目的とする國際的協定と、戦争の手段たる軍備の縮減との二通りの方針を併用して、漸進的にこれを實現しやうと云ふ建前に成つて居たのであります。斯うした趣旨に關する限り、何れの國民としても、それに反對するものはありませんでしたし、又どこの政府も各自の國是若くは國家の綱領として標榜したところのものは、終局的には世界平和の招徠と云ふ共通の題目に外ならなかつたのであります。ところが、扱てこれを實現しやうと云ふことになりますと、諸國相互間の利害關係が端的に對立して、到底歸着點を見出だし難いやうな紛糾に陥るのを常とし、たま／＼その實現を見たものもありしても、國に依つて甚だしい不公平を免れないと云ふやうな關係にありましたが爲めに、却つて一層、國際不和を増長すると云ふ逆結果的傾向をすら齎したのであります。

では、一體、何故に、さうした『平和の企圖』が不結果に終らざるを得なかつたのかと云へば、ひつきやう、それは、そも／＼問題の根柢を成して居りました國際關係の不調和と云ふこと、即ち諸國間に軋轢を生ぜしめたり衝突を惹起せしめたりせずには置かないやうな禍根そのものを措いて、と云ふよりも寧ろ、さうした禍根には

敢て觸れまいやうにして、徒に平和の維持を希望したり、軍備乃至國防を縮少若くは制限したりする方だけに重きを置いて居りましたが爲めに、その不合理が必然に、これらの諸計畫を失敗に陥らしめずには居なかつたのでありまして、つまり國際不和の大勢を阻止する爲めには、斯やうな平和の促進又は武力の否認に関する諸工作の如きは、餘りに姑息な彌縫でしかかなかつたと云ふ譯であります。

二、國際平和促進の運動と軍縮への努力

顧みれば、一九一九年（大正八年）六月二十八日、世界大戰の總決算を付けるべき平和條約はヴェルサイユ會議に於て締結せられ、アメリカ合衆國の加盟を見なかつたとは云へ、然もその好意的支持を伴つて國際聯盟が創立せられ、假令、形式的にでも、又一時的であつたにせよ、兎に角、従前、さながら夢物語りの如くにすら看做されて居りました國際聯盟と云ふ世界平和の殿堂が、こゝに有史以來の實在となつて出現しましたことは、これに依つて、言はゞ國際關係安定の一大礎石を据へたものゝやうでもありました。

越へて一九二二年（大正十一年）二月六日にはワシントンに於て海軍々備制限條約を始め、通計七條約及これに附屬せる協定並に十二件の決議が成立しました——（中には未批准の儘消滅したのもありますが）——ことは、更にそのいはゆる聯盟精神を實現すべき一巨歩を踏み出したものゝやうにも認められたのでありまして、斯くて、このヴェルサイユ及ワシントン兩會議の成果は相俟つて、大戰後に於ける人類社會の動向を、少くとも非開争的趨

勢に規定すべき世界的繩墨となつたかの感がありました。然もその後、一九二八年（昭和三年）八月二十七日にはパリに於て戰爭地棄に關する條約、即ちいはゆる不戰條約が成立し、更に翌々一九三〇年（昭和五年）四月二十二日にはロンドン海軍條約が締結せられまして、戰爭の迴避・平和の維持を目的とする國際的協力工作はいよいよ強化せられて來たやうでありました。

試みに、これら諸條約の締約國又は加入國並にその綱領とするところを摘要しますと、平和條約は曩の世界大戰に参加した同盟及聯合國側とドイツ國との間に、『戰爭に代ふるに鞏固公正且恒久の平和を以てせんことを均しく希望し』（註一）て『締約國は戰爭に訴へざるの義務を受諾し各國間に於ける公明正大なる關係を規律し各國政府間の行爲を律する現實の規準として國際法の原則を確立し組織ある人民の相互の交渉に於て正義を保有し且嚴に一切の條約上の義務を尊重し以て國際協力を促進し且各國間の平和安寧を完成せむが爲』（註二）めに、國際聯盟なる一機關を常設すると云ふのであります。

（註一）『同盟及聯合國と獨逸國との平和條約』前文。

（註二）『國際聯盟規約』前文。

一方、ワシントンに於て成立した諸條約を見ますと、海軍軍備制限條約はアメリカ合衆國、大ブリテン國、フランス國、イタリー國及日本國の間に、『一般の平和の維持に貢獻し且軍備競争の負擔を軽減せんことを望み』（註一）、四國條約はこれら五國の中からイタリーを除いた他の四國間に、『一般の平和を確保し且太平洋方面に

於ける其の島嶼たる屬地及島嶼たる領土に關する其の權利を維持するの目的を以て』(註二)、支那に關する九國條約はこれら四國の外にイタリ、ベルギー、支那、オランダ及ホルトガルの五國を加へた九國間に『極東に於ける事態の安定を期し支那の權利利益を益々擁護し且機會均等の基礎の上に支那と他の列國との間の交通を増進せんとするの政策を採用することを希望し』(註三)、戰爭拋棄に關する條約はドイツ、アメリカ合衆國、ベルギー、フランス、英帝國、イタリ、日本、ポーランド及チェッコスロヴァキアの九署名國に、加入國三十一國を加へた合計四十國間に、『人類の福祉を増進すべき其の嚴肅なる責務を深く感銘し其の人民間に現存する平和及友好の關係を永久ならしめんが爲國家の政策の手段としての戰爭を卒直に拋棄すべき時機の到來せることを確信し其の相互關係に於ける一切の變更は平和的手段に依りてのみ之を求むべく又平和にして秩序ある手續の結果たるべきこと及今後戰爭に訴へて國家の利益を増進せんとする署名國は本條約の供與する利益を拒否せらるべきものなることを確信し』(註四)て、又ロンドン海軍條約はワシントン海軍々備制限條約の締約五國間に『競争的軍備に常に伴ふ危險を防止し且負擔を軽減せんことを希望し並にワシントン海軍會議に依り開始せられたる事業を進展せしめ、且軍備の一般的の制限及縮少の漸進的實現を容易ならしめんことを希望し』(註五)て、それらの企圖を實現し・達成しやうと云ふのであります。

(註一) 海軍々備制限條約、前文。

(註二) 四國條約、前文。

(註三) 九國條約、前文。

(註四) 戰爭拋棄に關する條約、前文。

(註五) ロンドン海軍條約、前文。

斯やうに諸條約の目的や意味や表現の方法などは、勿論各個に異なるところがありますが、更にこれら各條約それらの綱領とするところを綜合し・對照して見ますと、それらの總べてを通じて一貫して居りますテーマは、ひつきやう國際間に於ける平和の維持と云ふことに外ならないのであります。それが爲めには戰爭そのものは勿論、戰爭の手段たる軍備をも否認すると云ふに歸するのであります。それだけのことを出来るだけ強調する爲めに、適用し得る限りの字句と執拗な程の入念さとを以て嚴格に表現して居ります有様は、時に多少の威壓感をすら與へるやうなものもありますが、然も斯く迄に標榜振りの驕傲なるにも拘らず、その實效はと云へば、さながら空文同様か、然らざる迄も、結局、一時的制約としての役割を果し得たに過ぎなかつたのであります。殊に條約それ自體が滿期又は失効となつたもの以外にあつても、その總べてが第二次世界大戰に依つて全く否定せられてしまつた譯であります。即ち、從來、凡そ國際間の葛藤・軋轢・紛争・衝突から開争乃至戰爭への發展を防止する爲めに、現代文明諸國民の採用し又は實行し得た最善の諸政策と云ふものは、所詮、國際間に於ける反平和的状態の歴倒的なるに對しては、餘りに微力な緩衝施設又は無意味な努力でしかなかつたと評せざるを得ないのであります。

三、いはゆるヴェルサイユ體制とワシントン諸條約

では、一體、諸國民が第一次大戰後、斯く迄に平和を希望し、軍備又は戦争を非認して居たにも拘らず、どうして、そのやうな逆行的傾向を避けられないのかと云ひますと、實は、これらの國際的諸制約それ自體が、もと／＼人類社會としての自然の發展動向を人為的に歪曲することに依つて、不自然なる國際的對立關係を、強ひてその儘に持續しやうとする以外の何ものでもなかつたからでありまして、特に、それは資源・資金・市場・植民地などを偏有せる小數の國家が、斯くて各自の經濟的に惠まれたその地歩を保全し、且つ世界的にます／＼さうした支配的勢力を擴張する爲め、より優越せる軍備を保有することに依つて、全人類社會としての凡ゆる人的・物的需給關係を主我的に制約しやうとする企圖に外ならなかつたのであります。然も、斯うした不條理的企圖の下に實現せられた國際關係の一つは、云ふ迄もなく平和條約、特にその中の國際聯盟規約を根據として成立したいはゆるヴェルサイユ體制であり、他は海軍々備制限條約を保障として維持せられて居りましたいはゆるワシントン體制でありました。即ち前者は國際間の紛争乃至戦争の迴避又は防止に重點を置き、後者は軍備と云ふ戦争手段の減廢を眼目として居たのでありまして、その他のワシントン諸條約や戦争拋棄に関する條約やロンドン海軍條約などは、つまり、この二大基本的體制に對しての補足的施設若くは裏付け工作に過ぎなかつたものと云へませう。

(一) 平和條約の不合理

先づこれを平和の維持に關する綱領から觀ませう。成る程、平和條約に明示してありますやうに、「戦争に代ふるに鞏固公正且恒久の平和を以てせんことを均しく希望し」て居るのは、恐らく全人類一人殘らずにとつての共通の心象であると云へませう。しかし、それに就いて國際聯盟が要求して居りました「各國間に於ける公明正大なる關係」とか、「各國政府間の行爲を律する現實の基準としての國際法の原則」とか、「組織ある人民の相互の交渉に於て正義を保有し」とか云ふやうな、その「公明正大なる關係」や「國際法の原則」や「正義」は、ひつきやう既往に生成せられた歴史的事實を不可動の根據とし、さうした史的根據を左右しない限りに於て又はその根據を擁護し得ることを條件としての主觀的な又は一方的な獨斷でしかなかつたのであります。具體的に言へば、アメリカ、イギリス及フランスの如き資源・植民地・市場などを多く「有てる」國々としては、過去に於て、その「有てる」ものを獲得した手段や方法が、果して「公明正大」であつたか否か、國際法の原則に協つて居たか否か、「正義」に即して居たか否か、と云ふやうな歴史的事實の穿鑿は姑くこれを措くとしても、兎に角それらの資源や植民地や市場などを幾らも「有たざる」國々に對し、「有てる」が故の優越的地歩を安全に持續して行くことが出来れば、甚だ好都合であるに相違ありません。ですから「有てる」國々としては「有たざる」國々に對して極力、その現状維持を眼目としての「國際法の原則」や「戦争に訴へざるの義務」などを尊重せしめやうとする譯なのですが、結局、それは「有てる」國々としての恣意に基く安逸なる自衛策に過ぎないの

でありまして、「有たざる」國々としては、常に天然の惠澤に關する分配上の甚だしい不公平を忍ばざるを得ないと云ふだけでなく、それは又、實に國民生存權をすら否定せらるゝの所以であると云はなければなりません。されば「有てる」國々が飽く迄もさうした不公平を固持しやうとする限り、「有てる」國々と「有たざる」國々との間には所詮、利害關係の衝突を避けられないのが當然の次第であります。然もこの事は單に諸國相互間の不公平觀と云ふやうな主觀的な意味に關するだけの問題ではありません。斯やうに人類の生活資料や手段を利用し得る分量や機會が不均衡であるが爲めに、必然に國際間の經濟的安定が阻害せられると云ふ客觀的な實勢そのものこそ、いつかは又どこかで、世界平和に破綻を惹起せしめずには置かなかつた所以なのであります。

然るに平和條約の規定して居りますところは、一方に於てはドイツに對し、同國をして武力的には勿論、經濟的にも再起を不可能ならしむる爲めの桎梏を架すると共に、イタリーその他ヨーロッパに於ける比較的弱小な諸國をして、經濟的にも武力的にも、各自の國際的地位を向上・進出せしめないやうな羈絆となり、又日本が平和會議に提案しました人種差別撤廢の要求をも斥けて、徒にイギリス及フランス兩國の優越的立場を一層鞏固ならしめるやうな結果に終るの外はなかつたのであります。然も他方、國際聯盟外にあつて國際的活動の自由を確保して居りました「有てる國」アメリカは、やはり「有てる」イギリス及フランス兩國と、その利害關係の共通する限りに於て國際聯盟を支持し、斯くて國際聯盟は結局このイギリス、フランス及アメリカと云ふ「有てる」三大國をして事實上、世界的制覇の欲望を安全且つ容易に達成せしむるの保障でしかなくなつたのであります。兎

に角さうした偏頗な國際的機構が大よそ大戰後、世界的恐慌に至る約十年間を通じて、人類社會の動向を規律する上に一つの大きな役割を演じて來たことは否定すべからざる事實でありまして、それが世にヴェルサイユ體制と稱せられて居た假面の國際平和機構なのであります。

しかし、さうした不自然且つ偏頗な國際體制は到底永續し得べきものではありません。イヤ、さうした不自然且つ偏頗な體制が早晩行きつまたざるを得ないであらうことは、ヴェルサイユ會議の狀勢そのものから夙に看取せられて居たのであります。現に、平和會議にイギリス代表の隨員として出席したケインズの如きは、當時、この點に關して痛切な論難をすらすらして居ります。即ち同會議の結果と、自國の主席代表であつたロイド・ジョージの立場とに關し、「ロイド・ジョージ氏は、賢明ならざる、なかば實行不可能なる、そしてヨーロッパを危殆に瀕せしむる所の平和條約に責任を執つた。……ヴェルサイユの平和は衆愚の要求と主役達の役柄とが結合して出來たものである」と難じ(註一)、「吾々が若しドイツ又はロシアに對し、その住民や政府に對する國民的・人種的・又は政治的憎惡の爲めに、彼れらが物質的幸福を恢復し能ふ各種の方途に就いて些細な事に迄も反對したならば、吾々はさうした感情が齎すべき結果にぶつゝかることを覺悟して置かなければならない。……それは、ヨーロッパの比較的近似せる民族間に道德的な共同一致はなくとも、然も吾々の無關心であり得ない共同一致があるからなのだ。……ヨーロッパは最早何人の手中にも無い。將來の出來事は政治的行動に依つて作爲せられるものではなからう。それは、何人もその結果を豫言し能はざる政治史の表面下を不斷に流れて居る所の底流に依つ

て創造せられるであらう。」(註二)と評して居るのであります。この評言はドイツ及ロシアを主たる對象として下したものとやうですが、然も又これは、假に我國をドイツ及ロシアの代りに置き換へたとしても、丁度そのまゝ當てはめらるべき恰好の批判であるやうに認められるのであります。そのことは次に述べますワシントン諸條約の表裏と對照しつゝ考察せられなければならない問題であります。

(註一) J. M. Keynes: A Revision of the Treaty, Chap. I.

(註二) J. M. Keynes: The Economic Consequences of the Peace, Remedies.

(二) ワシントン諸條約の表裏

(一) 米英二國の日本牽制の魂膽 次には、これをワシントン諸條約、特に軍備縮少の問題に觀ませう。けれどし第一次大戰後、その瘡痕を癒すべき一方策として、凡そ軍備費の負擔を輕減したいと希望して居りましたことは、イギリスやフランスとしては勿論、アメリカとしても亦極めて切實なものがありませんでせうし、それは又、國際聯盟自身が最重要な目的の一つとして居りました「戦争に訴へざるの義務」を果すと云ふ趣旨にも協ひ得るの所以でありますから、國際聯盟自身としても軍備縮少に關する委員會を設置して、その調査・立案を進めて居りました。しかし、それには是非共、特に海軍々備に關してアメリカの参加を必須の要件として居りましたし、又陸軍々備に關しては容易に實行案を得がたいやうな事情にもあります。それ等の關係から、國際聯盟の軍縮委員會に對しては最初から、到底多くの期待を繋げられなかつたのであります。

然るに舊交戰諸國としては前に述べましたやうに、軍備費の負擔を輕減するの必要は極めて切實なものがありませんでしたが、戦後の國際狀勢は却つてますゝ軍備競争を激化せしめるやうな趨向を示して居りまして、勿論、それは舊交戰諸國にとつては財政上の一大脅威とならずには居なかつたのであります。もつとも、これを諸國それ々の立場から觀ますと、フランスはドイツにして再起し得るに至らない限り、競争の主たる相手方はイタリーでありましたから、これに對しては國際聯盟のいはゆる英・佛樞軸を保全して行きさへすれば、一應は安定を維持し得るやうな立場を占めて居たのであります。又イギリスは一方で、そのいはゆる英・佛樞軸を堅持しつゝ、他方でアメリカと協調を保ち得る限り、歐米方面に關しては、さし當つて國防上の不安を免れないと云ふやうな事情は先づなかつたのであります。

ところが、イギリスがアメリカとの協調を必要とするやうになりました所以は、ヨーロッパ乃至大西洋方面よりも、寧ろ太平洋方面を主たる舞臺面としての、植民地若くは海外諸領土の保全を緊切な要務として居たからであります。それは勿論、日本を主たる又は唯一の對象としての問題に外ならなかつたのであります。これに對してアメリカは國際聯盟を支持し、特にイギリスの對米協調方針にみづから即應して行く限り、これ亦大西洋方面に對しては先づ大した後顧の憂なくして居られたのに反して、太平洋方面に對しては新興國日本の儼存する限り、やはり、その勢力發展が不安の種とならざるを得なかつたのであります。殊に日本の支那・南洋方面に對する經濟的・軍事的優越權の擴大は、アメリカとしては到底、晏如たるを許されなかつたところであつたと察せ

られるのであります。

そんな譯で、イギリスとしても亦アメリカとしても、第一次大戦後に於ける國防計畫に關しては主として太平洋方面に對し殊に日本を肝腎の對象として、その保全を期せなければならぬやうな状態に當面して來たのであります。扱て、その日本はと云へば、我國としては大戦に於て舊交戰國團體の一員であつたと云へ、實際には戦時中、さながら中立國と異らないやうな有利な立場を占めることを得て、殊にその中立的利益を多分に獲得し、財政經濟状態を非常な好調に轉せしめ、從つて軍備費負擔の餘力も著しく増大せられて來たのであります。から、アメリカ又はイギリスとしては是非とも日本の軍備擴張を阻止して、少くとも各自の東洋方面に對する經濟的・政治的活動の自由を保障し得る程度に迄、これを牽制しなければならぬと云ふやうな對立的概念に基き、寧ろ先じて日本を抑壓するに如かずとする非友好的人氣が、大戦後、これら兩國の政界・財界などの一部には期せずして擡頭して來たのであります。然も日本に對するさうした非友好的乃至不安の念は、特にアメリカなどに於ては、比較的無智なる大衆をして往々、對日恐怖感をすら懐かしむる迄に、政治上の策略などに利用せられたりして、徒に彼我の國際關係を不圓滑に陥らしめるやうな傾向を助長して來たのであります。

(2) 海軍々備制限の不公正 何れにしてもアメリカやイギリスとしては、出來得る限り安全且つ平穩に、従前彼れら自身の占めて居りました國際的優位をその儘に保全し、又は一層向上する爲めには、結局日本との相互間に於ける軍備の對勢に關し、成るべく日本に大きなハンディキャップを附することが、何よりも肝要である

と云ふやうな見地から、いはゆる現有勢力を基準として、これを關係諸國それごとく對しての割當比率とするに云ふやうな、彼れらにとつて至極都合の好い獨斷的な原則の下に、敢て不公平な制約を設けやうとしたのが、海軍々備に關するいはゆる五・五・三(註)の比率制でありまして、斯くて國防關係上に實現せられた國際的制約がいはゆるワシントン體制に外ならなかつたのであります。

(註)

一、海軍々備制限條約に依る制限事項の主なるものは主力艦・航空母艦・補助艦の關する範圍に互つて居りましたが、その中でも最も重要な事項は主力艦に關する制限でありまして、要綱は左の如きものであります。

(一) 締約國は同條約の『第二條第一節に掲ぐる主力艦を保有することを得』る外、特に規定するものを除き、『合衆國、英帝國及日本國の既成又は建造中の他の一切の主力艦』を別に定むるところに依つて處分する。(第二條)

(二) 『締約國は各自の主力艦建造計畫を廢止すべ』きは勿論、これを『建造し又は取得することを得べき代艦噸數以外に新に主力艦を建造し又は取得することを得ず。』(第三條)

(三) この建造し又は取得することを得べき『各締約國の合計代艦噸數は基準排水量に於て合衆國五十二萬五千噸、英帝國五十二萬五千噸、佛蘭西國十七萬五千噸、伊太利國十七萬五千噸、日本國三十一萬五千噸を超越することを得ず。』(第四條)

(四) 『基準排水量三萬五千噸を超越する主力艦は何れの締約國も之を取得し又は之を建造し建造せしめ若くは其の法域内に於て之が建造を許すことを得ず。』(第五條)

(五) 『何れの締約國の主力艦も口徑十六吋を超える砲を裝備することを得ず。』(第六條)
(六) 斯くて、これらの規定の下に保留することを得る主力艦は合衆國メリーランド以下十八隻、この合計噸數五〇〇・六五〇噸、英帝國ローヤル・ソヴヰレン以下二十二隻、この合計噸數五八〇・四五〇噸、佛蘭西國アルターニユ以下十隻、この合計噸數二二一・一七〇噸、伊太利國アンドレア・ドーリア以下十隻、この合計噸數一八二・八〇〇噸、日本國陸奥以下十隻、この合計噸數三〇一・三二〇噸となる勘定でありました。(第二章第一節)
右の中で(六)は、いはゆる既成艦に就いて便宜上、五國の對勢を斯やうに裁定した迄のものでありまして、條約有效期間内に代換を續行したとしても、結局、(三)の『合計代艦噸數』に於て各國それ／＼の所定噸數を超へてはならないと云ふのであります。その各國所定の合計噸數が合衆國・英帝國・日本國の三國に就き五・五・三、又フランス及イタリーは一・七五の比率となるのであります。

二、次に航空母艦に就いては

(一) 各締約國の保有し得る合計噸數を『合衆國十三萬五千噸、英帝國十三萬五千噸、佛蘭西國六萬噸、伊太利國六萬噸、日本國八萬一千噸を超えることを得ず。』(第七條)
(二) 『基準排水量二萬七千噸を超える航空母艦は何れの締約國も之を取得し又は之を建造し建造せしめ若は其の法域内に於て之が建造を許すことを得ず。』(第九條)
右の中で、航空母艦を保有し得る合計噸數は、合衆國・英帝國及日本國に關しては、やはり五・五・三の比率となりますが、佛蘭西國及伊太利國はその合衆國及英帝國に對するの比率が二・二五となつて居りました。

三、『主力艦又は航空母艦以外の軍艦』に就いては、合計噸數に關して制限を設くることなく、それらの軍艦にして(一)『基準排水量一萬噸を超えるものは何れの締約國も之を取得し又は之を建造し建造せしめ若は其の法域内に於て之が建造を許すことを得ず。』(第十一條)
(二)『將來起工せらるべき何れの締約國の軍艦も主力艦を除くの外口徑八吋を超える砲を裝備することを得ず。』(第十二條)

(3) 九國條約の眼目といはゆる軍縮の財政的效果 ところが、アメリカ及イギリスの日本に對する牽制の野望は尙ほ、それだけには止まりませんでした。即ち斯く軍備に關して日本を甚だしく不利の立場に陥らしめた上に、更に日本の支那に對する經濟的優位を否定する爲め、九國條約に依つて『機會均等』の名の下に、その對支活動の進展を拘束することになつたのであります。即ちそれは

(一) 支那の主權、獨立並其の領土的及行政的保全を尊重すること。
(二) 支那が自ら有力且安固なる政府を確立維持する爲最完全にして且最障礙なき機會を之に供與すること。(註)
(三) 支那の領土を過して一切の國民の商業及工業に對する機會均等主義を有效に樹立維持する爲各盡力すること。(註)
を眼目として居たのでありまして、何れにしても、これらのワシントン諸條約が日本の國際的地歩を抑壓することに重點を置いて居たことは、これらの諸條項自體が表明して居る通りであります。斯くて成立した全體としてのいはゆるワシントン體制自體が、餘りに不公平な、殊に日本にとつて甚だしく不利な偏頗を制約するものであ

つたことは、到底否定せられなかつたのであります。

(註) 九國條約第一條。

しかし、兎にも角にも、この海軍々備制限條約の成立に因つて、締約各國が軍備費の、より以上の重加を避け得た効果は、假令それが一時的期間又は消極的程度を出でなかつたにもせよ、特に大戰の瘡痕が深刻であつたヨーロッパの締約諸國は勿論、アメリカとしても亦これに依つて、各自の財政難を緩和する上に相當の資するところがあつたことは疑ひないのであります。勿論我國自身としても、これに依つて財政上には少からざる餘裕を生じ得たのであります。その振り合ひに於ては、或は他の締約諸國に優るとも劣らないものがあつたやうにも思はれますが、然も我國としては前に述べましたやうに、大戰中から戦後に互る國際經濟狀態の好調に伴ひ、國民の租稅負擔力の如きは戦前に比して格段に増大せられて居りましたが爲めに、他の締約諸國に於けるやうに、いはゆる軍縮剩資を以て、何を措いても先づ租稅その他、國民負擔の輕減に引き當てなければならぬと云ふやうな、それ程に緊切な必要には迫られて居なかつたのであります。

されば、我國としてはいはゆる軍縮剩資を以て豫て大正九年以來、軍備擴充財源の一部に充當する爲めに減價基金の繰入を停止して居りましたのを、同十二年度から再始した外、義務教育費國庫負擔の増額・治水事業の擴張など、いはゆる積極政策の増進に全部を振向けたのであります。何れにしても財政事情に關する限り、軍備制限の必要に關しては、締約諸國中、我國が最も緊切ならざる立場に在つたことは、斯うした事實からしても察

するに難くないのであります。さうした事情からしても、海軍々備制限條約が歐米列強の中でも、特にイギリス及アメリカ二國にとつて、より多く好都合であるやうな關係にあつたことは疑ふの餘地はないのであります。

四、軍縮及國際平和への補強工作の不成功

ところが、斯く國際聯盟規約にしても亦海軍々備制限條約にしても、それ／＼に若くは双方が相待つて、結局アメリカ、イギリス及フランスと云ふ『有てる』國々の爲めに甚だしく偏頗に好都合であり得るやうに仕組まれて居りましたにも拘らず、これらの三國としては尙ほそれだけで満足しては居りませんでした。と云ふよりも寧ろ、これだけでは、未だ戰爭迴避の保障とするには足らないと云ふ不安が去らないものですから、何らかの方法に依つて更に軍備の縮少を續行し、又は直接、戰爭そのものを封じてしまひたいと云ふのが、彼れら諸國民としての一致の願望となつて居たのであります。

(一) ジュネーヴ軍縮會議の失敗

斯やうな氣運が漸く高調せられて來たところへ、アメリカなどでは海軍々備制限條約の施行に伴ふ租稅その他負擔の輕減が尙ほ國民一般の期待に添ひ得ないやうな狀況にありました。さうした國民的不滿を充たすと云ふことが政治的に必要になつて來た等の事情もありまして、それらの動機から、特にアメリカ政府としては勢、更に一層、軍縮の促進に努めなければならぬやうな行きが／＼に當面し、斯くて再び同國政府の主唱に基

き、一九二七年（昭和二年）六月二十日から同年八月四日に至る約一箇月半に亘つて、國際聯盟——（同聯盟自體が當時、漸く無力の存在と化しつゝありましたことは前に述べたやうな次第であります）——の軍縮委員會とは別に、ジュネーヴに於ていはゆる第二次軍備制限會議が開催せられたのであります。

この會議を開催した趣旨（註）は、『諸海軍國が華府に於て着手せし事業を更に繼續且完成し得るに至らんことは米國政府の一九二二年來の宿望』であるが、もつとも、軍備問題に關しては、『現在世界の一部に於ける政情が、普遍的制限計畫を全體として即時に解決することを許さざるを認めざるを得ざるを遺憾とするに付、問題に依り單獨且つ個別的解決を爲し得べきものは直に之を分離し、其の個々の解決に着手すると共に、他方一般的協定に依る陸海空軍の同時制限を目的とする全般的提案に對して（中略）協定を成立せしむることは、世界の諸國民にとり極めて實行的なりと信ず』ると云ふのであります。ひつきやう、ワシントン海軍々備制限條約を基本とし、更に一層の軍縮を達成する爲めの補完工作として、その一段階を踏み出さうとしたものであつたと云へませう。されば、同會議への参加招請は海軍々備制限條約の締約國たるイギリス、フランス、イタリア及日本の四國に對して發せられたのであります。然もフランス及イタリア二國の不参加に由つて、餘儀なくアメリカ、イギリス及日本の三國だけで開催することになつたのであります。

（註） 外務省、國際時報第二卷第四號『第二次軍備制限會議開催の提議に關する覺書』。

フランス及イタリアの二國がこの會議に参加を承諾しませんでしたのは、嘗に會議の成功難を見越して居たが爲めばかりでなく、この二國としては豫て海軍軍備制限條約に依る一・七五と云ふ各自への制限率に對し、甚だしく不満足の意を懷いて居りましたところへ、このジュネーブ會議の當時に在つては、ヨーロッパに於ける國際情勢は漸く不安に傾き、勢、軍備擴張競争の再燃するやうな兆候も夙に歴然たるものがありました等の事情にも由るのであります。この二國としては、オヴザーヴァーとしての参列をすらも拒否したのであります。

然るに、それが爲めに、餘儀なく三國だけで開催せられた同會議も、主としてイギリス側の中型巡洋艦を成るべく多數に保有せんとする要求と、アメリカ側のいはゆる合計噸數を少くし、且つ軍備制限條約の制限を超へざる範圍内に於て兵裝の自由を認めんとする主張との間に、到底、妥協の餘地なきことが明かになりまして、遂に決裂の外なきに至り、軍縮問題はこゝで一頓挫を生じたのであります。

（二） 空文同様の戰爭拋棄に關する條約

もつとも、斯くジュネーブ會議が失敗に終つたことは、豫て關係諸國民からその成功を危ぶまれて居りました關係上、それが爲めに今さら國際平和の前途に對して特に悲觀的人氣を濃厚ならしめると云ふやうなことはありませんが、しかし、又その失敗を、失敗のまゝとして敢て顧みないと云ふことは、殊にアメリカ國民としては到底安んじ得ないところであつたのでせう。同國政府としてはこの狀勢に鑑みて、改めて平和の維持に關する新規の方策に乗り出したのであります。即ち同國政府の提案に基き、ジュネーブ會議の翌一九二八年——（昭和三年）——八月二十七日に成立しました戰爭拋棄に關する條約、即ちいはゆる不戰條約がそれでありまして、

これは、その趣旨・目的に於て、さながらヴェルサイユ體制の弱みを補強する爲めの裏付け工作にでも擬せらるべきものであつたと云へませう。

この戦争放棄に關する條約の趣旨及眼目となつて居たところを觀ますと、前に紹介しましたやうに「締約國は國際紛争解決の爲戦争に訴ふることを非とし且其の相互關係に於て國家の政策の手段としての戦争を放棄することを(中略)嚴肅に宣言す」(註一)ると共に、「締約國は相互間に起ることあるべき一切の紛争又は紛議は其の性質又は起因の如何を問はず平和的手段に依るの外之が處理又は解決を求めざることを約す」(註二)と云ふのでありまして、つまり「紛争又は紛議」の「性質又は起因の如何を問はず」一切の戦争を否認し、これを避けると云ふ意味に外ならないのであります。

(註一) 戦争放棄に關する條約第一條。

(註二) 同前、第二條。

成る程、戦争に訴ふることなく、「平和的手段に依」つて國際間の紛争や紛議を解決し得るものときまつて居ますならば、又はそのやうな解決が期せらるべき何らかの保障でもありますならば、何れの國も敢て戦争などに訴へやうとはしないのでせう。しかし、凡そ國際間の紛争や紛議の中で、どうしても「平和的手段に依」つては解決せられないとか、是非とも戦争に訴ふるの外はないやうな難事件と云ふものは、そんなに數多くあるものではありません。それが、武力の積極的な發動をも避けられない、と云ふやうな破局に迄陥つて行きますのは、實に關

係當事國としての國民生存權の存亡にも關する致命的な問題なればこそであります。例へば相手國に對する單なる利害關係とか、國家としての體面とか、國民的感情とか云ふやうな主觀的な動機や、又はその理由とか口實とかの如何に拘らず、結局、武力に訴へざるを得ないやうな、内外に於ける何らかの客觀的事情が、必然にそれを餘儀なくせしめるのであります。この事は、例へば「戦争の放棄」を最も熱望して居りましたアメリカ國民自身としても、假に、若し同國自身がさうした已むに已まれないやうな窮地に陥らされたとしたならば、是非に及ばず、同國自身が進んで「戦争に訴ふることを」不可避の行きがゝりとして肯定せざるを得なかつたであらうと思はれます。

されば、アメリカやイギリスや、その頃のフランスや、それらの「有てる」國々としては、國際的に優越な各自としての經濟的立場を保全し得る限り、戦争などは全人類社會から絶對にこれを放棄したかつたのでせうが、勿論それは餘りに自分勝手の期待でありまして、そんな主我的な制約を諸國間に固持しやうとしたとても、世界經濟としての自然の動向は、到底これを許して置くべき筈はなかつたのであります。現に斯うして、戦争放棄に關する條約が成立したにも拘らず、一方では諸國間に於ける軍備の擴充乃至國防の強化に關する諸計畫は、ますます競争的に増進せられて來たのでありまして、これは、ひつきやう、そのやうな國際的制約が所詮、一片の空想に終らざるを得ない所以を反證した世界的な一つの諷刺劇であつたと評しても宜いのでせう。

(三) 軍擴競争助長の動機となつたロンドン海軍條約

それは兎に角、『有てる』國々の間には、徒に戦争を忌避し、少しでも、これが負擔と慘禍とを軽減したいと云ふ熱望がますます強くなり、斯やうな戦争否認の保障を強化する爲めの方策と共に、その後には於ても戦争の手段たる軍備そのものを一層縮減しやうとする運動が引續き試みられて來たのでありまして、右のいはゆる不戰條約が成立した翌一九二九年——（昭和四年）——に入つて以來、更に軍縮會議を開催すべしとする人氣が、又また高調せられて來たのであります。

この當時以後に於ける軍縮説の直接の動機となりましたものは、一つはジュネーヴ會議の失敗に伴つて擡頭して來た反動的な軍備擴張の傾向が、諸國を通じて漸く競争的に進展して來たことでありましたが、然も又その一九二九年には、經濟界はいはゆる世界的恐慌に入りましたにも拘らず、それ以來、軍備擴張の競争的状態は頓に躍進して來たのでありまして、後に述べますやうに、遂には、いはゆる軍備無制限時代を再現するやうになつたのであります。これは一見、甚だ矛盾した現象のやうでありますが、この矛盾こそは、ひつきやう、その頃からますます深刻に向つて來ました國際經濟戰の尖鋭化と云ふことが主たる動機を成して居つたのでありまして、殊にさうした軍備競争再燃の勢を一層助長すべき拍車となりましたものは、翌一九三〇年——（昭和五年）——四月二十二日に締結せられたロンドン海軍條約なのであります。

一體、軍備の縮少と迄は行かないとしても、ワシントン軍備制限條約の不備を補ふと云ふ主旨に基き、同條約の效力を延長すると共に、出來るだけ制限を強化して行かふと云ふ目的を以て、更に海軍々備制限條約の締約諸

國間に締結せられたロンドン海軍條約が、却つて軍備擴張の競争を助長する一つの契機となりましたことは、單なる豫想はづれと云ふよりも、餘りに逆結果の甚だしきものであつたと云はなければなりません。勿論この條約に依つても、或は新に一部の『主力艦を處分す』べきことを規定し（註一）たり、航空母艦に關する新規の制限を追加し（註二）たり、補助艦の保有數量や武装などに關して新たな規定を設けたり（註三）などして、いはゆる制限の目的も多少は實現せられたやうであります。實は補助艦その他の保有最大隻數に於て、寧ろ現存數量以上の増加を認むるやうな不結果に歸し、又はいはゆる制限外艦船に就いての擴張を助成するやうな動機ともなりまして、結局ロンドン海軍條約が反動的に、却つて軍備擴張競争の氣運を促進したことは周知の事實であります。

（註一） ワシントン軍備制限條約に依る各國保有主力艦の中より、ロンドン海軍條約に依つて合衆國は十八隻中のフロリダ以下三隻、イギリスはペンボー以下五隻及日本は比叡一隻を、何れも別に定むるところに従つて『處分』することになりました。（ロンドン海軍條約第一編第二條一）

（註二） 航空母艦に關してはワシントン海軍々備制限條約に依る制限の外、ロンドン海軍條約に依つて新に『口徑六一インチ（百五十五ミリメートル）を超ゆる砲を搭載する基準排水量一萬トン（一萬百六十メートル式トン）又は之に達せざる航空母艦は何れの締約國も之を取得し又は之を建造し、若は建造せしむることを得ず』、『一切の締約國に付本條約の實行せらるゝ時より口徑六一インチ（百五十五ミリメートル）を超ゆる砲を搭載する基準排水量一萬トン（一萬百六十メートル式トン）又は之に達せざる航空母艦は何れの締約國の法域内に於ても建造せられざるべし』、『同前第一

編第四條)と云ふ規定が設けられました。

(註三) ロンドン海軍條約に於ては補助艦に就いて新に艦種定義を明かにし(同前第三編第十五條)、潜水艦に就いての制限を設け(同前第二編第七條)、『千九百三十六年十二月三十一日に於て超過すべからざる巡洋艦、驅逐艦及潜水艦各艦種の竣工トン數』及各國それ〴〵に保有し得る『(甲)級巡洋艦の最大隻數』を國別に規定し(同前第三編第十六條)た條項等が設けられました。

ところが、斯やうに軍備擴張の競争を不可避とする各國民それ〴〵の又は相互の對抗的意識は、單にさうした對抗的意識だけには止まらず、特にアメリカ及日本の如きに於ては同條約の規定を以て各自國側に偏頗に不利であるとする相互的不満の念が、俄に民間の一部に擡頭して來まして、斯くてはワシントン海軍軍備制限條約、從つて、又このロンドン海軍條約共に、その有効期間の満了(一九三六年十二月三十一日)後に於ける繼續は勿論、改訂施行の如きも到底見込なしとする豫想が、期せずして關係諸國民の念頭に浮かんで來たやうでありました。そればかりか、殊に我國に於ては同條約の締約に關して右翼の最過激分子間に胚胎した激越な不満が、前に述べました五・一五事件と云ふやうな直接行動の一動機とすらなつたのでありまして、さうした對外硬主義のイデオロギーが、當時尙ほ一方に於て、政府・軍部乃至民間の一部に主持せられて居りました國際的協調主義に依る軍擴迴避の思潮と鋭い對立狀態を示現したのであります。

もつとも、斯やうな思想的葛藤は獨り我國に於てだけでなく、アメリカなどに於てもその後、やはりますます深刻になつて來たやうであります。諸國を通じての大勢は結局、軍備擴張乃至國防強化の氣運を相互に助長して來たのでありまして、特にこの當時から諸國に於ける空軍の擴充が飛躍的に増進せられて來ましたことは、その著しい傾向の一つであつたと認められるのであります。

第二節 國際經濟戰の激化

しかしながら、この當時以後に於て斯く國際不安がますます濃厚になり、諸國民をして往々、平和に對する絶望的な豫感をすら懐かしめる迄に險惡な徵候が現れて來た事情に就きましたは、單に軍備問題に關してだけでなく、他に尙ほより重大な、寧ろ一層本質的な禍因が著しく増長して來たことを看透してはならないのであります。云ふ迄もなく、それは國際經濟開争の激化、特に貿易戰の擴大・深刻化の傾向に外ならなかつたのであります。以下、少しく遡つて、一應その狀況を概観して置かなければなりません。

一、世界的恐慌と世界貿易の激減

顧みれば、ロンドン軍縮會議が開催せられた(一九三〇年二月—四月)のは丁度世界的恐慌(一九二九年十月)の初期に際して居りました。我國では、たゞ金輸出解禁が行はれた(昭和五年、即ち一九三〇年一月十一日)直後のことでありました。しかし、こゝで世界的恐慌が起りましたのは、何ら偶然的な動機から突發したものではありません。

く、勿論それは、もと／＼必然に國際經濟關係を疎隔したり、不圓滑に陥らしめたり、摩擦せしめたりして、貿易その他の諸取引を阻害し、又は減退せしめずには置かないやうな遠因が禍をなして居たのでありまして、殊に第一次世界大戦と云ふ未曾有の大事變に因る世界經濟の混亂が、戦後、常軌に復するに伴つて、反動的に一層これを助長したと云ふやうな關係にありましたが、何れにしても、それは既に述べましたやうに、元來、自由主義・資本主義經濟がそれ自體の動向に行きつまつて、世界的に暴露した破局的現象に外ならなかつたのでありまして、その意味に於て、人類社會としての不可避の大勢であつたと云はなければなりません。さうした國際經濟關係悪化の狀勢がロンドン軍縮會議の開催せられた頃から、ます／＼著しくなつて來たのでありまして、當時、それを最も切實に反映した劃期的な現象は、世界的な貿易激減の傾向であつたと云つて宜からうと思ひます。

この當時に於ける世界の國際貿易狀況を顧みますと、世界的恐慌の起りました一九二九年には、輸出・入を通じて尙ほ相當な殷盛を維持して居りましたが、言はゞ、これは従前の好調に伴ふ墮勢に過ぎなかつたのでありまして、それが一轉して減退し始めたのは翌一九三〇年以來のことでありました。

斯うした世界的な貿易不振の大勢には、勿論獨り我國だけがその圈外に超然として居られる筈はありません。もつとも我國としては、既に述べましたやうに、その一九三〇年即ち昭和五年の一月に金輸出解禁を實行したと云ふ特殊の事情もありましたので、その點は豫め斟酌して觀なければなりません。然もこの金解禁後に於ける我外國貿易の減少は、物價の低落に因る金價額に於ての減少よりも、數量に於ける減少の方が一層著しかつたの

に因るものでありまして、その點では、他の多數の諸國と同様の傾向を辿つて居たことが認められるのであります。唯だ我國だけに關して特に異つて居たと認められます狀勢は、斯く諸國一樣に減退した貿易が再び恢復し始めた時期が獨歩的に早かつたこと、並にその恢復振りが際立つて目醒ましかつたことなどでありましたが、この事情は姑く後述に譲ることゝしまして、試みに、當時の我國並に世界の諸國に於ける貿易額の異動狀況を表示して見ませう。

世界的恐慌期に於ける日本及世界諸國の貿易狀況 (單位、日本「百萬圓」、世界「百分比」)

年次	日本		入超
	輸出	輸入	
昭和四年(一九二九年)	二・二一七	二・三八八	一七〇
同五年(一九三〇年)	一・五一八	一・六八〇	一六一
同六年(一九三一年)	一・一七九	一・三一九	一四〇
同七年(一九三二年)	一・四五七	一・五二四	六七
同八年(一九三三年)	一・九三二	二・〇一七	八五
同九年(一九三四年)	二・二五八	二・四〇〇	一四二

世界貿易額比率

(備考)

一、日本の貿易額は大藏省發表に依る全國(内・外地を含めての)分であります。

二、世界貿易の比率は國際聯盟統計月報に依る世界七十五箇國の毎年の各輸出・入合計額を、何れも『金ドル』勘定に換算して總計を求め、その一九二九年(昭和四年)分を一〇〇として比較したる百分比率であります。

第二章 國際闘争の激化

右表の計數だけでは、どの國の何れの方面に對する輸出又は輸入が、如何なる品種若くは品目に於て減少して居るかは明かではありません。しかし、この調査——〔備考〕の二参照——に依りますと、全體としての貿易額の減少は右表の初期に於ては、數量に關して特に著しいものがありました。大よそ一九三二年乃至翌一九三三年の頃から數量の減退傾向は一應停滞して、その以後に於ては價格の低落に因るところの方が目立つて來ました。それでも、一九三四年に於ける總數量は一九二九年分に比して二割五分方の低下に當るのであります。——何れにしても、この當時に於ける貿易の減退が世界一般としての、然も未曾有の逆轉現象であつたことは、これに依つて略ぼその大勢が察せられやうと思ひます。

二、『有たるざる』國々の立場

(一) 日本の輸出に對する壓迫と諸國間の報復戰

では、さうした貿易不振の直接の動機となつたものは何かと云ひますと、勿論一つは既に述べましたやうに、諸國を通じての大衆購買力の減退と云ふ不可抗的な大勢に因るものであります。同時に又それを人為的に一層抑壓したものは、ひつきやう諸國相互間に於ける對抗的な輸入禁制策の増進・強化と云ふことであります。然も、さうした輸入禁制策の對象として特に諸國から視られた國は日本自身に外ならなかつたのであります。試みに、前表に於ける日本の貿易額と世界全體としての貿易額の比率とに就いて、各その異動狀況を對照して

見ますと、諸國の貿易減退傾向は逐年暴退的に減少して居りますのに、我國のそれは昭和七年から一轉して反騰的な増加歩調を辿り始め、殊に翌八年からは躍進的に激増して來たのであります。この狀態に對して、諸國はさながら日本品をいはゆる目の敵の如くにして、輸入禁制策を濫行したばかりでなく、日本の輸出増進を以てソナル・ダムピング(註)であるとする非難が遽に諸國間に高唱せられて來たのであります。勿論それらの輸入禁制策を實行し、擴張し、強化した諸國としては、必ずしも特に日本品の阻止そのことを眼目とするなど、標榜して實施した譯ではありませんが、主として若くは明かに邦品を視つたもの、又は實際上、我國自身が最も打撃を蒙らざるを得ないと認められるものに就きまして、當時、特に商工省で調査した結果を紹介させよう。

(註) ソシナル・ダムピング (social dumping) と云ひますのは、労働條件の不當の引下に依る輸出廉賣とでも云ふやうな意味でありまして、つまり金利とか原料費とか租税とか云ふやうな諸がよりは、生産者自身としては他動的に制約せられますので、例へば労働賃金の引下とか労働時間の延長とか、その他労働者に對する諸給與とか、待遇とかを低下し、それに依つて生産費を不當に引下げ、他國品よりも安値に仕切りを付けると云ふやうなものであります。

これは昭和八年(一九三三年)十一月三十日現在に就いての調査でありまして、それに依りますと、當時、日本品が主たる目標とせられ又は對象となるやうな輸入防遏策を實行して居りましたものは合計二十六箇國——(屬領を含む)——を算し、即ち

支那、英領印度、英領馬來、蘭領印度、佛領印度支那、フィリッピン、シャム(現在の泰)、英國、フランス、ドイツ、ベ

ルギー、スキス、オーストリア、チェッコ、オランダ、トルコ、ギリシヤ、米國、カナダ、アルゼンチン、ブラジル、チリ、エジプト、南阿聯邦、東部アフリカ、濠洲

でありまして、その具體的施設を種類別に挙げますと、左のやうなものであります。(括弧内は實施した國數とす)

關稅引上(一一)、輸入割當(七)、爲替補償付加稅(三)、爲替關稅法(一)、爲替管理(七)、輸入許可(五)、關稅法伸縮條項(一)、不當廉賣法(一)、爲替ダムピング稅(一)。

このやうな輸入禁制策はその後に於ても尙ほ頻に續行・強化・擴張せられまして、我國側としては、仕向先に依つては、それが爲めに一時又は引續き輸出を杜絶するより外はないやうなこともなつて來たのであります。

では、この當時に於ける我輸出貿易の増進が實際、そのいはゆるソシアル・ダムピングに因るものであつたかと云ひますと、勿論そんな事實は全くありません。現にこの事に就いては翌一九三四年(昭和九年)の第十八回國際勞動會議に於て相當に論議せられたのですが、これに對して國際勞動事務局のバトラー局長は『局長報告書』に於て、その然らざる所以を力説し、更にモレット同局長はこの問題に關する最終報告書に於て、決定的にこれを否定して居るのであります。試みに、兩者の報告書(註)の中で、この問題に關する最主要な點を紹介しませう。

(バトラー局長報告)

一九三一年には十一億七千九百萬圓に過ぎなかつた日本の輸出貿易は、躍進又躍進して一九三三年には遂に十九億三千二

百萬圓に増加し、殆ど二倍に達せんとするに至つた。(中略) 斯くの如き著しい進歩は日本の生産能力の急激な擴張に基因したものであり得ない筈である。(中略) それは又賃金若くは労働條件の急激な劣悪化に因るものでもない。疑もなく、日本の海外に對する強烈な販賣活動は有効に組織せられて居るであらうが、何と云つても、日本の競争をして全くその性質を一變せしめた主因は、明かに通貨の減價であつて、その通貨の減價が日本の労働費及一般生産費を、その主要競争國に比して三分の一乃至二分の一の割合で低下せしめたのである。

(モレット次長報告)

予は全責任を以て、日本にはいはゆるソシアル・ダムピングの存在しないことを斷言する。日本商品の海外進出は世界を脅威したが、(中略) 日本の輸出の盛況は『圓』の下落に因ると同時に、經營及技術の合理化に負ふこと多大である。(中略) 日本の労働状態及生活標準を考察するに當つては、その低廉な生活費、特異な生活様式、特にその家族制度、等々の諸要素を十分に考慮しなくてはならない。

(註) バトラー局長の分は昭和九年六月十二日、モレット次長の分は同年十月五日、國際聯盟事務局東京支局發表。

斯くて我國に關するいはゆるソシアル・ダムピングの宛説は世界的に否定せられました。然も諸國の邦品に對する輸入禁制策はその後、寧ろますます増進・強化せられて來まして、それが爲めに我國としては、嘗に貿易に關してだけでなく、延いては經濟界全般の上に重大なる影響を蒙らざるを得なくなつて來たのであります。

(二) ドイツ經濟の國際的破綻

(1) 賠償債務を脊負つて『飢餓輸出』 ところが、斯やうな意味での國際經濟戰の激化は、單に諸國の貿

易を減退せしめたと云ふだけでなく、海運・保險その他、貿易外の凡ゆる國際取引に關しても亦同様に、諸國を通じて相互に、いはゆるアウタルキー（排他・自給）の政策をいよ／＼強化せざるを得ないやうな傾向に躍進せしめて來たのであります。殊にさうした諸政策が金本位制の離脱に伴ふ爲替相場の低落と云ふ輸出促進・輸入抑制政策の裏付けに依つて一層補強せられ、斯くて諸國はひたすら國際收支の順調化を期待しつゝ、國際經濟戰線上に於ける各自國の地歩を優越ならしめんが爲めに凡ゆる努力を拂つて來たのであります。然も斯やうな傾向は徒に諸國間の通商を減退せしめ、需給關係を世界的に低制したばかりでなく、そこには必然に、『有てる』國々への正貨の偏集傾向と『有たざる』國々に於ける國民經濟としての、より窮乏化とを結果せずには居なかつたのであります。それが爲めに對外支拂餘力が涸渇し、遂に國家的破産状態に陥つたのはドイツでありました。

顧みれば、ドイツは平和條約に依つて總額千三百二十億金マルクと云ふ賠償金支拂の義務を負はされ、然も輸出税の賦課その他に關する壓倒的な桎梏を架せられたのであります。元來、資源に乏しい上に、更に敗戦の結果、版圖の割讓——（例へばアルサス及ロレーヌの如き）——に伴つて資源の少からざる部分を奪はれた同國としては、所詮、國民生活程度の引下げと過分の勤勞とに依つて、文字通りに空腹を忍んでも、尙ほ能ふ限り貿易を振興する爲めに、いはゆる飢餓輸出（hunger export）に精進しなければならなかつたのであります。然も同國としては平和條約の實施後、大よそ十年間に亘つて、さうした苛重の制約に堪へつゝも尙ほ貿易の順調を持続し、兎に角、賠償金の支拂その他の對外諸債務を履行し得て來たのであります。いはゆる飢餓輸出が如何に辛慘なる

努力の結晶であつたかは察するに餘りあるものであります。

ところが、既に述べましたやうに、世界的恐慌に入りました前後の頃から、イヤ、その世界的恐慌の一大動機となりました諸國の貿易戰は、勢、更に關稅の引上げや通貨價値の引下げなどに依る輸入阻止・輸出促進の政策を、相互にますます／＼強化せしむるところとなり、世界的な貿易減退の傾向を招徠しまして、輸出難はおのづから諸國に供通の傾向となつて來たのであります。わけても、斯やうに對外諸債務を専ら貿易の出超尻に依つて決済するより外はないと云ふ事情にありましたドイツにとつては、さうした貿易低制の傾向は靦面に對外支拂餘力を奪はるゝの所以でありまして、それが爲めに同國は、遂に一九三一年（昭和六年）六月に至り、言はゞ國家としての破産状態に陥つたのであります。

(2) 對外債務の支拂延期と賠償の免除　斯くて、同月中旬、時のヒンデンブルグ大統領はアメリカのフーヴァー大統領に親書を寄せ、切々とドイツの經濟困難に關する實狀を述べて、その窮狀に對する列國の理解と援助とを求め、これに對してフーヴァー大統領は、いはゆる戰債の支拂（註）に關して一箇年延期の聲明を發し、それに依つてドイツの賠償債務支拂を猶豫せしめんとするアメリカ政府としての期待を公にしたのであります。試みに右のヒンデンブルグ大統領がフーヴァー大統領に宛てた親書の一節を紹介しませう。

(註)

いはゆる戰債は、第一次大戰の戦費支辨の爲めに、聯合諸國間で貸借した外債を指すのであります。アメリカ、イギリス及フランスの三箇國が債權國、他の聯合諸國が債務國と云ふ關係になつて居りましたが、もつとも、イギ

リス及フランスの二國は他の聯合諸國に對して戦費を貸付けた一方で、より以上の額をアメリカから借入れて居りましたから、絶對的債權國としての立場にあつたものはアメリカ一國のみでありました。斯くて當時アメリカへ支拂はるべき未償還戦債の現在額は、その一九三一年七月一日以降一九九〇年六月三十日に至る六十箇年賦の元利合計で二百三十二億六百萬ドル、つまり、ドイツの支拂ふべき賠償債務（年賦拂）總額の大よそ三分の二が、アメリカへの戦債支拂總額に當るやうな振合になつて居たと看做して宜い譯であります。

「世界的恐慌は、大戦の結果、凡ゆる餘裕を奪はれたドイツ國民に對して特に痛切な打撃を與へた。過去數日間の事——（著者註）この親書を認めた數日前から、ドイツに對する諸外國の債權者が同國の國家的破産を見越し、又は危惧して續々とそれを回収したことを意味するものであります。——に顧みても明かなるが如く、全世界は今やドイツを信用せず、且つ、その歴例的な重荷に喘ぐドイツの經濟組織は最早、それ自體の機能を果し得ないものと看做すに至つたのである。諸國が吾々に與へて居た多額のクレディットは回収せられ、既往の數日間にライヒスマンクは諸國に對して、金準備の三分の一を支拂ふべく餘儀なくせられた。

働かんとする意思・能力及國民的訓練振からすれば、ドイツ國民は如何なる困苦にも堪へて、自國の背負つて居る債務を果たすものと信じて宜い。ドイツ國民をして勇氣を奮ひ起さしめ、實生活を安定せしめ、全世界に對して債務の履行に關する信用を維持せしめる爲めには、ドイツに對する援助は喫緊の要務である。けれど、ドイツをして累を他國に及ぼさしめざらんが爲めには、（中略）ドイツ國民に對し、堪へ得られる限度の生活状態に於て働き得るだけの保障が與へられなければならぬ。（註）

（註） New York Times, July 21, 1931（因に、この親書は公表せられたものではなく、ドイツ側としては勿論、アメリカ側に於ても寧ろこれを秘密にして居たものゝやうであります。フーヴァー大統領がそれを接受して以來、丁度、一箇月後の七月二十日に同國の新聞聯合が、これを入手したものであると云ふことであります。）

こゝに於て、關係債權七箇國は翌七月中・下旬に互り、ロンドンに於ていはゆる債權國蔵相會議を開催し、豫てドイツに對してそれ／＼に與へて居たクレディットの延期、その他、同國に對する金融上の安定方法に關し、同月二十三日に至つて一つの協定を締結し、斯くてドイツの對外債務に關する破局は一應は彌縫せられたのですが、然もそれは同國をして、わづかに一時的小康を保たしめ得たと云ふだけのものであります。即ち前に紹介しました當時の世界貿易狀勢からしても察せられますやうに、諸國を通じての輸入の阻止乃至通商上の排他政策にして、ますます増進・強化せられて行く限り、ドイツの如き『有たざる』國としては、早晚、經濟的にその獨立を否定せらるるの所以であらねばならない譯であります。

さうした意味でのドイツの經濟國難は翌一九三二年に入つて以來、頗る深刻になつて來まして、斯くては、單なる對外支拂の延期だけでなく、凡そ同國をして經濟的自立を保たしめ得るの途は結局、實行不可能なる賠償債務を免除するより外にはないと云ふ賠償帳消説も、諸國間に漸く有力になつて來たのであります。それは兎に角、ドイツとしては當面の對外支拂難に就いて、再び何とか、これが對策を講じなければならぬかりましたので、債權國側としては同年四月二十七日及翌五月二十九日にそれ／＼代表會議を開催して、更に、これが支拂延

期に關する協定を締結したのであります。その債權國代表會議に先立つて、同年四月二十六日シャハト、ライヒスバンク總裁の試みたラジオ放送演説に依りますと、『ドイツ今日の經濟的窮狀は、ヴェルサイユ條約・イギリス及アメリカの通貨價值引下げ(註一)・諸國の關稅引上と輸入制限・ドイツ商品に對する排斥策・等々がこれを招徠したのであつて、ドイツは最早、外貨を以てしては一部の支拂をすらも履行し能はざるものである。』(註二)と云ふのでありまして、これは單に對外支拂難の事情を訴へんが爲めだけでなく、寧ろドイツとしての外債破棄の意を寓した捨て鉢式の聲明のやうにも察せられるものがありました。

(註一) この當時に於ては、イギリスは既に金本位制を離脱して居りましたが、アメリカは尙ほ金本位制を維持して居りました。しかも、そのアメリカも貿易の世界的不振・戰債の支拂延期・ヨーロッパ諸國に對する投資收入の減少などに因つて、ドル爲替は漸く値下がりの傾向を辿つて居りましたところへ、殊にドルの先安見越しに基くフランスへの資金の逃避、即ちいはゆるドル賣・フラン買の思惑取引などが輻輳し、それらの軟化材料に依つて頓に拍車せられたと云ふやうな事情の下に、いはゆる通貨價值の引下げと同様の狀態を辿つて居たのであります。それが果して、アメリカ側としての意圖的な『引下げ』であつたか否かは明かではありませんが、ドイツ側としてはこれを以て通貨政策としての引下げと觀て居たものでありませう。

(註二) Berliner Tageblatt, 27. April 1932.

斯うしたドイツの窮狀は、從來、さしほに對獨強硬方針を以て一貫して來たフランスをも動かして、ドイツの賠償債務帳消に關する國際的輿論を高調せしめ、世界經濟の安定を恢復する爲めには、これが實現を急務とする

と云ふことになりました。遂に同年七月九日に至りロザンヌ協定の成立を見たのであります。この協定に依つてドイツは『ヨーロッパ復興資金としての獻金』と云ふ名目の下に三十億マルクを支出するだけで、天文學的數字と迄評せられた同國の賠償債務問題は、こゝに全く解消せられたのであります。

しかしながら、この賠償問題の解決も、ドイツとしての經濟的立場からすれば、言はゞ最初から實行不可能と觀られて居た重荷の負擔を取り除かれたと云ふだけのものでありまして、何ら同國の經濟的立場を積極的に改善せしめ得るの所以ではなかつたのであります。然もその後、國際經濟戰は一層激化し、殊にアメリカが翌一九三三年(昭和八年)三月五日、即ちルーズヴェルト大統領就任の翌日を以て金本位制を離脱したのに次いで、翌一九三四年(昭和九年)一月三十一日にはドルの平價切下げを實行した等の事情からして、ドイツとしての國際經濟上の立場はますます不利に陥つて來たのであります。さうした深刻な狀態の裡にあつて、たゞその前一九三三年(昭和八年)一月三十日、ヒトラー首相の下にナチス政權の成立を見ましたことよ、同國としては、その對外經濟難の對策に關し更に高度の爲替並に輸入貿易の管理などを續行して、いよいよ統制經濟を強化して來たと云ふ次第であります。

三、國際經濟戰の態様とその歸趨

斯やうに觀て來ますと、ひとしく『有たざる』國であるとは云へ、第一次大戰に於て敗戰國となつたドイツ

と、一躍して成り金國の地歩を贏ち得た日本とは、各その國際經濟戰に於ける立場に關しても、固より同列に對照せらるべきではありませんが、然も、その『有たざる』國々としては『有たざる』が故にこそ『有てる』國民以上の勤勉と努力とを以てこれに對抗せざるを得ないのは餘りに當然の次第であるにも拘らず、それが『有てる』國々や『有てる』國々の販路とせられて居た國々から排斥せられたり壓迫せられたりして、國民經濟としての安定、否、獨立性をすら脅されるに至つたと云ふ譯であります。さうした關係に於ては、日本及ドイツ共に立場を同じうして居たのでありまして、斯うなつて來ますと、最早、それは單なる經濟的利害關係だけに止まるべき問題ではあり得ないのであります。

と云ひましても、斯うした輸入禁制その他通商上の排他政策は、必ずしも日本やドイツのやうな『有たざる』後進の資本主義國だけが専らその對象に供せられたと云ふ譯ではありません。同様の國際的排他政策は諸國相互間に、さながら競争的若くは鬭争的に激化せられて來ました。殊にヨーロッパ諸國乃至ヨーロッパ諸國とアメリカとの間などでは、一國の輸入禁制策は勢、他國のこれに對する報復を誘ひ、その報復が更に相手國の逆報復を伴ひ、その逆報復が又また逆々報復を喚起すると云ふ風に、さながら竹篋返し式の相互的反射傾向をすら出現したのでありまして、中には、それが爲めに、單なる『經濟戰』の域内に止まらず、遂には敵性の對抗關係に迄辛辣化したやうな開柄の國々も少くなかつたのであります。我國としてもカナダの特に不當なる邦品排斥に對して餘儀なく通商擁護法を發動し、いはゆる報復關稅を適用したのに對して、相手國たるカナダは更に我國に對して

逆報復の舉に出でたと云ふやうなこともありました(註)が、何分にも我國としては、重要な原料資源に關して、その多くを『有たざる』關係上、どうしても、斯やうな排他政策には徹底し難いと云ふ弱點を有つて居りますので、さうした貿易戰には、おのづから不利な立場を避けられ得なかつたのであります。

(註) これらの國際經濟戰に關する一般的状态に就いては、拙著『革新經濟講話』第二章、第三節、一、参照。

ところで、斯やうな貿易戰乃至一般の國際經濟戰が、嘗に諸國民相互間の利害關係だけに止まらず、國民的感情を刺戟して心理的に一層、國際關係を悪化せしめることは、勢の免れ難いところでありまして、この當時に於ても、さうした國民的感情の不和が更に經濟戰をより深刻ならしむるの一因となり、双方が相互に因果關係を成しつゝ、全般的に國際關係を鬭争化せしめて來たことは必至の行きがよりであつたと認められるのであります。然も、さうなつて來ますと、各國としては結局、問題は一つに、『有てる』か『有たざる』かと云ふ點に歸するのであります。殊に『有たざる』國々にとつては實に死活に關する難局であると云はなければなりません。けだし、國際經濟關係そのものが自由主義の指導理念に即して構成せられて居る以上は、特に條約乃至道義的制約などに依つて羈束せられない限り、國際通商上に如何なる禁制を施さうとも、元來それは各國としての全く自由の行動として、これが當然性を肯定せられて宜いやうでもあります。イヤ、單なる通商關係だけでなく、何れの國が、どこの國に對して、如何なる制壓や擽取などを敢てしやうとも、第三國としては何らそれに関すべきの限りではないとも云へませう。しかし、これを『有たざる』國々としての立場からすれば、それが爲めに自國

の正當なる對外經濟活動の餘地を奪はれ、延いて國民經濟としての安定をすらも脅されざるを得ないと云ふことは、結局一國民又は一民族としての生存權を否定せらるゝの所以に外ならないのでありまして、これに對し『有たざる』國々としての自衛權が主張せらるべきは餘りに當然の次第であります。と云ふよりも寧ろ、不可避の要求であると云はなければなりません。然もそれは『有たざる』國々としての單なる主觀的な理論づけだけではなく、凡そ民族的膨脹・國民的發展の可能性に惠まれて居る國々が、斯くて膨脹・發展の趨勢を阻止せられたならば、それらの『有たざる』國々としては、何れにか、その膨脹・發展の局面を打開せざるを得ないのは、客觀的な必然の勢でありまして、寧ろそれは人類社會としての本能的に運命づけられた自然の現象であると認めなければなりません。

第三節 世界的國際危局への突進

一、國際關係の世界的變動

(一) 滿洲事變と日本及ドイツの國際聯盟脱退

斯やうに偏頗・苛烈な國際經濟狀勢の裡に、一九三二年(昭和六年)夏秋の頃には、世界的恐慌はさながら悪化の極度に陥つたかの感がありました。が、さうした折しも、同年九月十八日にはゆる柳條溝事件が發端となつて

滿洲事變が勃發し、豫て國際關係の緊迫化に神經を尖らして居た諸國民に對して一大衝動を及ぼしたものとやうでありました。然も同事變の結果、翌昭和七年(一九三三年)三月一日を以て滿洲國の成立を見ました一方、帝國政府は翌々八年(一九三三年)三月二十七日、國際聯盟に對して脱退の通告を發し(註)、斯くて我國としては、言はゞ國際的不羈の立場に歸つたのでありまして、これを轉機として從來の外交方針を全面的に一變せざるを得なくなつたのであります。それは假令、直に我國自身としての國際的危局を意味するものではなかつたとしても、兎に角、斯うした局面の逆轉に對處する爲めには、最早、既定の軍備乃至國防計畫では到底安んじて居られないと云ふ危惧の念が、獨り軍部當局に於てだけでなく、民間に於ても頓に高調せられて來たのであります。然も當時の我國に於ける政情は未ださうした軍備乃至國防の擴充強化に關する新計畫を、急速に實現し得るやうな段階に迄は進展して居なかつたのでありまして、これに對する軍・民一部の不滿が、やがて『二・二六事件』の激動ともなりましたことは後に述べるやうな次第であります。

(註) 帝國政府が國際聯盟に對して發した脱退の通告書に依りますと、その理由の骨子とせられて居たところは、ひつきやう我方と聯盟側との見解の相違と云ふことに歸するのであります。即ち『多數聯盟國は日支事件の處理に當り、現實に平和を確保するよりは、適用不能なる方式の尊重を以て一層重要なりとし、又將來に於ける紛争の禍根を艾除するよりは、架空的なる理論の擁護を以て一段貴重なりとせるものと見るの外なく、他面此等聯盟國と帝國との間に、規約其の他の條項の解釋に付重大なる意見の相違あること(註)が明かになつたからと云ふのであります。

(*) 當日、外務省發表聲明書。

しかしながら、當時、斯やうに國際關係が不穩になつて來ましたことは、何も東洋、殊に日本の關する局面のみに限られた現象ではありませんでした。即ち、未だ兵力の發動をこそ見るに至りませんでした。ヨーロッパの諸國間に於ける國際間の摩擦は、或はドイツに對するイギリス及フランスの軋轢狀勢に於ても、或は又イタリヤとフランスとの植民地並に軍備に關する確執(註)に於ても、そのまゝで行けば、所詮、どこかで、いつかは破局に陥らずには居られないやうな一筋途を、まつしぐらに突進して居たのであります。わけても、平和條約に依つて歴史的に軍備の自由を制限せられて居たドイツとしては、何よりも先づ、その羈絆から免れることを急務として居りました關係上、同國は一九三三年(昭和八年)一月三十日にナチス政權が成立して以來、六箇月餘を経過した同年八月十四日に、我國に次いで、遂に國際聯盟に對し同じく脱退の通告を發したのであります。

(註) この兩國間に於ける確執は、その後、一九三四年(昭和九年)中、一時は可なり險惡な狀勢を呈したこともありましたが、翌一九三五年(昭和十年)一月七日、ローマに於てムッソリーニ首相とラヴァル、フランス外相との間に新協定が締結せられて、兎に角、兩國間に於ける危局は一先づ小康を恢復するに至りました。しかし、この新協定も多くは抽象的な申合せ式のものでありまして、到底、兩國關係の根本的安定を保障し得るの所以ではありませんでした。

(二) ソ聯の進出と軍備制限條約の廢棄

斯く日本及ドイツが國際聯盟から脱退したことは、嘗て聯盟加入國だけでなく、アメリカに對しても亦一大衝

動を與へたものゝやうでありまして、日本及ドイツに對する列國民の人氣は頗る尖鋭化し、それらの事情が、おのづから國際關係上に更に新局面を展開せしむる有力な契機となつたのであります。

この場合に於ける國際關係の異變に主役を演じたものはソヴェト聯邦でありまして、それは従前、國際的に殆ど孤立の立場を持續して來ました同聯邦が、日本及ドイツの二國と入れ替はりに、世界的國際協調圏内に仲間入りをしたと云ふことであります。即ち先づ、同聯邦はその國民性や主義や國情などに於て本質的に相容るべからざるアメリカと相互に接近し、同年十一月十六日には、この兩國間に國交恢復に關する取極が締結せられたのに次いで、翌一九三四年(昭和九年)九月十八日には更に、そのソ聯が國際聯盟に加入したのであります。斯くてイギリス、フランス、アメリカ及ソ聯の四國が、さながら國際聯盟を擁して日本及ドイツと云ふ聯盟脱退國に對し、共同的制壓の示威をすら試みるが如き態勢を執つて來たのであります。

そんな譯で、國際聯盟の樞軸を成して居りましたイギリス及フランスの二國は勿論、聯盟に對する外側の一大支柱を以て自他共に認めて居たアメリカとしても亦、ひたすらに、そのいはゆる聯盟體制の強化・活用に協力するの方針を明かにしまして、平和の維持と云ふよりも、寧ろ利害關係の共通する彼ら自身としての都合の好い立場を飽く迄も守り続けやうとし、又ソ聯としては自己の立場を有利に展開し、又は資本主義國同士の葛藤や衝突を助長し得る限り、國際聯盟を利用する積りで、相互に歩調を合せて來たのであります。

斯くて、國際關係は日を逐つて緊張の度を加へて來ました矢先きに、豫て内外から推察せられて居た通り、同

年十二月二十九日を以て帝國政府は海軍軍備制限條約——(従つてロンドン海軍條約も同様に)——の廢棄に關する件を締約諸國政府に對して通告し、一九二二年(大正十一年)以來施行せられて來ました同條約も、これに依つて二箇年後に於ける消滅が決定的に運命づけられた譯であります。この條約の廢棄に關する帝國政府の聲明に依りますと、その理由とするところは「華府海軍々備制限條約は締結以來十三年を閲し、其の間科學の進歩に伴ふ艦船、兵器、航空機等の異常なる發達、國際情勢の著しき變遷に因り、時代に適合せざるに至り、殊に帝國にとつては將來に於ける國防上の缺陷をも招徠するに至つた」(註)からと云ふのでありますが、締約諸國の中でも特にアメリカやイギリスなどからすれば、その理由などは最早、問題ではありませんでした。それよりも、帝國將來の軍備乃至國防計畫如何を重視して、早くも條約滿期後に於ける各自國の軍備擴張計畫に關し着々とその準備を進めて來たのであります。

(註) 昭和九年十二月二十二日海軍省發表聲明書。

(三) ドイツの再軍備とイ・エ戦争

ところが、さうした状態の裡に、その翌一九三五年(昭和十年)六月十八日、ドイツは豫ての宿望たる海軍の再建を實現する爲め、イギリスとの間に海軍兵力量に關する協定を締約し、同國はグレート・ブリテン國の保有する海軍力に對し、總計その三割五分に達する迄の海軍力を保有し得ることになりました。斯くて海軍々備制限條約の成立以來、ヨーロッパ諸國間に持ち合つて居た海軍力の對勢に一大波動を惹起せしむるに至つたのであります。

然も、この頃から、一方ではイタリアとエチオピアとの紛争は漸く悪化して、同年夏秋の交にはイタリアは遂に戰時状態に入り、同年十月三日には同國はエチオピアに對していよ／＼宣戰を布告し、いはゆるイ・エ戦争を開始したのであります。こゝに於て國際聯盟は翌十一月十八日を以て、世界の五十二箇國に依るいはゆる對イ共同經濟制裁を實行したのであります。然もイタリアとしては、それにも拘らず、エチオピア攻略の目的を達成してしまひましたので、國際聯盟側は餘儀なく翌一九三六年七月十五日に至つて、その共同制裁を撤廢したのであります。

第四節 國際關係から由來する自由主義の否定

以上に述べましたところは、大よそ第一次世界大戰後から支那事變前に至る迄の十數年間に亘り、列強相互間の國際關係が、特に經濟及軍備に關して、どのやうに推移して來たかと云ふ概略の經過を、主たる事件や問題を對象として言はゞ鳥瞰的に一瞥したゞけのものであります。斯く概況を一瞥したゞけでも、列強相互間の利害關係が如何に錯雜を極め、且つそれが尖鋭に對立せざるを得なかつたかと云ふ一般的状态と、それが爲めに又、國際局面の推移が世界を通じて如何に目まぐるしき迄に、幾多の波瀾や起伏を重ねて來たかと云ふ大勢の動向とだけは略ぼ首肯し得られやうと思ひます。従つて、それは又勢、諸國間に於ける軍備の擴張乃至國防の強化に關

する競争が、如何に激化せざるを得なかつたかを推察するに足るものがあります。

一、國防競争の極致

(一) 第一次大戦後に於ける國防態様の變化

そこで、次には諸國間に於ける軍備の擴張乃至國防の強化に關する競争が、一體どんな狀況に於て進展して來たかを明かにしなければなりません。何分にも、この當時以後にあつては、殆ど何れの國に於ても軍備乃至國防に關する諸施設はそれ自體の複雑化に因つて、いはゆる平和的施設との間に、相互の關係がおのづから不區劃的若くは不可分的に發展して來たこと、例へば軍人以外の一般國民に對する軍事教育・防空訓練とか、機械的・化學的産業の助成とか、甚だしきに至つては、例へばアメリカに於て夙に前のフーヴァー大統領時代から、建艦・造兵事業などを失業救済と云ふ名目の下に實行し、又現ルーズヴェルト大統領の『新秩序』計畫に於ては、軍備擴張施設の一部が公然と『公共土木事業』の中に含まれ、それが歳計上では『復興及救済』費として支出せられて居ると云ふやうなものすらあつたこと、又國家總動員計畫がいはゆる平時に於ても、ます／＼大規模に續行せられるやうになり、即ち例へばドイツやイタリーの如きは最初から別としても、第二次ヨーロッパ戦争の開始前に於て、フランスがいはゆる財政全權法や國家總動員法に依つて國防上の諸計畫を施行して來たと云ふやうなことなど、つまり、諸國を通じて、言はゞ、國家の凡ゆる施設を、出来るだけ平・戦時の何れにも役立ち得るやうに仕向けて行かうとする體制が、ます／＼活潑に増進せられて來たこと、然も又、諸國がそれ／＼に若くは相互に、軍備乃至國防に關する諸施設を出来るだけ秘密に附する傾向が、頗る著しくなつて來たことなどの事情からして、凡そ軍備乃至國防は、單なる歳計上の金額や公表せられて居る計畫——(例へば建艦とか飛行機の製造とか現役兵員の増加とか云ふやうな)——などを見たゞけでは、到底、その概貌すらも想察し得られなくなつて來たのであります。ですから、今日では諸國の軍備乃至國防に關して大小強弱の比較を試みるなどと云ふことは、殆ど不可能でもあり、又はゆる軍備費の額や公表せられて居る個々の計畫などを國際的に對照して見たところで、結局、それは無意味に歸する外はないと云ふ譯であります。

しかし、何れにしても、諸國は世界的恐慌と云ふ空前の經濟的逆境に陥つて、社會的にも亦政治的にも深刻な難局に行きつまつまり、國內的には、それ／＼に大規模の國民經濟匡救政策を續行せざるを得なくなり、またところへ、更に、斯く軍備の擴張乃至國防の強化の爲めに、毎年度巨額の經費を要しますので、勢、歳計はます／＼逆調に傾いて、いはゆる赤字財政がさながら恒常的な状態のやうにすらなつて來たと云ふのが、この時代に於ける諸國共通の傾向であつたと云つて宜いでせう。そして、斯やうに國民經濟全體を、國際開争の目的に向つて仕組み上げたその建前を、一般に國防國家體制とか準戦時體制とか戦時體制とか稱し、今日では更にそれが『高度國防國家體制』などと呼ばるゝ迄に、『高度』の段階に達したと云ふ次第であります。

では、單なる軍備から、さうした『高度國防國家體制』への發展が、どこから由來して居るのか、又はいつ頃

から、始まつて來たのかと云ひますと、その直接の動機となりましたものは、勿論當面の東西に互る戦争とか事變とか云ふ國際間の衝突や闘争そのものでありましたが、然も斯やうな戦争とか事變とか起つて來た事情を、段々と遡つて觀察して行きますと、それは既に述べましたやうに、少くとも第一次世界大戦が一つの歴史的劃期線を成し、それ以來進展して來た世界的大勢であることが認められるのでありまして、従つて今日の「高度國防國家體制」の起點を成したものは、ひつきやう第一次世界大戦であつたと云はなければならぬのであります。

(二) 國家總動員體制への必然性

凡そ斯うした國民經濟自體の闘争組織が、國防國家體制だの、準戰時體制だの戰時體制だの、更に今日では高度國防國家體制だのと、さまざまの名稱で呼ばれて居りますのは、勿論その時々々の狀勢に即するやうな言葉で言ひ表したものでありませうが、所詮、それは各その當面の事態を對象としての主觀的な表現に過ぎないのでありまして、さうした國民經濟體制の本質を規定して居ります組織そのものは、一つに國家總動員に外ならないのであります。ところが、その國家總動員と云ふやうな國民經濟全體としての本質的な編成替へは、固より一朝にして實現し得られるものではありませんし、又いはゆる戰時のみに實現せらるべき機構と限つた譯でもありません。即ちそれは、一旦、緊急の事情に當面したならば何ときでも直にこれを活用し得るやうに、平時から、否、不斷に必要な準備的乃至本格的な工作を進め、又は維持して行かなければならぬ闘争的機構であります。

されば、諸國の軍當局者としては、第一次世界大戦から體得した經驗に基いて、戦後それらに、否、ひたす

ら他國に後れざらんことを慮つて、各自に國防方針の改革を斷行し、國家總動員體制に依る國防の擴充に努めて來たのでありまして、いはゆる軍縮を實行するにしても、寧ろ軍縮そのことを國防計畫建直しの一手段に供して來たと云ふやうな實狀でありました。

もつとも、そんな風に國防方針を改革するに就いても、特にこれを法令に依り又は公に標榜して實行したのもあれば、然らざるものもあつたと云ふ風に、その手續や形式などに關しては、それらに異るところがありましたが、又そのやうな方針を採用し、若くはこれを實行し始めた時期にも多少の前後がありまして、おのづから諸國民のこの問題に關する注意の程度も一様ではありませんでした。殊にいはゆる軍縮時代に入つて以來、諸國を通じて一般の國防に關する注意は、一時甚だしく弛緩したやうな傾向も見えましたが、しかし、これは、さうした重大な問題が、關係當局者以外に於て比較的に閑却せられ、又は氣付かれずに居たと云ふだけのものでありまして、我國などに於ても、一般には、支那事變に當面して始めてそれが認識せられるやうになり、その頃になつて漸く國防國家體制だの高度國防國家體制だのと云ふことが、言論界などの一主題となつて登場して來たことは、さながら證文の出しおくれと云ふやうな感がないでもありませんでした。但し、それは兎に角として、試みに、さうした國防方針の根本的改革に關する事實の一端を紹介させよう。

(三) アメリカ及日本の大戦後に於ける國防計畫の建直し

第一次大戦後、斯うした國防方針の改革を夙に法律に依つて實行した國はアメリカでありまして、その根本方

針を明かにしたものは、一九二〇年（大正九年）六月四日に施行せられた改正國防法第三條の規定であります。即ち同條には陸軍の平時編成に關する綱領が規定せられて居りまして、その内容は左の如きものであります。

正規軍、護國軍及編成豫備軍を含める平時編成は、議會の宣言せる緊急の事件に際し、國防の爲めに完全且つ迅速なる動員の基礎を構成するに必要な師團その他一切の軍事的編成を包括するものとす。（註）

（註） National Defence Act, amended by the Act of June 4, 1920.

では、この『國防の爲めに完全且つ迅速なる動員の基礎を構成する』とは如何なる意味かと云ひますと、それに就いては、同國參謀本部のハーン少將は次の如き定義を下して居ります。即ち

終局の勝利を確保する爲め、銃後に於ける可戰能力が充分に展開し得る迄これを防禦し、最も有力なる想定敵を完全に阻止することを、合理的に確實ならしむるが如き強力と迅速さとを以てする編成訓練せられたる動員。（註）

（註） Forum, March 1921, Selected Articles of Disarmament, Compiled by Mary K. Reely.

と云ふのであります。これで見ますと、そのいはゆる動員は、つまり國家總動員に外ならないのであります。即ち右の條規に依りますと、陸軍の平時編成は、軍全體を包括したものが、緊急の場合に國家總動員の基礎となるべきことを目的として立てられなければならないと云ふことになるのであります。斯くて國家總動員と軍との關係も明かにせられた譯であります。斯やうにアメリカに於て國防計畫の根本方針が改革せられたのは、ヴェルサイユ講和會議が開催せられた翌年のことでありまして、恐らくそれは大戰後に於ける國防方針の改革に關し

列強中のさきがけを成したものであらうと思はれます。

では、當時、我國ではこの問題に關して、どう云ふ方針を採つて居たかと云ひますと、勿論それに就いては、我國としても同様に、大戰後、夙にさうした改革の歩を進めて來たのであります。大戰後に於けるいはゆる第二次軍備整理、即ち第一次加藤（高明）内閣の下に實行せられた陸軍整理に關聯して、時の宇垣陸相から左の如く聲明するところがありました。

今日の國防は數國對數國、若くは一國對數國と云ふやうな事態に自然移行行きつゝあるのであります。（中略）此要求に應ずる爲には、どうしても國家の全智全能を擧げて戰はねばならぬ。即ち今日普通に申して居る國家總動員で事に當らねばならぬ。（中略）此考、此方針と云ふものは今日の我國軍、殊に陸軍に於ても採用して來て居るので、所謂今日の陸軍の平時の編成と申しますものは、國家總動員を標準として、即ち國家總動員を實現することを敵國の爲めに妨害を受けない。即ちそれを確實に掩護して成立させると云ふ此二つの點を基準にして、平時の部隊と云ふものは編成を致して居るのであります。（註）

（註） 第五十回帝國議會貴族院議事速記録第八號（大正十四年二月三日官報號外）。

これを、前のアメリカに於ける國防計畫建直しの方針並に改革の綱領と對照して見ますと、彼我全く軌を同じうして居ることが認められるのであります。この根本方針に即する限り、平時編成に屬する兵員や部隊數の多少の増減などは必ずしも問題ではないと云ふ譯であります。即ちこの當時に在つては、海軍々備制限條約の實施

に伴つて、陸軍に關しても列強それ／＼自發的に大戰後の復員以外、多少のいはゆる軍縮を實行しましたが、それは何れの國に於ても、兵力そのものを減少したのではなかつたやうでありまして、我國に於ても、この事に就いては、やはり宇垣陸相から、いはゆる軍縮の實施と國防兵力との關係に就いて左の如くその趣を聲明するところがありました。即ち

此度師團を減少すると云ふことは、決して日本の陸軍が過大であると云ふ見解から出發した譯ではありません。今回陸軍が企圖して居る所の師團の減少は、國防力を減少するか云ふやうな意味は含まれて居ないのであります。即ち方今戰争の要求と國家財政の現況とに顧みまして、新な施設が實現しますると、それと相待つて國防に缺陷を生ぜないと云ふ限りに於て均衡按排を圖つたものであります。何ら茲に軍備の縮少とか國防力の減少と云ふやうな意味は含まれて居ないのであります。

(註) 前掲、第五號(大正十四年一月二十五日官報號外)。

以上に述べましたやうな國防方針の改革と云ふことは、他の諸國に於てもそれ／＼に實行せられて來たのでありまして、右のアメリカと日本とに關して紹介したところから觀ましても、今日の高度國防國家體制と云ふ開争組織の建前は、夙に第一次大戰後から採用せられ、漸次に實現せられて來た年來の成果でありまして、それが支那事變なり、第二次ヨーロッパ戰爭なりに因つて、比較的急激に擴大・強化せられたに過ぎないものであると云ふ次第が肯かれやうと思ひます。

二、國防と自由主義との矛盾

(一) 國防が自由主義を否定する所以

では、そも／＼現代の國防は何故に、さうした國家總動員の體制に依らなければ保全し得られないのかと云ひますと、ひつきやう、それは人類社會の經濟的發展に伴ふ戰爭態様の進化が、おのづから戰爭手段を本質的に變化せしめ、且つ著しく複雑ならしめた必然の傾向でありまして、つまり、自由主義・資本主義が高度的發展を遂げ、その行きつまりに伴つて、國際關係上から不可避的にそれ自體の動向を轉換せざるを得なくなつた逆結果的現象であると云つて宜い譯であります。(註) 即ち準戰時體制とか戰時體制とか又は國防國家體制とか高度國防國家體制とか、その名稱は各段階に即して異つて居りますけれども、所詮、それは國防の目的の爲めに仕組み上げられた全體主義的統制經濟に外ならないのでありまして、そのこと自體が自由主義の否定を意味するものであると云はなければなりません。

(註) 國防が單なる軍備から國家總動員へと發展せざるを得ない所以に關しては、拙著『革新經濟講話』第二章、第三節、三・四參照。

しかし、斯く國防が自由主義を否定すると云ふことは、國防と云ふ開争手段が自由主義體制に働きかけて、他動的に、その存在を抹消すると云ふやうな意味ではありません。即ち本質的には、國防そのものが本來、自由主

義それ自體の矛盾を暴露した自己否定的象徴でありまして、さうした本質的關係からすれば、國防の發達が自由主義を否定したのではなくて、實は資本主義の上昇が勢、國防の發達と云ふそれ自體の矛盾を擴大し、結局、みづから否定せずには居られなくなつたものと観なければならぬ譯であります。

けだし、自由主義が利己心の是認と云ふ指導理念を基調とし、いはゆる自由競争を以て人類社會の動向を規定すべき基本的原則として居る以上、人類社會の凡ゆる部面に互つて、個人的にも集團的にも競争を生じ、競争から勢、鬭争へと激化して行くのは必至の成り行きでありまして、それは國內的たると國際的たるとを問はず、所詮、同軌に即すべき共通の傾向であらねばなりません。然も自由主義の發展そのことが、斯く競争乃至鬭争の激化を意味するものであるとすれば、自由主義・資本主義はそれ自體の安定を保たんが爲めに、ますますこれが緩和又は迴避に必要な保障を強化せざるを得ない譯でありまして、さうした保障として國內的に實行せられて來た施設の一般的なもの、いはゆる社會政策乃至統制經濟でありましたが、そのやうな一般的統制方針に依ることを得ない國際關係に於ては、結局、各自の國々が自衛の名に於て國防を強化するより外はないのでありますから、要するに自由主義は、それ自體の使命に反する『鬭争』の爲には、みづからの指導理念を蹂躪せずには居られないと云ふ次第なのであります。

(二) 『國防』の爲めに『富裕』を否定せるスミスの説

されば、さうした矛盾の傾向は自由主義擡頭の時代から、夙に看取せられて居たことでありまして、決して、

今日始めて問題になつて來たと云ふ譯のものではありません。これは、凡そ現代の統制經濟とか全體主義とか高度國防國家體制とかに關し、往々それが現代の特殊の事情に伴つて發生した一時的變態であり、従つて早晚、内外の事情が再び自由主義の常軌に復する迄の過渡的現象に過ぎない、と云ふ風の觀方をして居る人々も少くないやうでありますから、念の爲めに参考に資せらるべき一つの根據を紹介して置きたいと思ふのであります。

それは、自由主義經濟學の元祖と云はれて居るアダム・スミスの貿易政策論の一節でありまして、あの徹頭徹尾、自由主義・個人主義を以て一貫して居りましたスミスですら、苟くも國防の爲めには自由主義を否定せざるを得なかつたと云ふ點であります。即ち彼れは國內で産出し得るが如き貨物の輸入禁制を肯定するに就いて、特にクロムウエルの航海條例(註一)を引合ひに持ち出だし、『航海條例は禁止的又は高率の輸入税に依つて外國人の輸入を妨害することになるから、(中略)結局イギリス國民をして自由貿易の行はるゝ場合に比し、外國品を高く買つて、自國品を安く賣らざるを得ないやうな立場に陥らしめる所以である。しかし、國防は富裕と云ふことよりも遙に重要である。航海條例はイギリスに於ける總ゆる商業關係の諸法規の中で最も賢明なるものである。』註二)と斷じて居るのであります。

(註一) 航海條例 (The Act of Navigation) と云ひますのは、イギリスに於て一六五一年に制定せられた重商主義の

典型的な法律でありまして、同國の海員及海運業を保護する爲めに、原則として、自國の海員を三分の二以上乗組ました自國の船舶に依らなければ、自國への輸入貿易を許さないとか、許しても重税を課するとか云ふやうな獨占・排他

の政策を規定したものでありますから、自由主義とは根柢から相反する制度であります。従つてイギリスとしての經濟上の利益は、『自由貿易の行はるゝ場合に比し』それだけ失はれる譯であります。然も當時の海員及海運業は殆どその儘、海軍々人であり海軍であり得たのでありますから、その意味で、スミスは國防上これを保護すると云ふことは、假令それが爲めに、イギリスとしての『富裕』即ち經濟的繁榮を犠牲にすることになるとしても已むを得ない次第である。否、それが最も『賢明』な施設だと云ふのであります。

これで觀ても解りますやうに、自由主義の經濟制度と云ふものは、國防問題に關しては、夙にその萌芽的段階——(スミスがこの學説を公にした一七七六年頃は漸く、いはゆる産業革命の時代に入らうとする新段階に當面して居たのであります。)——に於て明かに本質的な矛盾を暴露し、『國防』の爲めには、それ自體を歪曲せられ否定せられなければならなかつたのであります。スミスの右の所説を推究したならば、結局、今日の全體主義的統制經濟又は高度國防國家體制と云ふことも、最も賢明なる政策として同様にこれを是認しなければならぬ筈であります。

(註II) Adam Smith, *ibid.* Book IV, chap. I.

アダム・スミスの時代にあつては、國防の爲めに自由主義の制度を歪曲するとか否定するとか云ひましても、未だそれは輸入禁制と云ふ程度に止まつて居たのであります。この事は現代のやうに經濟や國防が共に高度の發達を遂げた時代に於ても、その指導理念に於ては全く同軌に即して居るのであります。唯だその自由主義の歪曲とか否定とか云ふことが、今日では全面的且つ高度に行はれるやうになつたと云ふだけのものであります。

第三章 全體主義の體制と理念

第一節 全體主義政治體制の實現

一、自由主義から全體主義への轉向の意義

前二章に述べたところに依りまして、自由主義・資本主義體制が高度の發展を遂げると、國內的、即ち國民經濟自體としても亦國際的、即ち國民經濟と國民經濟との相互間の關係からしても、それ自體が自由主義・資本主義本來の動向を否定して、否、寧ろ本來の動向に相反するやうな態勢に變轉せざるを得なくなると云ふ前後の事情や因果關係などは、一應、明かになつたことと思ひますが、もつとも、その自由主義・資本主義體制に成つて居る國民經濟が、それ自體の動向局面に行きつまつた揚句、遂に破綻を惹起するに至る迄の経緯や態様などは、國に依つて、それ／＼に異なるところがありますし、又その時期も必ずしも同じではありません。そして、勿論このことは各國民一般としての認識如何に拘らず、又國家としての標榜の何たるを問はず、客觀的な現實そのものに就いての問題であらねばなりません。

一般的には、さうした行きつまりから破綻への傾向は、『有たざる』國々又は國際的立場の比較的不利な國々

程、早期に、又著しい波動を描いたかの感がありまして、列強の中でも、さうした局面の轉換に先驅的役割を演じたものはイタリーとドイツとでありました。そして、これらの國々が斯く自由主義・資本主義としての本來の動向に行きつまり、みづから破綻を惹起した揚句、その破局を收拾する爲めに不可避的に採らざるを得なかつた新動向は、結局いはゆる全體主義統制經濟への移行に外ならなかつたのでありまして、それが政治的には代議制度の去勢と獨裁體制の強化とを助成しつゝ、ます／＼非民主主義的状態に發展して來たのであります。しかし、最初はその全體主義と云ふやうな理論的に體系づけられた觀念を以て一般に認識せられるには至らず、我國などでは漠然とこれをイタリーのファシズムそのものと速断し、ファッショなる名稱を以て、寧ろ特殊的又は一時的變態に過ぎないものゝ如くに看做して居たやうでありました。

もつとも、この全體主義と云ふことに就いては、今日、尙ほその本質や意義に關して未だ世界的に歸一した定説と云ふものはないと云つて宜いでせう。若しこれを單に『全部』とか『總べて』とか云ふやうな概念的な意味だけから廣義に適用しやうとすれば、或はソ聯などの標榜して居ります共產主義獨裁制度も、一つの『全體』的な指導理念に即するものと云へませうし、又現に民主主義國を以て自認して居りますアメリカやイギリスの如きも、『全體』としての個人の立場を概念的に一單位としての立場に見立て、それらの總べての個人に對し出来るだけ行動の自由を許すことに依つて、『全體』としての繁榮を期待し得ると云ふ基本觀念に即して居ると云ふ意味からすれば、やはり、それは全體主義であると云へるかも知れません。この點に關しては後に改めて述べると

ころに譲りますが、こゝにはいはゆる全體主義は、全體と云ふことに關し或る限られた意義を表現した言葉でありまして、寧ろその共產主義や民主主義とは相對立するやうな一つの新しい指導理念であることを豫め注意して置かなければなりません。

ところで、さうした自由主義・資本主義の破綻から全體主義統制經濟への轉向と云ふことは、必ずしもイタリーやドイツだけに限られた現象ではなく、現にこれを我國自身の立場に顧みましても、その自由主義・資本主義國民經濟としての行きつまりから、破綻・再建と云ふ一聯の動向に於ては、やはり軌を同じうして推移して來たのでありまして、斯く東西に互り又その他の諸國に關しても、おしなべて通視しますと、全體主義統制經濟と云ふことは、今や一つの世界的傾向として、みづからの存在を主張し得る迄に發展して來たのであります。

そこで、次にはこの自由主義・資本主義經濟から全體主義統制經濟への轉向と云ふことが、どのやうな状態に於て實現せられて來たか(註)、又それが現在では如何やうな局面を展開して居るかを、やはり事實に即して明かにし、そして、この全體主義なる指導理念が、世界的に、一體どんな風に認識せられたり批判せられたりして居るかを觀察し、且つその本質を検討して、それが果して人類社會の動向を規定すべき指導理念としての必然性を有つて居るか否かを確めて見なければならぬ譯であります。これに就いては今一つ、念の爲めに、豫め注意して置かなければならないことがあります。

(註) この場合、即ち世界的恐慌に入る前後の頃から、世界の主要諸國が、従前の自由主義體制から統制經濟へ轉向せ

ざるを得なくなつた経緯に關しては、拙著『革新經濟講話』第一章、第三節「一」乃至「五」參照。

と云ひますのは、元來この自由主義にしても全體主義にしても、凡そ斯うした本原的な理念は、人類文化の全分野に互つてその體制を規定すべき基調でありまして、何も經濟とか國防とか云ふやうな各箇の又は一部の生活手段に關する基本的原則としてのみの存在ではないのであります。されば、自由主義の行きつまりから全體主義的統制方針へ轉向して來たと云ふことは、政治・經濟・國防・科學・宗教・教育・藝術・その他、形象的にも心理的にも、國民生活の凡ゆる部門を通じ、又これらの凡ゆる諸部門が相互に關聯しつゝ、全般的にその動向が轉換せられて來たことを意味するものでありまして、殊に諸國を通じて、さうした動向轉換が比較的切實に具現せられて來たのは政治の體制でありました。

もつとも、その自由主義を否定するとか、全體主義へ轉向するとか云ふことは、國に依つて特にこれを標榜したのもありますし、然らざるものもあります。例へばイタリアのファシズムとかドイツのナチズム——（このことに就いては後に改めて述べるところに譲ります。）——とか云ふやうに、最初からさうした旗幟を明かにして來たものもありますが、又國に依つては、そのファシズムやナチズムを否認したり排撃したりして、みづからは共產主義とか民主主義とかを固執しながら、然も實際には、不可避的にその全體主義の軌道を辿つて居るものもある、と云ふやうな状況でありますから、結局、このことは事實に照して客觀的な立場から検討を加へるより外はないのであります。しかし、世界の各國に就いて、それ／＼に斯やうな事情を明かにすると云ふ譯にも行きませんか

ら、こゝでは姑く、そのいはゆる全體主義國の代表格に擬へられて居るイタリア及ドイツに關して、さうした政治體制への轉向經過を概観するに止めやうと思ひます。

二、ヨーロッパに於ける全體主義國出現の概況

(一) ファシスト獨裁の成立經過

先づ、これをイタリアに於けるファシスト獨裁の成立事情から見ますと、そも／＼同國に於けるファシズムの思潮は、その淵源は極めて古く、沿革的には古代ローマ時代に迄も遡らなければなりません。と云ひましても、勿論現代に至る迄には、否、イタリアの建國以來に於ける經過を顧みただけでも、その國民思潮の變遷は幾多の波瀾を描いて居るのでありまして、決して、それは古代ローマの思潮が脈絡として今日のファシズムに及んで居ると云ふやうな意味ではありませんが、何れにしても、同國に於ける全體主義的獨裁の實現は他の諸國と對照すれば、元來、同國の國情そのものが比較的これを可能ならしめるやうな關係から由來して居るものである、と云ふことだけは一應、留意して置かなければなりません。

扨て同國は周知の如く、曩の第一次世界大戰にはドイツ側を敵とし、聯合國側の一員として參戦しましたが、同戰後に於けるその國民經濟状態は、さながら敗戰國と異らない程の窮迫状態に行きつまり、又その國際的立場も著しく不利に陥つて來た等の事情からして、勢、國民思潮は混亂に陥り、左右兩派の對立、鬭争は漸く深刻に

なつて來ましたが、然も内外に互る局面の緊張は漸く、國粹派乃至右翼諸派の國家主義的愛國運動を助成するところとなりまして、殊に戦前、左翼に屬して居た有力者の中から、大戦を契機として右轉するもの(註)もますます續出して來たのであります。さうした折から、たゞ前述べの一九二二年(大正十一年)二月に締結せられた海軍々備制限條約は、同國自身にとつて甚だしき不利を強ひられたものであるとする屈辱感が、同國民をして頗る國家主義的傾向に趨らしめたものゝやうでありまして、右翼の愛國運動は遂に直接行動となつて現れ、同年十月二十八日ムッソリーニ首領に指導せられた五萬の義勇軍は彼の『ローマ進軍』を執行して無血の中に政權獲得に成功し、翌々三十日にムッソリーニ内閣が成立して、こゝにはゆるファシスト政權が出現したのであります。

(註) ムッソリーニ首相は在野時代の最初には社會黨に屬して居たのでありまして、第一次大戦の開始當初には組合運動に奔走して居りましたが、同國が大戦に参加すべきか否かに關して國論が兩派に分れましたとき、社會黨の主流としてはマルクス主義的國際觀の立場から中立維持を決議しましたので、同氏はこれに反對して同黨から脱退すると共に、即時、對獨逸參戰を宣言し、これを契機として最右翼に轉向したものであります。

斯くて、ファシスト政府は翌十一月十六日、『政府に對して獨裁權を賦與するの法律』を施行し、取りあへず難局を收拾するに努めました。然も斯うした重大な國難が機縁となつて、豫て聲息相通じて居りましたファシスタ黨(Partito Fascista)と民族黨(Partito Nazionale)とは相互に合同した上、新たに民族ファシスタ黨(Partito Nazionale Fascista)なる一大右翼黨を結成したのであります。それが今日のいはゆるファシスト

であります。斯くてファシストの政權が確立せられて以來、その勢力の伸暢するに伴つてファッショの傾向はいよ／＼著しくなり、獨裁方針はますます活潑に發揮せられて來まして、一九二六年(大正十五年)一月三十日には遂に政府みづから『法律に代るべき命令を施行し得るの法律』を施行したのであります。即ち本法に依つて政府としては、事實上、命令を以て政治の一切を擅行し得ることになり、斯くて、いはゆるファシスト獨裁は合法的にその根柢を確保せられたと云ふ譯であります。

さうなつて來ますと、従前の選舉制度に依る議會はおのづから無意味の存在と化せざるを得ませんし、又ファシストとしては元來、民主主義の所産たる議會の如きは最初からこれを否認して居りましたことゝて、先づその第一歩として一九三〇年(昭和五年)には全國組合代表協同會議に關する法律を施行し、次いで一九三三年(昭和八年)十一月十四日には同會議の總會に於て、ムッソリーニ首相から議政機構の根本的改革に關する方針を聲明するところがありました。これは上・下兩院を廢止し、代ふるに全國組合代表協同會議をして、事實上の立法府たらしめると云ふ案でありましたが、その改革案をいはゆる選舉題目に供して、翌一九三四年(昭和九年)三月二十五日に下院の總選舉を執行した結果、これを支持せる絶對多數の當選を見ましたので、下院の法定満期に當る一九三九年(昭和十四年)三月を以て同院は廢止せられ、いよ／＼立法機關としての全國組合代表協同會議の實現を見た云ふ次第であります。然もそのいはゆる組合代表は事實上の官選に依るものでありますから、立法機關とは云ひましても、實質的には獨裁政府の諮問機關たるに過ぎないと云ふよりも寧ろ、單なる御用代表でしか

いと云ふ譯であります。

(二) ナチス獨裁の成立經過

ドイツでは大戦後、一九一九年(大正八年)八月十一日に施行せられたワイマル憲法 (Weimarer Reichsverfassung) に基いて、第一代のエーベルト大統領の下に社會民主主義共和制が布かれて以來、引き續いて第二代のヒンデンブルグ大統領に及んだのでありますが、同大統領の下に一九三一年(昭和六年)七月中、一大金融恐慌を惹起して以來、國民經濟狀勢は頗る逆轉し、慢性的に悪化して來た恐慌は同年秋冬の交には經濟界全般に擴大し、且つ深刻になつて、遂には治安の維持すらも危くなつて來ましたので、同年十月七日の國家緊急令に引續き、翌々十二月八日には、いはゆる經濟國家監理令を施行して、わづかに破局を收拾する外はないと云ふやうな窮狀に當面したのであります。^(註)

(註) この場合の狀況や、それらの緊急令の内容などに關しては拙著『革新經濟講話』第一章、第三節、一、參照。

斯くて同國は當時既に事實上、獨裁制に轉向したのでありますが、その後、翌々一九三三年(昭和八年)一月三十日にヒトラー首相——(當時はヒンデンブルグ大統領の下に)——の就任を見まして、こゝにナチス政權が成立すると共に、從來、同國に於て主持せられて居りました社會民主主義は絶對的に否認せられ、いはゆるナチス獨裁制がいよいよ本格的に實現せられるやうになつて來たのであります。もつとも、その政治機構に關してはヒンデンブルグ大統領の歿後、ヒトラー總統が『指導者兼首相』(Führer und Reichskanzler)なる名稱を以て元首と首

相とを一體的に兼任することになりました外、國會 (Reichstag) そのものは引續いて存置せられて居るのでありますから、形式的には曩の社會民主主義共和制時代に於けると同様に、政府と議會とがその儘對立して居るものやうでもありません。

しかし、その國會は實際上、全部がナチス黨員に依つて占められるやうな仕組になつて居りますので、議會制度とは云つても、いはゆる代議制ではなく、實質は單なる『總統の演説場』でしかないと評せられる所以であります。もつとも、斯やうに全國的なナチス統一に依る獨裁制が實現せられた上は、從來の聯邦制度は最早、その存在理由を失ひ、寧ろ獨裁制の障害とすらなるやうな處もありますので、一九三四年(昭和九年)一月三十日を以てその聯邦制度を廢止してしまつたのであります。斯くて同國の獨裁制は完全なる中央集權の下に統括せられ、ヒトラー總統乃至政府首脳部はナチスの幹部と一體兩面の關係に於て、公私に互る指導權を歸一し、イタリーのファシスト政府と並んで、寡頭獨裁の典型的な好一對を成して居ると云ふ實狀であります。

三、我國の全體主義への轉向

斯やうな政情の變化は、勿論それらの國民經濟狀勢や、國民思想の動向や、主腦者若くは指導者としての人物如何など、いろいろの條件が作用し合つて、相關的に規定せられて來た一つの綜合的傾向でありまして、各その國々としての特有の事情に由來する關係の切實なるものがありますので、必ずしも、これを他の諸國と同列に

律する譯には行きませんが、然も又この兩國に於ける獨裁制の實現は、それ自體が世界的大勢の一部面を象徴して居るのでありますから、我國に於けるさうした政情轉向の經過を観察するに就いては、是非とも一應、相互に對照せられなければならない史的記録であると云へませう。

(一) 『二・二六事件』の歴史的意義

我國に於て斯やうな政情の變化が起つて來た經過を顧みますと、大よそ、それは財政經濟政策に關する統制の傾向に伴つて擡頭して來たかの感がありました。その財政經濟政策に關する統制の傾向も、最初は、これに關する政府としての意圖とか議會としゝの見解とか、さうした主觀的な動機如何に拘らず、寧ろ當時の經濟的・社會的氣運そのものに制約せられて、不可避免的に轉換して來た必至の狀態であつたことは既に述べたやうな次第でありまして、さうした『統制』への轉向の起點は、けだし犬養内閣に依る昭和六年（一九三一年）十二月十三日の金輸出再禁止にあつたと看做して宜からうと思ひます。そして、この『統制』の基調を成して居たフアッシュの傾向が政治の體制上に具現せられましたのは『五・一五事件』を契機として、いはゆる舉國一致内閣が成立したのに始まるものと云へませう。

しかしながら、そのいはゆる舉國一致を標榜した齋藤・岡田二代の内閣は、それ自體が形態的にも、亦實質的にも、いはゆる政黨政治を否定した存在でありましたにも拘らず、それらの内閣自身としては共に、必ずしも政黨政治を否認するものに非ざる言を標榜して居たと云ふやうな譯で、當時に於ける政治思潮の動向と現實の政情

そのものとは甚だしく矛盾して居たのであります。これを單なる過渡期的不調和に過ぎないものと觀るには、餘りに痛切な悲劇の前奏曲であつたと評せざるを得ないのであります。何れにしても、その矛盾は單なる過渡期的不調和のみには終らなかつたのであります。そこに招徠せられた一大破局こそは、實に『二・二六事件』と云ふ我國未曾有の大不祥事件に外ならなかつたのであります。

けだし『二・二六事件』が動機となつて、我國の政治的動向が一大轉換を演じた事情に關しては、凡そ歴史と云ふものを飽く迄も客觀的な立場から、そして又、忌憚なく本質的に批判することが許され得るならば、恐らくそれは、こゝで我國史の『編』なり『章』なりを改めなければならぬ程に重要な意義を有する出來事であつたと認められるのであります。然も、さうするからには當然に、遡つて『五・一五事件』・『血盟團事件』・『〇事件』などをも一括して、各事件相互間の脈絡や緣由などを明かにしなければなりません。殊にそれは單に政治問題としてだけでなく、寧ろ經濟的・社會的範疇に一層重きを置いて検討せられなければならない問題であらうと思ひます。しかし、これらの出來事に關しては少くとも今日迄のところ、到底これが公刊などを許さるべきの限りではありません。とすれば、著者としては、こゝで一轉して現時のいはゆる全體主義時代に筆を進めるより外はない譯であります。斯くては我國民經濟の動向に就いて、或はその核心に觸れ難いと云ふ憾みがありますし、今一つは、若しこの儘で改節したならば、或は世間に誤解の種を播くの虞もありはしないかと思はれるやうな節もありますので、特に一言、卑見の一端だけを以下に附記して置く次第であります。

これは餘りにわかり切つた話のやうであります。凡そ問題なり事件なり、そして又世の中の状態なり、兎に角、もの事の真相を正しく認識する爲めには、必ずその直接の動機と本質的な原因とを區別し且つ双方を相關的に對照しつゝ、客觀的な立場に於て觀察し、批判しなければならぬと云ふことであります。例へば、以上に述べました我國民經濟状態の變動と云ふことにしても、これが變理の局に當つて居た政府としての方針とか、又ははゆる議政の任を負つて居た議會としての意思とかは、こゝにはゆる直接の動機でありますのに對して、自由主義・資本主義が結局それ自體の矛盾に行きつまらざるを得ないと云ふ必至の大勢は、こゝにはゆる本質的な原因に相當するものであります。ところで、單に政治だけでなく、凡そ何事でも、神ならぬ人間の仕わざである以上、所詮、それには成否又は功罪の相伴ふものがあるのは是非もない次第であります。何れにしても、それはゆる直接の動機たる政治と云ふものが、假令政府なり議會なり、それらの局に當る人々としては、最善と信じてこれを實行したものであり、且つ能ふ限りの力を盡して事に當つたものであるとしましても、結局、そのいはゆる本質的原因たる經濟的・社會的大勢の支配から免れてしまふとか、又はその潮流に逆行し通すとか云ふやうなことは到底出来るものではありません。従つて特に政治には時勢を觀察するとか、世情の動向を把握するとか云ふことが最も緊切な要件とせられなければならないと云ふ譯であります。

とは云ひましても、これは必ずしも當時の我國に於ける政府當局者なり政黨なりが、時勢を觀るの明を缺いて居たとか、世情の動向を察するに足らなかつたとか云ふやうな意味ではありません。否、政府當局自身としても

亦、朝野の各政黨としても、さうした經濟的・社會的状态の變化、従つてこれに對處すべき政策の根本方針を改めなければならぬと云ふ必要に就いては、恐らくこの間に、何らかの示唆を受け、又はみづから氣付き得たところがあつたであらうと察せられるのであります。このことは既に述べましたやうに、それ／＼の所見や政策などからしても肯かれるものがあります。

しかしながら、凡そ、さうした人々の意圖と客觀的な現實とは必ずしも並行し又は調和し得るものとは限りません。現に『二・二六事件』の如きは、明かに、この兩者の不一致が一大禍根を成して居たものと認められるのであります。さうした不一致を政治の體制上に具現して居た最も顯著な事實は、ひつきやう軍・民一部の間、擡頭して來たファッショ運動に對し、自由主義の所産たる政黨や一般のいはゆる自由主義分子が、尙ほ執拗にその墮勢を支持して居たことにあつたと認められます。

(二) 軍部の政治的進出と自由主義の否認

けだし、政黨の對立に依るいはゆる議會政治が自由主義を基調とする民主主義的政治形態であり、やはり、その自由主義を基調とせる資本主義經濟體制と本質的な關聯を有つて發達して來たことは敢て附言を要しません。されば、我國に於ても『五・一五事件』を契機として、いはゆる政黨内閣制度が否定せられて以來、政府と政黨との關係がますます疎遠になつて來たことは、本來、自由主義の行きつまりに伴ふ必然の傾向でありまして、殊に『二・二六事件』以後、政黨の政治的立場がいよ／＼退歩して來たことは、固より時代的特徴の一つに數へら

れなければならぬ現象でありますが、それよりも一層重大な新傾向と認められますのは、軍部の政治的進出が頗る指導的勢力を發揮して來たと云ふことであります。それに就いて、試みに昭和十一年三月六日、廣田内閣の組織に際して、寺内（壽一）陸軍大將が廣田氏より陸相としての入閣の交渉を受けた後、即日、談話の形式を以て発表した聲明書を紹介させよう。即ち

（前略）此の未曾有の時局打開の重責に任ずべき新内閣は、内外に互り眞に時弊の根本的刷新、國防充實等積極的強力國策を遂行せんとするの氣魄と其の實行力とを有することが絶対に必要であつて、依然として自由主義的色彩を帯び、現状維持又は消極政策により妥協退嬰を事とする如きものであつてはならない。

積極政策により國政を一新することは全軍一致の要望であつて、妥協、退嬰は時局を收拾する所以に非ず、却つて事態を紛糾せしむるのみならず、將來に大なる禍根を貽すものと言ふべきである。

右の趣旨に合致しない内閣が果して此の内外に互る非常時艱を克服し得るであらうか。

と云ふのであります。凡そ軍部大臣に擬せられて居る現役の陸軍大將が『全軍一致の要望』を代表して、然も公に斯やうな聲明を發したと云ふやうなことは、恐らくその前例を見ないところであらうと思ひますが、この點は姑くこれを措きませう。それよりも、この聲明書に就いて看取せられる要點を概括しますと、その眼目とするところのものは、ひつきやう『時弊の根本的刷新』と『國防充實』とでありまして、これが爲めには『自由主義的色彩』や『妥協退嬰』は否定せられなければならないと云ふのであります。然も、これは『全軍一致の要望』と

して提示せられたものであります。廣田内閣はこの條件を認容して組織せられたのでありますから、つまり同内閣はこの『全軍一致の要望』に應じ、それを代表せる寺内大將を陸相に任じて成立したと云ふ譯であります。

では、一體その『時弊』とか『妥協退嬰』とかは何を意味するのかと云ひますと、これは『二・二六事件』の如き大不祥事そのものを非認して居ることは勿論ですが、然も又、さうした『時弊』の由來せるところを探ねて見ますと、もと／＼それは自由主義に依存せる政治・經濟・社會等々に關する體制それ自體に淵源し、殊にその自由主義を基調として成立して居る政治的體制並に資本主義經濟機構を現状の儘に維持し、さうした政界・財界を通じての『妥協』に依り、『退嬰を事とする如きものであつてはならない』と云ふのであります。重點は自由主義の否定そのことに置かれて居るのであります。唯だ、その『全軍一致の要望』が、如何なる指導原則の下に『國政を一新』しやうとするにあるのかは明かにせられて居りませんが、兎に角それ以來、我國の政治的動向が飛躍的に全體主義化すると共に、財政經濟政策が従前の自由主義的な建前から一變して來たことだけは明かな現實であります。

（三）『二・二六事件』から支那事變への推移

試みに、これを廣田内閣の施政方針に關する聲明書（註）に觀ますと、『現下我國内外の時局は極めて多難にして其の淵源甚だ深し、政府は茲に確乎たる決意を以て庶政を一新』する方針の下に、『國際情勢の現状に鑑み國防の充實並に之に關聯する諸施設の整備擴充に努力すると共に、（中略）近時社會の各方面に互り宿弊漸を追ふて繁

く、國民生活に對する重壓愈々加はらんとし、各般の利害隨所に對立を惹起しつゝある』に鑑み、『國民生活の凡ゆる分野に於て其の安定向上を前途として施設經營の徹底を圖』ると云ふのでありまして、『國防の充實』と『國民生活の(中略)安定向上』とを『前途として』居るのであります。然もこのやうな趣旨に基き、從來の犬養・齋藤・岡田三代の内閣に依つて續行せられて來たところ以上に、一層さうした『施設經營の徹底を圖』らうとするには、最早、従前の『高橋財政』の建前では到底この要求に協ひ得ないことは、既に述べましたところから觀ても餘りに明かでありませぬ。

(註) 昭和十一年三月十七日内閣發表。

されば、この聲明書の發表に先立つて、馬場(鐵一)藏相の公にした財政經濟政策の綱領(註)に依りますと、廣田内閣としての主義政綱を以てすれば『前内閣の財政方針とは相當の差異があるものと認めるが、歳計の健全は單に歳計の數字に依りて別つべきものではなく、國民經濟力に對する均衡如何と財政支出の經濟的成果如何とに在る』と云ふのでありまして、その意味は歳計の膨脹、従つて赤字の増大は必ずしも問題とすべきことではなく、それよりも寧ろ、財政の運用が國民經濟上に及ぼす影響如何こそ、その當否の岐れるところであると云ふに歸するのであります。

(註) 昭和十一年三月九日、大藏省發表聲明書。

この二つの聲明書と前の寺内大將の聲明書とを對照しますと、廣田内閣のいはゆる庶政一新に關する態度は、

或は『二・二六事件』の衝動に依つて多少の亢奮性を示して居るかの感もありませんが、兎に角、同内閣が時局多難の『淵源甚だ深し』とて自由主義の由來に顧み、政治的にも經濟的にも、その他『庶政を一新』する爲め、これが根本的改善の必要を認めたことだけは、その『確乎たる決意』からしても察せられるのであります。斯くて實行せられた財政經濟政策の根幹となつて居りましたものは、臨時租稅措置法に依る合計二億九千二百餘萬圓と云ふ我國としては空前の大増稅——『高橋財政』では、この増稅と云ふことが斷乎として非認せられて居たのであります。——であり、日本銀行公定割引歩合の引下げや國債利率の——(最初は年五分から四分五厘への)——低下などに依る金利安の促進であり、爲替管理の強化に依る海外逃資の防遏などに關する施設でありまして、これに依つて軍備の擴充と匡救に關する諸計畫とを増進する爲め、いはゆる赤字公債の増發を容易ならしめると同時にインフレーションの擴大を豫防し、外國貿易の統制を強化して輸入の阻止と輸出の増進とを圖り、國內に於ける軍需生産の助長と國民生活の安定とに努めたのであります。

要するに、これらの諸政策は全體として内外に互る一聯の組織的計畫の下に、つまり外に對しては國防を強化すると共に、内に對しては跛行景氣を矯め直し、相待つて國民經濟を保全しやうとするいはゆる準戰時體制若くは國防國家體制に成つて居たのでありまして、斯くて我國民經濟の動向は、こゝで、いよ／＼全體主義的統制の軌道に乗せられて來たと云ふ次第であります。

さうして居りますうちに、十二年六月中、廣田内閣に迭つて第一次近衛内閣の成立を見ましたが、たま／＼そ

の翌七月七日に蘆溝橋事件が勃發して支那事變に入りましたが爲めに、それを契機として、以來、我國民經濟としての動向は内外に互つて更に一變せざるを得なくなつたのであります。斯くて我國民經濟が支那事變前から事變下に互り、その動向轉換を更に一段と急進して來た推移を、世間では一般に準戰時體制から戰時體制への進展などと稱して居りましたが、以上に述べました経過を辿つて見ますと、實質的には、ひつきやう國民經濟の全體主義的統制が一層高度化せられたと云ふだけのものでありまして、さうした全體主義的統制の高度化と云ふことが、斯く必至の大勢であつたのに鑑みますと、支那事變と云ふ戰時狀態の起生そのことは、本質的には必ずしも『戰時體制』の決定的な原因ではないと云ふ所以が肯かれやうと思ひます。

第二節 全體主義に依る國民經濟の再編成

一、全體主義へ轉向の二目的

前節に紹介しましたところの如く、我國が自由主義を否定して全體主義へ轉向せざるを得なくなつた事情を見ますと、それには決定的な二つの動機がありました。即ち廣田内閣の施政方針に關する聲明にありますやうに、一つは『國防の充實』と云ふことであり、他は『國民生活の(中略)安定向上』と云ふことであります。然もこのことは獨り我國に關してだけでなく、夙に獨裁制度を實現して居たイタリー及ドイツにしても、否、何れの全

體主義國としても同様であり、又同様なるべき筈でありまして、さうした意味からしますと、全體主義の使命とするところも亦、自由主義に於けると同様に、結局、内外に互つて國民經濟を保全し、發展せしめると云ふことに外ならないのであります。

そこで、次には、一體その全體主義に依れば、どう云ふ譯で内外に互る國民經濟の保全・發展を期し得られるのか、若くは内外に互つて國民經濟の保全・發展を期する爲めには、何故に全體主義に依らなければならないのか、その所以を検討して見なければならぬのですが、それには先づ、自由主義から全體主義へ轉向したことに依つて、今日迄にどのやうにその目的を實現し得たかを、我國の實際に就いて確認して見る必要があります。但し何分にも、この二大目的の中で、『國防の充實』に關する方は、具體的な事項には殆ど觸るべからざる事情にありますので、實證の範圍は専らこれを『國民生活の(中略)安定向上』に關する方面だけに限られなければならない譯であります。

もつとも、一般に國民生活の安定向上と云ふことはそれ自體が、今日では軍備の擴充と相待つて、廣義の國防を保全する上に不可缺の要件となつて居るのでありまして、その國防との關係は極めて廣汎・複雑に互る問題であります。それを全般に互つて具體的に調べて見ると云ふやうなことは、固よりこゝに盡し得らるべきの限りではありません。そこで、假にこれを單なる『國民生活』に關する方面だけに限るとしましても、特に重要物資の生産・運輸・貿易・金融・國際收支などに關する狀況は、やはり今日では殆ど表示する譯には行かないことにな

つて居りますので、結局、こゝでは主として分配状況を對象とし、それに基いて、大勢を察するの程度に止めるより外はないのであります。ところが、これに就いては既に述べましたやうに、昭和七年度以降の時局匡救計畫の進捗に伴つて、いはゆる時局景氣が擡頭して來たのに引續き、支那事變の勃發後、更にそれが『事變景氣』に移行し・發展して來たと云ふ經過にありますので、こゝでは、その『事變景氣』に於ける分配状況を對象として、そこに反映せられた全體主義的傾向を、出来るだけ切實に描出することに依つて大勢を窺はうと思ひます。然も又それは、前に述べました『戰爭景氣』の場合と照らし合せつゝ觀察する方が一層適切を期し得るの所以でもありますから、先づ双方の異同狀況から概観して行くこととせませう。

二、『戰爭景氣』と『事變景氣』との異同

(一) 起因に関する共通點と本質の相違

曩の『戰爭景氣』と支那事變勃發の前後に亘る『事變景氣』とを對照するに就いて、先づ双方の事情を異にして居る點から觀ますと、その最も著しい、そして又、最も重要な一つは、いはゆる好景氣の起因であります。概括的には前者は主として、當時に於ける聯合側諸國の軍需の喚起に應じて、輸出貿易・海運その他の國際的經濟活動が急激に躍進したのに因るものでありますのに對して、後者は専ら我國自身としての大量の軍需が、關係諸産業の活躍を促進したことに依存して居るのであります。つまり『景氣』の起因となつた軍需の喚起と云ふこ

とが、前には海外で持ち上がったが爲めに、國際受取勘定の激増が、いはゆる好景氣を沸騰せしめた動力となつたのに對して、後の場合には、それが自國內で急増して、然もこれを出来るだけ自給しやうと云ふのでありますから、財政の媒介に依る通貨の膨脹が、經濟的・社會的股脈の培養素となつたと云ふ譯であります。

次に、双方の場合に於て同じやうな傾向を辿つて來たと認められます現象は、いはゆる好景氣を招徠した直接の動機並にその態様であります。即ち『戰爭景氣』にしても亦『事變景氣』にあつても、事の發端は主として兵器、その他軍需關係の資材と、これが生産に必要な勞力、即ち『物』と『人』とに對する大量の需要が喚起せられたと云ふことでありまして、通貨は未だ働きかけて居なかつたのであります。ところが、双方の場合共に、勞力の補充よりも、所要の原料や材料を入手することが著しく困難でありまして、曩には外國からの供給が硬塞し若くは杜絶しましたが爲めに、又後の場合には出来るだけ輸入を避けなければならぬと云ふ事情にありましたが爲めに、何れの場合に於ても、先づ物の供給不足から勢、物價の騰貴を促し、その物價騰貴が又、必然に勞賃その他、人件費の昂騰と相俟つて通貨膨脹の傾向を招徠したのであります。然も通貨の膨脹はおのづから官民間に於ける消費の増進に柏車を加へ、従つて更に一般物價の騰勢を助長し、さうした全般的な物價の騰貴が、一層、通貨を膨脹せしめるところの二次的動機となり、斯くて物價の騰貴と通貨の膨脹とが相互に因果關係を成しつゝ、經濟界全體を膨脹せしめて來たと云ふ狀勢に於て大よそ軌を同じうして居るのであります。

しかし、斯やうな物資の供給不足とか、物價の騰貴とか、通貨の膨脹とか、消費の増進とか云ふやうな個々の

物的現象に關する異同は、ひつきやう景氣と云ふことが經濟的又は社會的に具象化せられた姿勢の一端に過ぎないのでありまして、『景氣』の本當の状態を観る爲めには、寧ろそれ／＼の場合に於て、これらの物的現象を支配して居るところの指導原則、若くはさうした具體的關係を規定して居るところの基調如何が一層重要な問題であらねばなりません。

と云ひますのは、既に述べましたやうに、『戰爭景氣』の方は全く自由主義體制下に、豫期せずして起生した現象でありましたのに對し、『事變景氣』の方は統制經濟の仕組に依つて、言はゞ計畫的に作り出された状態でありまして、それ／＼の『景氣』の本質が異つて居るからであります。さう云ふ觀方からすれば、つまり『戰爭景氣』は世の中の成り行きに儘に招徠せられた有様、即ち自然的狀態であつたのに對して、『事變景氣』は人間の力で作り出した社會の姿、即ち人爲的環境であつたと云つても宜からうと思ひます。

(二) 社會的安定性に關する對蹠的事實

とすれば、この二つの『好景氣』の間には、さうした起因とか發生の動機とか進展の態様とかに關して、多少の相違して居る所や、若干の同じ點があると云ふこと以外に於て、斯やうに指導原則なり基調なりが異つて居るが爲めに、各その本質的相異から由來して居るそれ／＼の特徴と云ふものがなくてはならない筈でありまして、それには二つの點が指摘せられるのであります。即ち一つは景氣の基本的な一條件となるべき國富の増減と云ふことであり、他は景氣の態様を規定するところの社會的安定度如何がそれでありまして、これを實際に就いて云ひ

ますと、『戰爭景氣』は未曾有の國際受取超過に因る國富の激増に基くものでありますのに對して、『事變景氣』に於ては、國際勘定に就いて國富の増加を想像せしめるやうな事情とは殆ど認められないのであります。然るに、それにも拘らず、前者にあつては、例へば米騒動と云ふやうな空前の不祥事件をすら惹起した程に社會的不安が濃厚でありましたのに反し、後者に於ては勞働階級乃至いはゆる下層一般の生活不安が頗る緩和せられて、俗に『職工景氣』とか『農村景氣』などと呼ばれる程に、社會的安定度が高められて居ると云ふことであります。そこで、一體このやうな著しい相違が何に起因して居るかを調べて見なければなりません。

既に述べましたやうに、『事變景氣』の培養素となつたものは、主として國內的な通貨膨脹であります。その通貨膨脹は軍事費乃至いはゆる時局關係の經費を支辨する爲めに、毎年度數十億圓乃至百數十億圓と云ふ巨額の公債を發行し、これを民間に撒布することに依つて招徠せられ又持續せられて居る積極的傾向でありまして、つまり、『事變景氣』の主たる媒體を成して居るものは、實に數十億圓乃至百數十億圓と云ふ巨額の公債で補ひを付けなければならぬやうな國家の大藏計に外ならないと云つて宜いのであります。然るに、それでなくては國內の諸物資が不足勝ちになつて居るところへ、外國からの輸入は必要缺くべからざるものゝ外は、一切これを禁止しなければならぬと云ふのですから、どうしても一般物資の供給はますます／＼不自由にならざるを得ない譯であります。にも拘らず、斯やうに大きな藏計が持續せられ、然もそれが逐年ますます／＼大きくなり、従つて通貨がいよ／＼膨脹の狀態を辿つて行きましたならば、物價は必然に昂騰の傾向を進んで行くに相違ないのでありま

す。然も前に述べましたやうに、物價の昂騰は更に通貨の膨脹に柏車を掛け、斯くて『戦争景氣』の場合に於けるやうに、通貨膨脹と物價騰貴とが相互に因果關係を持しつゝ發展して行きましたならば、勢、いはゆる悪性インフレーションを助長せずには居ないでせうから、それが爲めに國民所得の分布はますます偏頗になつて、遂には國民經濟の安定をすら脅さるゝに至らないとも限らないのであります。

然るに、顧みれば支那事變の勃發前から『時局景氣』が擡頭して、更にそれが『事變景氣』に移行し・發展して今日に至る迄には、既に數年を経過して居りますのに、兎に角今日迄のところ、さうしたいはゆる悪性インフレーションの狀勢などは未だ現れないで、却つて國民生活は比較的平穩を維持し、殊に、その以前よりも一層社會的安定が保たれて來たのは、一見奇異の感なきを得ないものゝやうであります。

三、『事變景氣』と國民生活安定度の向上

けだし、前に述べましたやうに、假令、通貨が多少の膨脹を告げたり、物價が幾分の騰貴を示したりしたからとて、凡そ國民所得の分布と物價水準との均勢が順調に保たれて行く限り、國民生活は大體その安定度を低下しないで居られる譯でありまして、勿論、それは國民所得の總額と一般物資の供給可能量との釣合ひ如何に關することでありますが、何と云つても問題は、いはゆる大衆層への所得の分布狀況と、日常生活必需品價との振り合如何が最も肝腎な要件とならざるを得ないのであります。

(一) 課税所得に現れたその均分化傾向

(1) 全體的に觀た増加狀況　そこで、前に『戦争景氣』の場合に於ける我國民所得と物價水準との異動狀況を對照したのと同様の方法に依つて、試みに『時局景氣』の擡頭し始めた初期の昭和九年度と、それ以來、同じく四年を経過した同十三年度とに就いて、先づこれを課税所得の異動狀況から觀て行きます。

『事變景氣』に於ける課税所得異動調 (第一表)

區分	昭和十三年度		昭和九年度		増加歩合	
	所得人員	所得金額	所得人員	所得金額	所得人員	所得金額
第一種	七三三二	二・二七・〇〇六	六九・二〇五	九八・〇七	〇・〇四	一・二二
内國法人	六〇	一四・四三九	四	六・七〇	〇・〇六	一・三三
外國法人	七三三二	二・一九三・七五五	六九・二七一	九七・九一五	〇・〇四	一・二三
計	一・三三六・五九九	三八・一九・四〇二	一三六・四一四	五三・八三三	〇・〇四	〇・七五
第二種	一	九六・四九四	一	五三・八三三	—	—
第三種	一・三三六・五九九	三八・一九・四〇二	六九・七〇九	二〇・七四・六一〇	〇・九四	〇・八四
計	一・三三六・五九九	六九・九・六三一	六九・九・六三一	三・五五・三三六	〇・〇六	〇・九四

(備考)

(1) 第一種、即ち法人に關しては『戦争景氣』の場合に於けるが如く、法定組織に依つてこれを合名・合資・株式及株式合資に區別することなく、總べての法人が一括せられてあります。

(2) 『所得人員』は第一種にあつては課税せられた法人の數、同じく第三種に在つては課税せられた戸數を示してあ

りますが、第二種にあつては明かではありませんから、従つてその『合計』も亦不詳であります。

3) 『増加歩合』は先年度分を基準として、後年度に増加した部分の比率を算出したものであります。但し『所得人員』の合計に關しては第二種の分が除外せられてあります。

(4) 大藏省主税局統計年報書に依つて作成したものであります。

右表に於ける各種所得の實體に就いては、前に『戦争景氣』の場合に關して述べたところと大體同様であります。尙ほ『戦争景氣』の場合と對照して、特に注意を要する點又は異つて居る點が二・三あります。第一は、いはゆる法人の所得に關することでありまして、これは所得そのものよりも寧ろ租税制度の異なるに由るものであります。即ち第一種の所得はこの場合には、法人を内・外國に區分し且つ所得の種類を『普通』、『超過』及『清算』の三種に類別してありますが、右表では『普通所得』だけを擧げて置きました(註)。第二は、個人が法人(第一種)より受けるいはゆる割賦金が、『戦争景氣』の場合には個人(第三種)の所得中には算入せられて居なかつたのですが、『事變景氣』の場合に於ては、個人が『法人より受くる利益若は利息の配當又は剩餘金の分配』は、昭和九年度に於てその十分の六、同十三年度に於て十分の八に相當する額が、又同じく賞與金に關しては兩年度共に全額が、それ／＼に第三種の所得の中に綜合せられて居ります。第三は、第三種所得の免稅點が、『戦争景氣』の場合には一律に五百圓となつて居りましたが、『事變景氣』の場合には、それが昭和九年度に於て千二百圓、同十三年度に於て千圓となつて居りますから、この場合に於ては『所得人員』及『所得金額』共に、それ

だけの斟酌を施さなくては——(前表には假にその儘の計數に依つて算出して置きましたが)——直にその『増加歩合』を求むる譯には行かないと云ふことであります。

(註) 法人の『超過所得』と云ひますのは、法人の全所得金額の中で、資本金額の一割方を超ゆる額を『超過所得』と呼ぶのでありまして、固より『普通所得』中の一部分に外ならないのであります。又『清算所得』と云ひますのは法人が解散したときに生じた所得を斯やうに稱するのであります。これは引續き存立して行く一般の法人の所得——(即ち『普通所得』)——とは一樣には看做されませんから、姑くこれを除外して置きました。

(2) 金額階級別に現れた偏集緩和の傾向 さう云ふ譯ですから、右表に就いては『合計』の比較は姑くこれを措きまして、次には、前の『戦争景氣』の場合に於けると同様に、第三種の所得に關して、先づその金額階級の異動狀況から觀て行くことにしませう。

事變景氣に於ける課税所得異動調 (第二表)

——第三種金額階級別表——

金額階級別	昭和十三年度		昭和九年度		増加歩合	
	人員	所得金額 千圓	人員	所得金額 千圓	人員	所得金額
千圓以下	三七,〇一一	三七,〇一一	—	—	—	—
千二百圓以下	三六,六六八	二九七,五七九	三四,五七三	三九,四八七	—	—
千五百圓以下	三六,二七九	五二,三四	一〇,三六	二四,四三七	〇・四	〇・六五
					二六三	

二千圓以下	三三〇、八九七	三三三、二二三	一四八、六八四	三五六、五〇一	〇・四三	〇・四九
三千圓以下	一六四、八一	三九六、四三三	一二三、八六〇	二七一、三九三	〇・四六	〇・四六
五千圓以下	一四、九〇七	五五二、九四六	九、九五四	三四九、八二〇	〇・五七	〇・五七
七千圓以下	五〇、三七四	二九五、六四四	二九、七六〇	一七四、八六四	〇・六六	〇・六九
一萬圓以下	三三、九八三	二七四、二〇〇	一八、六四四	一五四、五九九	〇・七一	〇・七七
一萬五千圓以下	三〇、〇三六	二四四、九三三	一〇、九〇三	一三三、四三七	〇・八三	〇・八四
二萬圓以下	八、八三四	一五二、九五四	四、六七五	八〇、六三九	〇・八八	〇・八八
三萬圓以下	七、四二八	一七九、三三三	三、七三〇	八九、七四四	〇・九	〇・九
五萬圓以下	四、三七〇	一六五、八六一	二、三六三	八五、三二四	〇・九三	〇・九四
七萬圓以下	一、五〇四	八八、三四四	七三〇	四一、九六四	一・八八	一・一〇
十萬圓以下	一、〇〇三	八三、三一九	四七〇	三九、一五六	一・三三	一・三三
十五萬圓以下	六二八	七四、七四三	四一〇	五五、一三六	一・三三	一・一八
二十萬圓以下	三九六	五二、八六六	一三三	三四、九四	一・五	一・五
三十萬圓以下	一九三	四六、〇三三	九	一八、四五三	一・三〇	一・三〇
五十萬圓以下	一三六	四六、五四	九	一五、一四	〇・四	〇・一〇
七十萬圓以下	九	三三、二〇〇	九	一五、一四	〇・四	〇・一〇
百萬圓以下	三五	三〇、四九	九	一五、一四	〇・四	〇・一〇
二百萬圓以下	二三	一六、九八	九	一五、一四	〇・四	〇・一〇
三百萬圓以下	七	一六、九八	九	一五、一四	〇・四	〇・一〇
四百萬圓以下	七	一六、九八	九	一五、一四	〇・四	〇・一〇
四百萬圓を超ゆるもの	四	二四、四七	四	三、五九七	一〇・〇	一〇・五〇

合計	一、三六、五九六	三、八九、四〇一	六三九、七〇九	二、〇七、六〇	三、二九、五	〇・五二	〇・六九
一人當平均額	—	三、一一四	—	三、二九	—	—	—
千二百圓を超ゆるもの、合計	九二九、五九	三、四七、八二二	六〇五、一三六	二、〇四五、一三三	三、三九九	〇・五二	〇・六九
一人當平均額	—	三、七六	—	三、三九九	—	—	〇・一一

(備考)

(1) 免稅點は前述のやうに年度に依つて異つて居りまして、『千圓以下』は千圓丁度のものだけの集計であります。

(2) 『所得人員』は所得を有する戸數と看做さるべきものでありまして、このことは第一表の『備考』の(2)及『戰爭景氣』の場合に於ける第二表の『備考』(2)に述べたやうな次第であります。

(3) 大藏省主稅局統計年報書に依つて作成したものであります。

この表では『備考』の(1)に斷つて置きましたやうに免稅點が年度に依つて異つて居りまして、『千二百圓以下』の階級は、九年度分では千二百圓丁度のもので集計ですが、十三年度分では千圓を超ゆる千二百圓以下のものを全部を含めての勘定でありますから、この儘に比較する譯には行きません。従つて、その『合計』は何れも『千五百圓以下』の階級以上、即ち千二百圓を超ゆる以上のもの全體の集計に過ぎません。然るに、前に紹介しました『戰爭景氣』の場合の課稅所得表では、免稅點は五百圓でありましたし、又法人より受ける利益の配當その他のいはゆる割賦金は、第三種所得の中には全く含まれて居ないと云ふ風に、それ／＼の條件に異るとこ

らがありますので、勿論これを『戦争景氣』の場合と一律に比較する譯には行きませんが、それにしても、双方の場合共に、前後を通じて同じく四年間に、『合計』の増加歩合が、『戦争景氣』の場合には人員に於て五割・金額に於て一倍三割一分、又『一人當平均額』に於て五割三分を示して居りましたのに對して、『事變景氣』の場合には、人員に於て五割一分となつて居りますにも拘らず、金額に於ては六割九分、又『一人當平均額』に於ても一割一分に止まつて居るのであります。斯うした増加歩合の開きは、ひつきやう課税所得を有する者全體として、各自に所得を増加した割合が『事變景氣』の場合に於けるよりも『戦争景氣』の場合に於て、遙に著しかつたことを示現して居るものと云へるのであります。もつとも問題は、前にも述べましたやうに、斯く全體として觀た異動狀況よりも、寧ろ所得金額の階級別に現れて居る増加歩合の趨勢如何に、より多くの重要性を認めなければなりません。

そこで、更にこれを前の『戦争景氣』の場合に、第三種所得の金額階級別に現れた異動振りと對照して見ますと、凡そ金額階級別に現れた増加歩合が、人員に於ても亦金額に於ても、上級程大きいやうな傾向にあること、そして、それは、ひつきやう所得の大きい者程、更にその所得を増加し得る機會も可能性も大きいのに因るものであることなどは、大體これを、そのまま『事變景氣』の場合にも當てはめ得るのですが、然も双方の場合に於ける斯やうな傾向自體に一つの著しい相違のあることを看逃がしてはなりません。

と云ひますのは、所得の大きいもの程、人員に於ても亦金額に於ても共に増加歩合が大きくなつて居ると云ふ

傾向が、前には上級に進む程、飛躍的に累進して居りましたのに對して、後には、その傾きが著しく緩やかな坂になつて居ると云ふことであります。これは、云ふ迄もなく、前には、いはゆる營利自由の制度の下に、如何に成り金が續出したかを窺はしむるに足るものでありましたのに對して、後には、營利若くは所得の機會や程度が人為的に制約せられ、おのづから、それが均等化せられるやうな狀態に轉じて來たことを意味するものであります。そして、その主たる動機を成したものは、勿論統制經濟に關する諸政策の實現乃至強化と云ふことであります。

然も、それに就いては更に注意を要することがあります。即ち前に述べましたやうに『戦争景氣』の場合に於ては個人間の所得分布の狀況を觀るには、第三種所得の外に第一種（法人の所得）所得——（第二種の所得は姑く措きまして）——の異動狀況を参照しなければならなかつたのですが、『事變景氣』の場合に於ては『法人より受くる利益若くは利息の配當又は剰餘金の分配』は、その六割乃至八割方が第三種所得に綜合せられて居ますし、又法人と個人との經濟關係が、特に法人利益金の處分などに關して——（『戦争景氣』の場合に於けるが如く）——はつきりと區分せられない、と云ふやうなことはなくなりましたから、個人所得の分布狀況を觀るに就いては、必ずしも『戦争景氣』の場合に於けるやうに、特に第一種所得の異動狀況に顧みる必要はないのであります。殊にその法人所得の増加歩合も、前々表に於けるが如く、この場合に於ては『戦争景氣』の場合に較べますと遙に低位に止まつて居るのであります。何れにしても、租税制度や法人と個人との經濟關係などからして、『戦争景氣』の場合には第三種所得に關してだけでも、『事變景氣』の場合に比して頗る偏頗になつて居りましたのに、

個人所得に關する實際の分布はそれ以上、遙に偏頗になつて居たのでありますから、それから観ると、『事變景氣』の場合に於ける個人所得の分布狀況が如何に偏頗を免れて居るかは察するに難からざるものがあります。

もつとも、これは専ら課税所得の中の第三種所得税を納めた者だけに就いての狀況に過ぎないのですから、更にこの『所得人員』を『戰爭景氣』の場合に於けると同様に、その全國總戸數に對する割合に觀ますと、昭和九年度に於ては千三百一十一萬二千餘戸に對する六十二萬九千餘戸で四分八厘、同十三年度に於ては千三百九十四萬一千餘戸に對する百二十二萬六千餘戸で八分七厘に當るのであります(註)、『戰爭景氣』の場合、即ち大正四年度の七分一厘、同八年度の一割二厘と對照しますと、一層その割合が低くなつて居ります。もつとも、これは前に斷つて置きましたやうに、前後、各その免税點が異つて居りますので、勿論一律に比較する譯には行きませんし、又それは齊しく『事變景氣』の場合だけに就いても同様であります。何れにしても、課税所得を有する戸數が全國總戸數の中で占める割合は、免税點が千圓で、尙ほ八分七厘強に過ぎないと云ふ程度であります。

(註) この全國總戸數は『戰爭景氣』の場合に於けると同様に、内閣統計局の調査に依る各年末現在の内地に於ける集計であります。

これらの諸事情を綜合して、全體としての國民所得の分布狀況を概観しますと、『事變景氣』の場合には曩の『戰爭景氣』の場合に比して、著しくそれが均分化せられたやうな傾向に在ることは疑ひないのであります。つまり、これは國民所得が全體として増加しつゝ、同時に又、全般的にその偏頗が緩和せられたことを意味するものと云へませう。

しかしながら、斯うした所得分布の金額階級別に依る對照は、前に『戰爭景氣』の場合に關しても述べましたやうに、言はず、その横斷的觀察でしかありません。そこで、次には、こゝでも『戰爭景氣』の場合と同様に、前掲の第三種所得に就いて、縦斷的にその種類別の増減狀況を表示して見ませう。

『事變景氣』に於ける課税所得異動調 (第三表)

— 第三種々類別表 — (△印減)

種別	昭和十三年度	昭和九年度	増減歩合
田自作	一〇一、六三五	一八、六一四	四・四六
田小作	二二五、二九四	一〇三、五六二	一・一七
畑自作	三六、五七〇	一一、一五八	二・二七
畑小作	三七、二九七	一八、五五一	一・〇一
原野其他ノ土地	二、四七三	三、六六〇	△〇・〇七
貸宅地及貸家	四五九、六五二	三七三、一二五	〇・二三
畜産及蠶業	一一、四八二	六、三八九	〇・七九
水産業	一一、二二九	七、五八八	〇・六一
鑛業	二、三三三	二、一一二	〇・一〇
工業	二四五、三四九	一一七、五五九	一・〇八
第三章 全體主義の體制と理念			二六九

第三章 全體主義の體制と理念

商	六八〇、三三九	三六〇、六七九	〇・八八
金融	四二、五三三	四八、二一一	△〇・一一
交通	二五、五三三	七、六三一	二・三四
娯樂、興業及接客業	一一一、二三一	七四、六四七	〇・六二
非營業貸金、預金、公債、社債ノ利子	五七、五九三	五四、七八〇	〇・〇五
配當	六一〇、一一九	二五三、八三二	一・四〇
俸給、給料、歳費	八一〇、四六三	四四一、七八三	〇・八三
賞與	四〇一、三四五	一六〇、九〇〇	一・四九
諸給	九七、三二三	六〇、三七〇	〇・六一
庶業	一五九、四八八	一一九、三七二	〇・三三
勞力	一、三八一	八一三	〇・六九
山林ノ所得	四九、〇五〇	一九、六一一	一・四九
其他ノ所得	三一、五二三	一九、一六一	〇・六四
合計	四、二二二、二四八	二、二八三、一二〇	〇・八四
控除金額合計	四〇二、八四五	二〇八、五〇九	〇・九三
差引合計	三、八一九、四〇二	二、〇七四、六一〇	〇・八四

(備考) 『戦争景氣』に於ける課税所得異動調第三表の『備考』に同じ。

この所得種類別調を前に述べました『戦争景氣』の場合に於けるそれと對照して見ますと、『戦争景氣』の場合に於ては(一)山林が三倍六割、(二)勞力が三倍五割六分、(三)『畜産及蠶業』と水産業とで三倍四割八分

ら、以下(四)工業、(五)鑛業、(六)商業と云ふ順位でありまして、以上を假に、増加率の最高位としますと、俸給・給料・歳費及賞與は中間位に位し、利子・諸給與が最低位に屬し、田・畑・貸宅地及貸家が中間位と最低位との間に挟まると云ふやうな振合になつて居りました。但し何分にも、この場合には、恐らく『好景氣』を最も切實に反映したであらうと想像せられます『配當』が全く除外せられて居りましたので、はつきりとした斷定は下されませんが、兎に何都鄙別に對照したところでは、大よそ次の如く概括せられたのであります。即ち都市方面に於ては、恐らく増加歩合の首位を占めたであらうと察せられます配當所得と高級勞働所得との増加趨勢からして、いはゆる事業會社關係の人々が最も惠まれたであらうこと、然るに一般の俸給・給料・恩給生活者や地主・家主などは概して不利な立場に陥つたこと、これに反して、地方にあつては、山林のやうな比較的大資産に依る所得の外、畜産・蠶業・水産業の如き農・林・漁業に關する一部の所得が激増したことがそれでありまして、そこで、これを全國的に觀ますと、中・小農家の大部分・いはゆる給料取・自由業者、從つて又貸地主・貸家主などが一般に比較的不遇の立場にありましたことは、要するに、いはゆる景氣が上昇するやうな場合には、中産若くは中流層としては、經濟的に固有の不利な地位が、一層退歩を餘儀なくせられる所以でありまして、それは又、自由主義體制下に於ける階級的對勢の消長を反映せる必然の傾向であつたと云はなければなりません。

斯うした『戦争景氣』の場合に於ける概況に顧みつゝ、この『事變景氣』の場合に於ける異動狀況を通觀しますと、『事變景氣』に際しては、先づ増加率の第一位を占めて居りますものは田の自作で四倍四割六分、交通業

が二倍三割四分でこれに次ぎ、第三位が畑の自作で二倍二割七分となつて居ります。この三種目を最高位としますと、それに次いで賞與と山林とが共に一倍四割九分、配當が一倍四割、田の小作が一倍一割七分、工業が一倍八分、畑の小作が一倍一分で、これらの種目が大よそ中間位に當り、商業の八割八分以下が最低位に屬すると云ふやうな振合であります。

斯く田・畑に依る所得の増加歩合が一般に高く、殊に田の自作に於て獨歩的な飛躍を示して居りますのは、勿論時局の影響に因る米・麥その他穀類價格の昂騰が主たる動機を成して居るものと認められるのであります。これは前に述べましたやうに、昭和七年以來の時局匡救計畫や、その後には於ける米穀關係の諸政策などが頗る増進せられて來た経過に顧みますれば、この期間を通じて、全體としての田・畑の所得が斯く著しい増加率を告げたことは敢て怪むには足りませんし、寧ろそれは、從來最も不利な立場にあつた農業をして、特に曩の昭和六・七年頃に於けるいはゆる農業恐慌から、漸く立直りに向はしめた恢復の傾向が反映せられて居るものと観て宜からうと思ひます。

次に交通業に於ける二倍三割四分と云ふ増加率は、主として都市乃至その近郊に於ける一般貨客交通量の激増に因るものでありまして、勿論これは時局の影響に因る經濟的・社會的股賑を物語れる一現象と云へませう。但し今日、個人で營んで居るやうな交通業は、經營の規模や取扱貨客の數量などからすれば、大よそ多寡の知れたものでありまして、従つてその所得實額に於ては特に問題とするには足りないやうな程度に止まつて居るのであ

ります。

山林、賞與、配當及工業に依る各所得の増加も、主として事變關係に由來するものと認められますが、もつとも、賞與及配當の如きは恐らく軍需關係の諸産業が擴張せられ、且つ股賑を極めて、そのいはゆる時局的利潤が多大に上つて居るにも拘らず、法規上又は行政上の分配抑制策が相當の桎梏となり、それが爲めに、増加率が比較的低位に止まつて居るものやうであります。斯うした事情は俸給・給料や勞力などの勤勞所得が、割合に伸び悩みの觀を呈して居ることに對しても、大體同様に類推せられて宜からうと思ひます。

これらの外に多少の注意を要するのは、畜産・蠶業及商業に關するものであります。前の二者が好調を告げるやうになりましたのは寧ろ十四年以降に屬すると認められますのに反し、後者は却つてその十四年以降に於て一層逆運に傾いて來たものやうでありますが、兎に角、これらの全種別を通じて概観しますと、田・畑所得の増加率が自作と小作との間に著しい開きを示して居りますことは、齊しく農業所得にありまして、所得狀況が資力的に規定せられる所以であらうと想像せられますし(註)、同時に又さうした傾向は、商業に於ても恐らく同様若くは一層著しいものがあらうと察せられるのであります。

(註) 農業の經營に關しては、殊に我國に於けるやうに比較的多數の中・小農家が全國的に散在して居るところでは、企業の規模や資本の大小が所得を規定する關係は、他の諸産業、殊に商工業に於けるやうに、その開きが著しくないのを常とし、大體に於て所得が耕地の面積や投資額の多少に比例するやうな傾向にあると云ふのが、從來一般の觀方であ

りました。ところが、昭和六・七年の農業恐慌を機として、帝國農會で始めて試みた調査に依りますと、さうした想定は甚だしく裏切られて、農業に於てもやはり資本主義の常則が切實にこれを支配して居ることが明かになりました。

これは、全國を通じて九百九十九戸の農家に就き、昭和八年度の實踐に基いて集計を採つたものでありまして、經營規模の大小を最小五反未満から最大五町以上に至る四段に區分し、生産費・總收入・企業所得に關して實額又は推計額を押へ、殊に生産費に就いては肥料代・勞力費その他の細目を類別して記入せしめたものであります。(單位圓)

經營反別	生産費		合計	總收入	企業所得
	直接費	間接費			
五段 未滿	三七	三二	七〇	六四	(一)五・〇
五段 一町	三四	三三	六七	六三	(一)一・〇
二町五段—三町	三三	二七	六〇	五四	(一)〇・二
五町 以上	二九	一九	四八	五五	六・九

斯く經營規模の大小に從つて、生産費に著しい開きを生じて居る事由に關し、その主なるものとして、自給肥料の分量が五段未満に於ては四割八分に過ぎませんが、五町以上にあつては五割六分上つて居りますし、又設備費として、特に間接費に屬する土地改良・農具・建物などの諸費にそれ／＼可なり大きな開きがあります。

斯やうに『事變景氣』に於ける個人所得の分布状況を種類別に概観しますと、一般的な傾向としては、農・商・工業を通じての中・小産業者や、時局の影響に恵まれない俸給・給料又は勞働生活者などの中流層以下が、やはり、その經濟的地位の退歩を免れないこと、山林・賞與・配當の如き比較的大資力者の所得が依然として累増

の狀勢を示し、資本主義本來の動向に即したいはゆる高い所へ土盛りの傾向が持續せられて居ることは、これ之前的金額階級別調と對照しても略ぼ首肯せられるのであります。

しかし又、更にこれを『戰爭景氣』の場合と對照しますと、そのいはゆる高い所へ土盛りの傾向が、統制經濟への轉向乃至その強化に依つて頓に緩和せられたこと、又一般に營利の自由に對する法令上・行政上の諸制約が漸くその壓力を加へて來たこと、そして、全般的に個人所得の分布が著しく均分化せられて來たことは、その劃期的な變化であると認められるのであります。斯く分配の偏頗が緩和せられたことは、恐らく國民經濟の安定を支持する上に有力な一つの保障となつたものと察せられますし、同時に又、それは『事變景氣』の一大特徴を成すものと云つて宜からうと思ひます。

(二) 大衆生活に反映せられた統制政策の影響

(一) 大衆層への分配普遍化の大勢 もつとも、以上に述べました所得分布の異動狀況は、専ら課税所得だけに關するところでありまして、その課税所得を有しない者の所得、即ち主として免税點以下の所得に關する異動狀況には觸れて居りません。殊にその免税點以下の所得層の中でも、最大部分を占めて居る自・小作の田・畑その他による農業収入や、勞働者の賃金所得などを明かにすることが出来ませんので、これだけでは、未だ全體としての國民所得の増加並に分布に關する狀勢を直に推斷する譯には行きません。しかし、田・畑その他の農業収入にしても賃金所得にしても、それが全體として頓に増加して來たのは、何れも支那事變に入つて以來のこと

でありまして、その中でも農業所得の増加傾向は、後に紹介しますやうに、賃金所得のそれよりも相當に後れて居たものゝやうであります。但し、それに就いて注意を要しますのは、農家戸数は逐年減少するとも、増加はしないやうな状態にあるのに對して、労働者の数は事變勃發以來、急激に増加して來たと云ふことであります。されば、一概に免税點以下の所得とは云ひましても、全體的には農業所得の方は、それが増加したゞけ一戸當りの平均所得額が増加し得た譯であります。賃金所得の方は必ずしもさうとは限りません。或はその一人當り又は一戸當りの平均所得額は、却つて低下したかも知れない、と云ふやうな逆行的現象すらもが、一應は想像せられるのであります。

試みに、支那事變前の昭和十一年末に比して、昭和十三年に於ける労働所得が如何やうに増加したかを察する爲めの一資料として、商工省の調査に係る全國工場統計を紹介しましょう。もつとも、このいはゆる工場は、工場法の適用を受ける工場、即ち常時職工五十人以上を使用するものだけに限られて居りまして、總括しますと左表のやうになります。

『事變景氣』に於ける全國工場統計

區分	昭和十三年	昭和十一年	増加歩合
工場数	一一二、三二九	九〇、六〇二	〇・二三
職工数	三、二〇一、三一九	一、六五八、九五七	〇・九二

労働時間延数 七、八二六、四九九
賃銀支拂總額 一、四四三、〇八五

四、八二八、七〇二
五五九、六四九

一・六二
一・五七

(備考) 工場数及職工数は各年末現在とす。

これで見ますと、職工数は九割二分の増加に過ぎませんが、賃金支拂總額は一倍五割七分方を激増して居るのでありますから、この振合からすれば一人當りの平均賃金所得は、勿論相當に増加し得た勘定となるのであります。そして、これは主として労働時間延数に於ける一倍六割二分方と云ふ職工数に於ける以上の激増に因るものゝやうであります。何れにしても、これらの職工が一般に各自の所得を相當に増加し得たことだけは察するに難くないのであります。ところで、これらの職工は必ずしも總べてが免税點以下の所得者とのみ限つた譯ではありませんが、兎に角この工場職工に關する所得の増加振りから觀ますと、一般労働階級の懐工合は事變前に較べますと、餘程順調になつて來たものと看做して宜からうと思ひます。

(2) 物價の騰勢に關する新傾向 しかしながら、斯うした推定を下すに就いては、單に所得の方からだけでなく一方、これを同期間に於ける消費の状況と對照して、收支の均勢を明かにしなければなりません。即ち國民消費に關する調査が何よりも要求せられる譯ですが、この場合に於ても、やはりその據るべき資料がありません(註)。たま／＼支那事變を契機として、それ以來、引續き、政府所管の下に生計費調査が行はれることになりましたが、これは姑く措いて、こゝでは先づ、前の『戰爭景氣』の場合と對照する爲めに、右の所得調と同期間

に於ける物價の異動狀況を概観しませう。

(註) 大正十四年の第一回國民所得調査を基準として、概括的に作成せられた同年度の國民消費統計が公にせられて居りますが、支那事變に入つて以來、政府に於ては愈々その實際的調査を試みることに成りまして、現にそれが實行中であります。

そこで、前の『戦争景氣』の場合に於ける比較の仕方と釣り合ふやうに、やはり前後四箇年の期間を劃して、この『事變景氣』の場合に關しては、昭和九年十二月と同十三年十二月とに於ける卸賣及小賣物價の各指數を對照表示しますと、左のやうになります。

『事變景氣』物價異動調

區分	昭和十三年十二月	昭和九年十二月	騰貴歩合
卸賣	二五五・一	一八一・一	〇・四〇
小賣	一八二・四	一四九・九	〇・二一

(備考) 『戦争景氣物價異動調』に於ける『備考』欄と同様とす。

この表を前の『戦争景氣』の場合に於けるそれと對照して、先づ氣付かれる奇異な點は全般的に騰貴歩合が遙に低位に止まり、且つ卸賣と小賣との各指數の騰貴歩合が格段の開きを示して居ると云ふことであります。即ち前の『戦争景氣』の場合に於ては、同様に前後四年を隔て、その騰貴歩合が卸賣で一・倍六割九分強、小賣で一

倍七割強と云ふ飛躍的な比率を示して居りましたのに對し、『事變景氣』の場合に於ては、卸賣は四割強、小賣は二割一分強に止まつて居るのであります。勿論物價の異動と云ふやうな極めて複雑な問題のことですから、その具體的な事由としては幾多の指摘せらるべきものがありますけれども、全般的に概観しますれば、前の場合に於て卸・小賣が共に飛躍的な騰貴歩合を示し、然も双方の騰貴歩合が殆どトントンに持合つて居りましたのは、ひつきやう物價が一般に自然の需給關係に依つて支配せられ、言はゞ騰貴するがまゝに委せられて居たからであらうと思はれますのに對し、後の場合に於て双方の騰貴歩合が遙に低位に止まり、且つ双方の間に斯くも著しい開きを示して居りますのは、恐らく、單に物價そのものに關してだけでなく、物資の需給關係に對しても、自然の異動狀態を控制するやうな相當に力強い作用が、他から働きかけて居たのに由るものであらうと察せられるのであります。

しかし、問題は單にそれだけではありません。即ち卸賣及小賣の騰貴率、前には大よそトントンに持合つて居りましたのに、後には双方の間に一倍近くと云ふ甚だしい開きを生じたとしますと、一體その大きな開きが、どこで、如何やうに消化せられて居るのかと云ふことであります。勿論これは各品目に就いて調べて見なければならぬことなのですが、要するに、この場合に於ては、卸賣商品として著しい騰貴を告げたものゝ多くは、主として軍需又は輸出關係の物資に屬して居りまして、國內一般の消費者としては、直接その影響を蒙らないやうな關係にありましたのに對し、小賣物價調に擧げられて居ります商品、即ち主として日用品の相場に就いては、

値上りに對する制限が全般的且つ強度に行はれて居るからでありまして、斯く物價指數の異動が著しい不均衡を示して居ることは、つまり物價の上に「自由から統制へ」の移行が歴然と反映せられたものと云つて宜からうと思ひます。

(三) 社會的安定性の増進

以上に紹介しました諸調査は、概括的に生計收支の均勢を察する爲めの一部資料に過ぎないのでありまして、勿論斯やうな概括的な方法だけで、直にその實相を速断する譯には行きませんが、兎に角、これに依りますと、『事變景氣』の上昇期に際して、労働者にしても農家にしても、各その賃金なり収益なりが頗る増加した一方で、いはゆる消費階級を對象としての物價の統制がますます強化せられて來たことに因つて、これを襲の『戦争景氣』の場合と對照したならば、假令そこには尙ほ所得や収入の増加歩調に先走る不均衡の物價高と云ふ逆調の傾向が、多少は、否、相當に現存して居たとしても、然もさうした逆調の程度や態様に於て、到底双方が同列に比較せらるべきものでなかつたことだけは察するに難くないのであります。即ち襲には例へば米騒動の如き不祥事件が勃發したとか、官吏の増俸嘆願に關する連判狀問題を惹起したとか云ふやうな重大・深刻な社會問題は、後の場合には殆ど想像すらもせられない程に、大衆層の生活状態が安定を得て居るばかりでなく、『職工景氣』とか『農村景氣』とかの呼び聲すらも聞かれると云ふやうな好調振りでありまして、斯く大衆層が比較的恵まれ得たことは、少くとも襲の『戦争景氣』以來に於ては未曾有の現象であつたと云つて宜からうと思ひます。

もつとも、一概に大衆層とは云ひましても、それには尙ほ著しい例外的な新現象が伴はれて居ることも看過がしてはなりません。即ち時局の影響を受けて廢・失業を餘儀なくせられ又は轉職に依つて、わづかに更生の計を立てるより外はないと云ふやうな不遇の一群がそれでありまして、その主なるものは物資統制の犠牲に供せられた中・小工業者乃至その従業員とか、いはゆる平和産業會社の不振又は整理の厄に會つて解雇せられた勤人とか云ふやうな人々がそれでありまして、殊にさうした逆境に陥り又は生計上の局面轉換を餘儀なくせられた人々は寧ろこの當時以後、事變の擴大乃至大東亞戦争への發展に伴つてますます續出して來たやうであります。これに對しては轉職の指導・勞務又は資材の割當・資金の特別融通など、いはゆる更生に必要な諸政策が實行せられて居るのでありまして、兎に角『事變景氣』の上昇期以來、大衆層を通じて殆ど失業者を見なくなりましたことは、大正末期から十數年を算する劃期的な著しい現象の一つであると云はなければなりません。

四、全體主義に依る國民經濟の保全

(一) 國民生活程度の水準化とその意義

以上に述べましたところは、いはゆる昭和恐慌の底入れ後に、『時局景氣』が擡頭して、それが更に『事變景氣』に推移し・發展して來た間に、我國國民經濟が實質的にどのやうな變化を遂げたかと云ふ前後の事情を、主として統計上から、最も緊切な要點だけに就いて、然も出來る限り簡單に描出しやうとしたゞけのものであります。

から、勿論これだけで、我國民經濟の全貌を明かならしめ得たと云ふ譯ではありません。即ちこゝでは、我國民經濟が従前の自由主義體制から全體主義に即して統制經濟に轉向せざるを得なくなつた必至の狀勢に伴つて、政治的に公然とその自由主義が否認せられると共に、財政・經濟・社會・國防などに關する諸政策がいよ／＼統制の度を高められ、さうした必然的狀勢と人爲的施策とが相まつて、國民經濟自體の動向を規定し直して來た關係を、主として分配の方面から、國民生活の安定度に就いて確認することに眼目を置いたのであります。特にそれを囊の『戰爭景氣』の場合と對照的に觀察したのも、ひつきやう、この所以に外ならないのであります。

では、斯やうに觀察して來たところに依つて、凡そ我國民經濟の動向上にどのやうな變化が認められるかと云ひますと、その全般的な最も著しい新傾向は、要するに國民全體を通じての生活を安定・向上せしめんとする方針が、頗る強化せられて來たと云ふことであります。階級的な觀方をしますれば、自由主義體制の下にあつては、經濟的に最も恵まれない立場にありました弱者層又は資本的被壓迫層の經濟的地歩が、物質的にも精神的にも頗る向上して來たと云ふことであります。

もつとも、それは一面に於て、従前、營利的活動の自由や資力的・身分的に優越した立場を最も多分に享受して居りました資本家・企業家乃至一般のいはゆる上層階級をして、營に營利に關してだけでなく、消費生活の方面に於ても、嫌應なしに『統制』の桎梏に服せざるを得ざらしめ、それらの人々をして勢、物質的に生活程度の低下を除儀なくせしめたのであります。斯くて全體としての國民生活が、おのづから水準化せられるやうな狀

勢を招徠したのであります。然も斯やうな狀勢は、その後、支那事變の進展に伴つて、ますます著しくなり、大東亞戰爭の段階に入つて以來は、更にそれが強調せられて今日に及んで居ると云ふ次第であります。

そこで、一體斯やうな意味に於ての國民生活の水準化と云ふことが、國民經濟の發展・向上と云ふ國家本來の使命に照して、果して是認せらるべき傾向であるか否かと云ひますと、それは必ずしも速斷すべからざる問題であります。特にこれに就いて疑を挾まるべきは、假令、全國民中の一部分に過ぎないとは云へ、兎に角その上層とか上流とかブルジョアとか云はれる階級が、一樣に生活程度を低下せざるを得なくなつたと云ふことは、或は國民經濟全體としての退歩を意味するものではないかと云ふ點であります。と云ひますのは、假令、國民生活の水準化が必要であるにしても、又は不可避的な勢であるにしても、出来ることならば、何人の生活水準をも低下せしめることなしに、即ち生活程度の比較的低位にあるものゝ方を引き上げしめることだけに依つて、全體としての生活程度を同水準に持ち合はしめるやうにした方が宜いに相違ないからであります。

と云ひましても、勿論それは今日の場合としては到底期待せらるべきことではありませんから、實際には以上に述べましたやうに、生活程度の比較的低位にあつたものゝ方を引き上げしめるやうにすると共に、その比較的高位にあつたものゝ方を引き下げしめることにも依り、つまり、双方からの歩み寄りに依つて全體としての生活程度の開きを縮少せしめるやうな傾向を招徠したのであります。もつとも、それに就いて更に注意を要しますことは、凡そ斯うした意味に於ての國民生活程度の水準化を招徠したことは、元來、國民生活程度の水準化そ

のことを主旨として居るのではないと云ふ點であります。即ちこれは全國民の總べての生活手段を統制政策の對象とし、衣・食・住を始め、趣味・娛樂その他、一切の必需的・非必需的消費を通じて、一律にその平等又は均等を実現せんとするものではないのであります。否、寧ろそれは最初から否認せられて居るところかも知れませぬ。唯だ何人に對しても必要な最低限度の生活だけは、是非これを保障しなければならぬと云ふところに眼目が置かれて居るものと観なければならぬのであります。いはゆる大衆層の生活程度が全般的に向上せられたやうな傾向にあると云ひますのは、ひつきやう、この意味に外ならないのであります。

斯やうに全國民の總べてに對して、各人の生活行動を成るべく自由に委せると云ふ自由主義の方針を否認し、寧ろ各人としての生活行動の自由を羈束して、尙ほ總べての個人をして各自の生活を、少くとも必要な最低限度以上に維持せしめ、以て全體としての國民生活を保全する爲めに、國家自身が全體的に統制を下すと云ふことは、それ自體がいゆる全體主義に即するものと認められるのであります。この意味に於て、以上に述べました我國民經濟の動向轉換は、つまり、全體主義が經濟的・社會的に反映せられた象徴であると云つて宜からうと認められるのであります。

(二) 高度國防國家體制と「協同體景氣」との関係

斯く觀察して來ますと、今日の統制經濟と云ふことは、本來それ自體が全體主義に即した國民經濟の新秩序であると云つて宜いのであります。それは假令、自由主義又は民主主義を標榜して居る國々に於ても、さうし

た主觀的な認識如何に拘らず、國民經濟自體としての現實の動向に關する問題なのであります。即ち苟くも「統制經濟」を実現して居る限り、それだけ自由主義を否定するの所以に外ならないのであります。同時に又、それは國民經濟と云ふ秩序それ自體が全體主義への動向を辿つて居ることを意味するものであると云はなければならぬからであります。

ところで、凡そ斯うした統制經濟への轉向と云ふことは、今日では周知の如く、一つは國民經濟自體としての安定を保全する爲めに、即ちその國內的要求と、今一つは國際闘争手段、言ひ換へれば廣義の國防を強化する爲めに、即ち對外的必要とから、双方が相關聯して不可避的にこれを招徠した傾向(註)でありまして、殊に今日の實際上では、それが國內的要求よりも、寧ろ對外的必要を一層緊切な動機として、單なる統制經濟として觀念せられるよりも、寧ろ「高度國防國家體制」として、一層その意義や存在を顯揚して居ると云ふことが、諸國共通の現象となつて居ると云つて宜いのであります。

(六) 拙著『革新經濟講話』第二章、第三節、四、(一)及(二)参照。

されば、今日では、國民經濟としての安定度又は繁榮度、即ち「景氣」と云ふことに關しては、最早、従前の自由主義理念を以てしては、到底これを規律し得られなくなつたのであります。所詮、それは、以上に述べましたやうな意味に於ての全體主義の見地から觀なほさなければならぬ問題なのであります。ですから、ひとしく景氣とは云つても、従前の自由主義時代に於ける場合と今日の全體主義時代とは、本質的にその意義が異ら

ざるを得ない譯でありまして、前に『戦争景氣』と『事變景氣』とは本來、同列には對照すべからざる異つた現象であると云ひましたのは、歸するところ、斯うした意味に外ならないのであります。唯だ、この相異を適切に表現し得るやうな恰好な新語が見當りませんから、こゝでは、姑く以上のやうな名稱で呼んで置いたのであります。試みにこれをドイツに就いて見ますと、斯うした言はず全體主義景氣に關して、シヤハト(前)經濟相兼ライヒスバンク總裁は左の如く聲明するところがありました。即ち一九三八年(昭和十三年)三月十一日のライヒスバンク總會に於ける演説の結語として、『今日のドイツの國民經濟は、言はず、これを協同體景氣(Gemeinschaftskonjunktur)——この『協同體』と云ふことに就いては、次節に於て説明するところに譲ります。』——とでも稱すべきである。これは國民が自身を防衛するに必要な再軍備を達成する爲めに、個人的欲望の充足を抑制して、各自の貯蓄を政府に提供しなければならぬことを意味するものであるが、然も又それは國民全體の生活を向上せしむるの所以である。』(註)と述べて居るのであります。

(註) Deutsche Allgemeine Zeitung, 12. März 1938.

この『協同體景氣』と云ふやうな言葉が果して適切であるか否かは、姑くこれを措くとしても、兎に角それは『景氣』と云ふことが、今日では全體主義統制經濟としての現象、即ち『高度國防國家體制』としての安定度又は強度と云ふ意味で觀られなければならない所以を約言したものと評して宜いのであります。これで觀ましても、國民經濟の全體主義體制への轉向、従つて、それに伴ふ『景氣』の意義の變化と云ふことに就いては、

ドイツの如きに於ては、夙に現戦争前から一般に認識せられて居たことが窺はれるのであります。

第三節 全體主義の檢討

一、全體主義の意義

前節に於て日本・ドイツなどの諸國に於ける國民經濟當面の動向又は體制に關し、假にこれを全體主義統制經濟と呼んで置きましたが、そのいはゆる統制は、つまり、國民經濟としての體制に關する一つの様式又は軌範でありまして、假にこれを建築に擬へて見れば、いはゆる建て前に相當するものであります。そして、この統制と云ふ建て前を規定して居る基調が全體主義なのでありますから、さう云ふ意味に於て、全體主義と云ふことは、例へば自由主義とか共產主義とかに對立すべき一つの基本原則として、それ自身の立場を主張し得るだけの指導理念でなければならぬ譯であります。もつとも、さうした基本原則とか指導理念とかに關しては、前にも附言して置きましたやうに、國家として特にこれを標榜して居るものもありますが、又、然らざるものもあります。我國などでは未だ國家として、又は政府として、これに關し特に何主義を採つて居るなど云ふことを公にしたところはありませんが、然もそのやうな國家的意思表示の有無などは敢て問ふを要しないのであります。それよりも肝腎なことは、國民經濟としての本質なり動向なりを實際に規定して居るところの基調又はこれに關する

國民一般としての概念、特に指導者としての指導理念如何が問題であらぬばなりません。ところが、さうした指導理念に關して、今日迄に政府當局者又は指導者としての立場から各自國の動向に關し、それらの見解なり主張なりを公にして居るのは主として日本とドイツとでありますから、我國に於けるいはゆる全體主義の指導理念を檢討するにしても、一應はドイツに於けるいはゆるナチスの指導理念と對照して、これが觀察を進めなければなりません。

ところで、今日一般に全體主義と云つて居ります言葉は、これを以上に述べた我國の實際から推究しますと、結局、全國民の一人一人を各別に對象として、その一人一人を總べてを通じての『全體』と云ふ意味になるのであります。單に全體主義と云ひますと、それは二通りの意味に解せられるのであります。即ち一つはトータルイズム (Totalismus) (獨) 又はトータルタリアニズム (Totalitarianism) (英) でありまして、他はガンツハイツテオリー (Ganzheitstheorie) (獨) であります。邦譯としては双方が一樣に全體主義と云ふ言葉で表現せられますが、右のやうな我國自身としての指導理念に即する意味のものならば、正しく後者であります。

では、前者の全體主義と云ふ言葉は後者とは如何なる差異があるかと云ひますと、前者は總べての構成分子を一律に一個の單位と看做し、綜括的にその總べてを一括したと云ふ意味に於ての全體でありまして、各單位それらの立場が如何やうにあらうと、それは必ずしも問題とはせられないのであります。即ちトータルイズムやトータルタリアニズムの方は、一纏めの結果としての『全體』そのもの、言ひ換へれば機械的集團としての數量的總

和が觀念上の對象とせられて居りますのに對して、ガンツハイツテオリーの方は『全體』を構成する素因としての各單位の總べてを、實質に即して配置した有機的關係が意識の實在となつて居るのであります。斯うした意味からすれば、自由主義・個人主義・民主主義に於て認められて居る『個人』が、概括的に若くは一律に一單位として意識せられ、それを一纏めにした集團を以て『全體』とせられて居る觀念こそ、寧ろトータルイズム又はトータルタリアニズムであるとも云へるのであります。何れにしても『全體主義』と云ふことに就いては、豫め是非共この點を明確に認識して置かなければなりません。

二、全體主義の國家觀念

(一) ナチスの國家觀

(1) 國民社會主義と民族協同體の意義　ドイツのいはゆるナチス(若くはナチ)はナチョナルゾチアリズム (Nationalsozialismus) 又はナチョナルゾチアリスト (Nationalsozialist) の略稱でありまして、我國では一般にこれを國民社會主義及國民社會主義者と譯して居る(註)やうでありますから、こゝでも姑くこれに倣ふこととして置きます。又社會主義と云ふ言葉を根本的な意味に制限して、凡そ社會主義と云ふ以上は、それに『國民』だの『國家』だのと云ふやうな條件が附せらるべき謂はれはあり得ない。従つて、ナチョナルゾチアリズムスなど云ふことは、それ自體の存在が否定せられなければならぬ、と云ふやうな説もありませうが、それは

兎に角として、一體この國民社會主義の實質を成すものは何か、又これに依つて國家と云ふものゝ體制を如何やうに規定して行かうとするのかと云ひますと、それは民族協同體 (Volksgemeinschaft) と云ふ言葉で表現せられて居るのでありまして、つまり、國家は民族 (フオルク) の協同體 (ゲマインシャフト) でなければならぬと云ふのが、ナチスとしての國家と云ふものに就いての基本的理念となつて居るのであります。

(註一) ナチョナルゾチアリズムを國家社會主義と譯する人もあるやうですが、言葉の意義を本質的に觀ますと、國家社會主義よりも『國民』社會主義の方が一層適切であるやうに思はれますし、更に言葉本來の嚴密な意味に即して、『民族』社會主義と呼んで居る人もありますが、それらの次第は後述の本文中でおのづから明かにならうと思ひます。

では、そのいはゆる民族協同體とは何かと云ひますと、勿論それは民族の結合體を意味するものではありませんが、と云つても、單なる民族の結合體と云ふだけではありません。即ち國土と云ふ固定的な基盤の上に民族としての社會的集團を成し、若くは、さうした基盤と不可離的に結合した民族の秩序的團體でなければならぬのであります。例へばフリー・メーソン (Free Mason) のやうに、如何に鞏固な、そして世界的に蔓つた共濟組合としての存在を保つて居りましても、それ自身としての國土と云ふ基盤を有たない結社や、國家と云ふ社會的組織體そのものを否定する意味に於ての世界的一體制を採つて居るコミンテルンなどは『協同體』の觀念とは根柢から相容れないのであります。

(2) ヒトラー總統に依るドイツの國家綱領 さう云ふ意味に於て、ナチス自身が國家と云ふものを、どん

た風に觀て居るかを、試みに、ヒトラー總統の『我が闘争』(Mein Kampf) (註二) に據つて紹介しませう。

(註二) 特に外務省情報部譯『ヒトラー總統著「マイン・カンフ」國家の卷(一)』(二)『及同「政黨と政綱の卷」』(『國際事情』567, 568, 569)に依る。

『何等の目的もなく、漫然と生存する國家は機械であり、理想を有する國家は有機體である。』

國家は目的でなくて手段に過ぎないと言ふのが、國家に關するナチスの根本信念である。蓋し國家は人類文化形成の前提條件ではあらうけれども、人類の文化の源ではない。文化の目的は國家でなくて、民族である。

文化を創るものは國家でない。國家の使命は只文化創造の民族を保護するにある。それ故に、國家の形はもとの如く存続しても、中の人種が雜婚などに依つて血の純潔を失ふやうなことがあれば、その國の文化は忽ち墮落して終ふ。

國家を造る目的は民族の生存を確保し、それに依つて本來有するところのあらゆる能力を自由に發展させ、これを妨げる内外の勢力を排撃することである。同時に民族の有する力は、一部は生存確保の爲に用ゐられ、残りの一部が文化的發展に向けらるべきものであつて、文化の發展にのみ全力を捧ぐべきでない。

故に曰く、國家の最大の使命は、人類文化を向上發展せしめる優秀民族の生存を確保するにあると。

かくて(中略)國を愛するものは、國の爲めに眞に身を捧げねばならぬ。(中略) まうけが仕たい、損をすることは嫌だといふところに愛國はなく、階級の寄合世帯で國民的團結の缺けてゐるところに愛國はあり得ない。(中略) 國を愛するには、愛する國が健全で誇るに足るべきものでなければならぬ。今日我が國では、貧乏のドン底にうめいて居るものがあるかと思へば、贅澤して放逸な生活を送る者も少からずある。(中略) 國民的矜持が持たれるには、先づ社會組織の缺陷

が排除され、國家は眞に一家の如く親和し、階級の隔てや、社會的不公正があつたりしてはならぬ。
今や世界は、將に未曾有の大變革に遭遇せんとして居る。(中略) 健全な國家觀をハッキリさせ、之を一つの纏まつたものにしやうとするには、どうしたら良いかといふに、それは(中略) 立國の大義を根柢とし、時と、人と、場合とを參照して適當なる政綱を作り、國民をして向ふところを知らしめ、國民主義の諸勢力を一丸として、マルキシズムに打つかちんとするのがナチス結黨の動機である。

ところで既成政黨なるものは(中略)依然として議席の争奪に没頭し(中略)御都合主義に依つて政策を一二にして俾らざるが故に、その政綱なるものも亦何等據るところがない。(中略) 既成政黨の政綱には國民を引きつける力がない。今や大衆は暗中に何ものかを模索しながら、それを掴むことが出来ない。此の秋に當り、衆の内より一人身を挺して立ち、立國の大義を明かにして向ふところを知らしめたならば、國民は期せずしてその傘下に集り來るに相違ない。」と云ふのであります。

(二) 近衛首相に依る日本の國是と國家新體制の提唱

次に、これを我國自身に就いて見ませう。と云つても、我國自身の國家綱領としては、夙に一貫不動の確定義となつて居るものがありますから、今更、改めて問題とせらるべきではありませんが、たま／＼支那事變に入つて以來、第一次近衛首相がこれに關し、現代式な表現方法を以て特に聲明するところがありましたから、その要點を紹介しましょう。これは、昭和十二年九月十一日の國民精神總動員大會に於ける演説の一節であります。即ち「國家の一大事の前に國內の凡ゆる階層が協力一致して義勇奉公の誠を盡すといふことは我が日本本來の姿であります。

「國家は雜然たる利益團體にあらずして、一つの文化的使命を有するところの協同目的體であり、國民は己れの利益を追求する唯物的存在に非ずして、民族國家の組織を通じて人類に寄與せんとするところの精神的存在である。」斯くの如きは西歐の唯物的文化に倦きたらざる人々の間に澎湃として最近起つて居るところの新しき要求であります。然るにこの求は萬世一系の皇室を中心とする我が日本の國家組織に於きましては、先天的に具現せられて居るのであります。(註)と云ふのであります。

(註) 外務省情報部『支那事變關係公表集(第一號)』に依る。

ところが、この綱領に基いて、今後の時局に當る爲めには、新たに國民組織に關する『新體制』を確立しなければならぬと云ふので、昭和十五年八月二十八日のいはゆる新體制準備會第一回總會に於て、第二次近衛首相として試みた挨拶に依りますと、その綱領は左の如きものであります。

「今や我が國は世界的大動亂の渦中に於て(中略)正に國運興隆の成否を決定するものといはねばならぬ。(中略) いふところの國民組織(中略)は國民をして國家の經濟及文化政策の樹立に内面より參與せしむるものであり、同時にその樹立されたる政策をあらゆる國民生活の末梢にまで行互らせるものなのである。(中略) 併しながら(中略)政黨は抑々個別的・分化的なる部分の利益・立場を代表することをその本質の中に藏して居る。(中略) 同時に政黨の過去に於ける行動が動もすれば、我が議會協賛の本然の姿から逸脱する憾みの少くなかつたことも亦之を否定すべくもない。(中略) 要之新なる國民組織は、(中略)之が完成は至難の事に屬すといへ、(中略)政府は(中略)挺身してかゝる國民翼賛運動の先頭に立ち、現下我が國の直面する大試練を突破して、以て皇運扶翼の重責を完うせんとするものである。(註)」

(一) 内閣發表、正文。

(三) 自由主義・民主主義の否認に關する日獨の一致

そこで、試みに、近衛首相のこれらの聲明とヒトラー總統の所説とに關して、双方の間にどのような異同があるかを、各要點別に對照して見ませう。

近 衛 首 相

- 一、『國家は雜然たる利益團體にあらずして、一つの文化的使命を有する(中略)目的體である。』
- 二、『國家は(中略)協同目的體であり、(中略)民族國家の組織』でなければならない。
- 三、『國民は己れの利益を追求する唯物的存在に非ずして、(中略)人類に寄與せんとする精神的存在である。』
- 四、『今や我が國は世界的大動亂の渦中に於て(中略)正に國運興隆の成否を決定するものといはねばならぬ。』
- 五、それには『國民をして國家の經濟及文化政策の樹

ヒ ト ラ ー 總 統

- 一、『漫然と存在する國家は機械であり、『國家の使命は只文化創造の民族を保護するにある。』
- 二、國家は『理想を有する(中略)有機體であり』、『眞に一家の如く親和し(中略)血の純潔を失ふやうなことがあ』つてはならない。
- 三、『國を愛するものは國の爲めに眞に身を捧げねばならぬ。(中略)まうけが仕たい、損をすることは嫌だといふところに愛國はない。』
- 四、『今や世界は、將に未曾有の大變革に遭遇せんとして居る。』
- 五、『それには(中略)立國の大義を根柢とし、時と、

立に内面より參與せしむる(中略)と同時に、その樹立されたる政策をあらゆる國民生活の末梢にまで行互らせる』ことを必要とする。

- 六、然るに『政黨は抑々個別的・分化的なる部分の利益・立場を代表することをその本質の中に藏して居る。(中略)同時に政黨の過去に於ける行動が動もすれば、我が議會協賛の本然の姿から逸脱する感の少くなかつたことも亦之を否定すべくもない。』
- 七、『新なる國民組織は(中略)これが完成は至難のこととに屬すとはいへ、(中略)政府は茲に(中略)挺身して、かゝる國民翼賛運動の先頭に立ち、以て皇運扶翼の重責を完うせんとするものである。』

人と、場合とを參照して適當なる政綱を作り、國民をして向ふところを知らしめ、國民主義の諸勢力を一丸とし』なければならない。

- 六、然るに『既成政黨なるものは(中略)依然として議席の争奪に没頭し、(中略)御都合主義に依つて政策を一二にして憚らざるが故に、その政綱なるものも亦何ら據るところがない。(中略)既成政黨の政綱には國民を引きつける力がない。』
- 七、『今や大衆は暗中に何ものかを模索しながら、それを掴むことが出来ない。(中略)此の秋に當り、衆の内より一人身を挺して立ち、立國の大義を明かにして向ふところを知らしめたならば、國民は期せずしてその傘下に集り來るに相違ない。』

斯やうに双方の要點を各別に對照して見ますと、觀察の仕方や表現の方式などに多少の異るところはありますが、その趣旨に於ては餘りによく近似して居る、と云ふよりも寧ろ、同一のテーマに對する同様の觀察・批判・結論を、唯だ異つた國語を以て表現したに過ぎないかの感すらあります。と云ひましても、元來このことは近

衛首相が力説して居りますやうに、『我が日本の國家組織に於きましては先天的に具現せられて居るのであります。』から、斯うした場合は、偶然か必然かは兎に角、ひつきやうドイツのナチスがその軌を同じうしたと云ふに過ぎないものでありませうが、それは兎に角、斯やうな國家體制を打ち建つべきその指導理念又は根本の主義に就いて、双方がどのやうな見解を採つて居るかを對照して見ますと、先づ近衛首相は、

『國民組織の運動は（中略）自由主義を前提とする分立的政黨政治を超越せんとする運動であつて、その本質はあくまで舉國的、全體的、公的なるものである。それは國民總力の集結一元化を促進することを目的とするものであり、従つて、その活動分野は國民の全生活領域に及ぶものである。』（註一）

と斷じて居りますのに對して、ヒトラー總統は、

『若しデモクラシー（註二）の多數政治で國家の運命が救はれるものなら、既成政黨の多數を占むる現在のドイツは國勢の最も伸暢すべき時であるにも係らず、國勢は伸びる所なくして反つて日に感る（中略）のは、そこにデモクラシーの欺瞞がなくてはならぬ。』『國家は眞に一家の如く親和し、階級の隔てや、社會的不公正があつたりしてはならぬ。』（註三）と力説して居るのであります。

（註一） 前掲、内閣發表、正文。

（註二） デモクラシー（Democracy, démocratie, Demokratie）即ち民主主義は、自由主義の政治的範疇に於ける觀念形態、つまり自由主義に基ける政治の建て前とでも看做せば宜いでせう。

（註三） 外務省情報部譯、前掲。

斯く前者が『自由主義を前提とする分立的政黨政治を超越せんとする』のも、後者が『デモクラシーの多數政治』を『欺瞞』であると罵つて居りますのも、共に、専らこれを、その弊害に關して否認して居るだけで、自由主義なりデモクラシーなりの本質に對する批判には殆ど觸れて居ないので、兎に角そのいはゆる政黨政治に代へて新に採るべきの政治體制としては、前者は『國民總力の集結一元化』に依る『舉國的、全體的、公的なるもの』を主張して居りますのに對し、後者は『眞に一家の如く親和し、階級の隔てや、社會的不公正』なからんことを提唱して居るのであります。即ち双方が一樣に、全國民の一元的統一又は歸一階調を眼目として居るのであります、その意味に於て、兩者の指導理念は共に協同的全體主義にあると認められるのであります。

（四） ファシストの國家觀

日本の近衛首相及ドイツのヒトラー總統に依つて、それ／＼に表明せられた全體主義國家觀が、斯く符節を合はせるやうに一致して居りますのに對して、一方、やはり全體主義に屬するイタリーのファシズムにあつては、それが、どのやうに觀られて居るか云ひますと、勿論その自由主義・個人主義・民主主義を否認する點に於ては、前二者と全く同軌に即して居るのであります、然も國家と云ふものゝ本質に關する觀方に於ては、前二者と稍や趣を異にするところがあります。それに就いてムッソリーニ首相は斯う言つて居ります。

『國民は最高の人格であり、それでこそ、國民自體が國家なのである。もつとも、こゝに國民と云ふのは、十九世紀時代の舊思想に基く自然主義的國民乃至國家觀を意味するものではない。國家は、それ自身の道徳的統一を意識して居る國民

にその意志を有たしめ、斯くて有力な存在となるべき國家に依つて創造せられるものである。國民自主の權利は國民自身の生存に關する文化的及理想的意識や多少の意識せられた現實の状態から生ずるものではなくて、それは國民自身の權利を證明せんとする行動的な政治的意志、即ち既に生成せられつゝある國家から生ずるものなのである。〔註〕

と云ふのでありまして、つまり國家はそれ自體が最高の倫理的意志を有する存在であり、その國家に依つて始めて國民は人格を備へ、倫理的な存在となり得ると云ふのでありますから、結局、國家は總べてを支配し得る最高至上の權力であり、國民あつての國家ではなくて、國家あつての國民であると云ふ意味に歸するのであります。

〔註〕 Zentralarchiv für Politik und Wirtschaft, 6. Juli, 1932.

假に、これをファシストの國民主義とでも名付けますならば、そのいはゆる國民主義は、民主主義が『國家』を以て『個人』と云ふ單位の集合體と觀る物理的原子理念と、根柢から對蹠的見地を採るものでありまして、従つて算術的總和觀念を基調とする『選良』主義の立法制度などは、頭からこれを否認するのであります。では、『最高の人格』たる『國民』と云ふ『道德的統一』體に對して、さうした『道德的統一（中略）』の意志を有たしめ『國家』の本質は何かと云へば、それは一九二七年（昭和二年）四月のイタリー勞働憲章（第一條）が明示して居りますやうに、『イタリー國民は一個の有機體であり、これを構成せる個人又は個人の集團よりも遙に優越せる目的・生命及活動方法を有する。國民は一個の道德的・政治的及經濟的統一體であつて、綜合的にファシスト國家を具現するものである。』と云ふのでありまして、『國家』は『國民』と云ふ一つの統一的有機體が綜合

的に具現せられたものと認められて居るのであります。

ところが、斯やうに『國家』が統一的有機體の綜合的に具現せられたものであるとすれば、これけ例へば細胞組織に依る人體にでも擬へらるべき存在でありまして、それには、何らか頭腦に相當すべき中樞的指導部がなくてはならない筈であります。では、その中樞的指導部を成すものは何かと云へば、ひつきやう、それは天分の能力を基準として糾合せられた組合代表を中心として、全國民的支持を受けた獨裁的指導者乃至これを繞れる行政部であり、その獨裁的指導者は全體としての國民の福利を最高の目的として、無限にこれを追求する代りに、その獨裁的指導權は國民と云ふ統一體を保全する爲めには、壓倒的に強大であり、寧ろ絶對的ですからあらねばならないとせられて居るのであります。

斯やうに、ムッソリーニ首相乃至ファシストとしての國家觀の要諦を概括して見ますと、そのいはゆるファシスト國家は、それ自體が『文化的及理想的意識』を『行動的な政治的意志』に依つて實現せんとする『有機體』であること、又それが『道德的・政治的及經濟的統一體』であること、従つて國民は、その成員たる各個人又はその集團の如何なるものにも『優越せる目的・生命及活動方法を有する』倫理的存在であること、そして『國家』が、このやうな綱領に基いて、永久にその生命を發展して行かうとする限り、自由主義・民主主義は根本的にこれを否認して、獨裁的指導の體制に據らなければならぬとする點に於ては、日本及ドイツに於ける各指導者理念と殆ど同軌に即して居るものと認められるのであります。唯だその『國家』を以て最高至上の存在であると

斷じ、即ち國家あつての國民であり、國民あつての國家ではないとする理想的意義に、絶對的な重要さを認めて居ると云ふ點で稍や異なるものがあるやうに思はれるのであります。この點に於ては、我近衛首相が國家を目して「協同目的體であり、(中略)民族國家の組織」であらねばならないと斷じ、又ドイツのヒトラー總統が國家は「眞に一家の如く親和し」、「血の純潔を失ふ」ことなき「有機體」であらねばならないと主張して居るのと對照しますと、各その基本的觀念に於て必ずしも一致するものではないやうに認められるのであります。

と云ひますのは、けだし近衛首相のいはゆる民族協同目的體説にしても亦、ヒトラー總統のいはゆる純血有機體觀にしても、各その基本的觀念からすれば、ひつきやう、それは民族若くは國民を基とし、民族若くは國民あつての國家であり、國家あつての民族若くは國民ではないのであります。即ち近衛首相が、「精神的存在」たる「國民」をして「人類に寄與せしめるところの『協同目的體』を以て『國家』であると主張し、又ヒトラー總統が「國家は目的でなくて手段に過ぎない。(中略)國家の使命は只文化創造の民族を保護するにある。」と力説して居りますのも、ひつきやう、この意味に即するものであります。即ち日本及ドイツとイタリーとは、「國家」と「國民」との關係に對する双方の見解が、基本的觀念に於て、さながら主客相反的に對立して居るやうであります。これは本來「國家」及「國民」の意義に關する見解の相異に因るところであります。兎に角、國家觀に於ける斯やうな異同は、やがて、それらの國家對個人觀を規定する上にも、おのづから對立的に表現せられて、「全體主義」の本質を一層明白ならしめて居るものゝやうに認められるのであります。

三、全體主義の指導者理念

斯やうに日本・ドイツ及イタリーの各指導者に依る國家觀を對照しますと、何れにしても、自由主義・民主主義を否認する點に於ては、三者が全く同軌に即して居ることが認められるのであります。従つて、所詮それは個人主義・資本主義(註)の基本原則をも一様に排斥せずには居ないでせうが、では、そのいはゆる全體主義に於ては、凡そ國家と個人との關係を如何やうに規定しやうとして居るのか、次には、更に以上に述べました三國それらの指導者理念を對照して、全體主義の檢討に今一步を進めることゝしませう。

(註) 自由主義が政治の建前を規定する指導原則とせられたものを民主主義と觀て宜いと云ふことは、先の註書に於て附説して置きましたが、その自由主義が倫理的觀念の範疇に於ては個人主義と云ふことになり、又經濟的體制として表現せられたものが資本主義であると云ふ風に思へば宜いでせう。

(一) 自由主義と自由

ところが、それに就いて豫め注意しなければなりませんことは、自由主義と云ふことと「自由」そのものとを混同してはならないと云ふ點であります。自由主義と云ひますのは、大よそ十八世紀の中葉からヨーロッパに於て、いはゆる近代的國家體制が完成せられた時代に、それと相前後して擡頭し・發達して來た一つの思想體系であります。所詮、それは歴史的所産乃至存在たるに過ぎないものであります。と云ひましても、このことは決

して、人類がこの時代に至つて始めて自由を享受し得るやうになつたとか、又その自由主義時代に於ては、人々が全く自由に放任されて居たとか云ふやうな意味ではありません。凡そ如何なる時代に於ても、人類が絶対に自由を與へられたいと云ふやうなことはあり得ない筈ですし、又何らか社會的生活状態が維持せられて居る限り、そこには絶対的な自由を許すと云ふこともあるべからざる話であります。従つて自由主義と云ひ、獨裁主義と云ひ、又は專制だの自治だのと云ひましても、結果的に觀れば、所詮、それは自由が許される程度如何の問題でありまして、大よそ、この十八世紀の中頃から自由主義が擡頭し、興隆して來ましたのは、つまり、人々の生活行動に對して、國家は出来るだけ干渉を避け、各人をして各個の行動を成るべく自由ならしめて置く方が、世の中全體の文化を向上せしめて行く爲めに、最も都合が好いやうな状態になつて來たからこそ、斯やうな主義がその時代に於ける政治・經濟・社會乃至人類生活の凡ゆる部門を通じての指導原則となつたのでありまして、さう云ふ意味に於て自由主義と云ふことも、要するに人類社會の發展に伴ふ歴史上の一段階に過ぎないのであります。

(二) 國家と國民各自との關係に就いての認識

(一) ヒトラー總統の適材適所論　そこで、先づ斯うした意味での自由主義と云ふことが、今日、いはゆる全體主義國に於ては、どのやうな理念に基いて否認せられて居るかを見ますと、勿論それに就いては、何れも、敢て「自由」そのものを否認するなど云つて居る譯ではありませんが、既に述べましたやうに、日本及ドイツとイタリイとは國家に關する基本的觀念に多少の異同がありますが爲めに、自由主義を否認する見解に於ても

おのづから總べてが一樣であるとは限らないのであります。試みに、これをドイツの方から觀ますと、ヒトラー總統はそれを國民一般の教育と云ふ見地から立論して次の如く主張して居ります。

『今日では、高等教育を受ける者は良家の子弟と云ふことになつて居て、本人の才能と云ふものは多く問題とせられざる傾きがある。(中略)之が間違だ。教育がなく、物を知ることが少くても、富豪や門閥の子弟よりも、田舎の百姓の子に反て天分の勝れたものがある。(中略)國家は一つの階級で私することなく、社會の各層から天分の優れた者を抜き出して、有用の地位に登れるやうにしてやらなければならぬ。それには、小學校で一般の教育を施すばかりでなく、才分ある者は上級の學校へ行つて、高等の學問が出来るやうに取り計つてやらねばならぬ。階級や貧富の別を問はず、見込のある者は悉く大學まで行けるやうに道を拓いてやるのが肝要だ。かくしたならば、やくざ議會も役に立たぬ物議りの集會處とならず、爲政家のうちにもしつかりした指導者が出來ようといふものだ。』

天分の等しい二つの國民が競争するとしたら、能者がところを得て居るものが勝を占め、才能よりも階級や地位がものを言ふ國の方が負けるにきまつて居る。これは疑のない事實だ。(註)

(註) 外務省情報部、前掲。

(2) 平沼内相の萬民をして所を得しむるの説　このヒトラー總統の所説は國民の教育と云ふことに重點を置き、政治並に國民對國民の競争と云ふことを對象として、國家の個人に對する關係を論評したものであります。が、では、この問題に就いて我國ではどんな觀方が採られて居るかを、試みに、第二次近衛内閣の平沼(駟一郎)内務大臣の議會に於ける聲明に依つて窺ひませう。

『在來の一切の事を自由主義、個人主義で處して行く』と云ふことは、今日の時代に於ては是は事實上出來ないことであると私は考へる。殊に日本の學國の精神から申ししても、決して我國に於ては自由主義個人主義を基礎に致しては居らない。それなら全く自由を認めないか、個人を認めないかと云ふと決してさう云ふことはございませぬ。古來我國の政治と云ふものは、總ての人をして其の所を得せしめると云ふ御趣意でありますから、無論個人も之を認められ、又個人の安寧幸福も十分に保護せられて是が増進することを要旨とせられて居ります。(中略) 其の意味に於きましても自由を認めなければならぬし、個人も認めなければならぬ。(註一)……斯う云ふ(中略)我國の一君萬民の國體に基きまして、(中略)總ての國民に各々其の所を得せしむると云ふ所に政治の方針を向けなければならぬのであります。(註二)

(註一) (註二) 第七十六回帝國議會衆議院豫算委員會議錄(速記)第十七回、第二十二回。

この平沼内相の聲明は政治の指導原則に就いての根本的な見解を明かにしたものでありまして、殊にそれは、國家が特に各個人に對し、これをどう云ふ風に觀るべきかに就いての所信がその眼目とせられて居るのであります。恐らく、これは獨り第二次近衛内閣としてだけでなく、現代の我國に於ける政治の指導原則として一貫不動の信條とせらるべきものであらうと思はれます。

(3) ファシズムに於ける國家と個人との關係 次にイタリーに就いて觀ますと、凡そファシズムに於ける獨裁的指導體制がどのやうなものであるかは、例へば、前に紹介しました『法律に代るべき命令を施行し得る法律』と云ふやうな政府萬能の立法精神そのものが、切實にこれを代辯して居りますやうに、國家の個人に對する

立場は絶對至上的でありまして、つまり國家と云ふ『全體』の爲めには、個人と云ふ構成分子は所詮、その自主性をすら否定せられ、國民と云ふ統一體の一部として、その中に没入せられてしまはなければならぬ譯であります。イタリー労働憲章が『國民』を以て『これを構成せる個人又は個人の集團よりも遙に優越せる目的・生命及活動方法を有する。』と規定して居りますのは、ひつきやう、各個人は『國民』なる統一體の單なる構成分子ではなくて、『國民』と云ふ統一せられた『有機體』に恰も細胞の如く綜合せられることに依つてのみ、その存在を保ち得るに過ぎないと云ふ意味なのであります。

しかし、斯く細胞の如くとは云ひましても、それは必ずしも個人を一個の概念的な構成單位と看做し去るものではありません。寧ろ自由主義・民主主義こそ國家に對する個人の立場を以て、物理的な原子觀念に即するものであると爲し、個人が『國民』なる統一體を構成する關係を以て、どこ迄も有機的であり、又その『國民』は、それ自體が歴史的所産であると認めて居るのであります。されば、ファシズムにあつても、必ずしも個人そのもの又は個人の自由を認めないと云ふのではありませんけれども、國家と云ふ最高至上の權力を絶對的存在とし、その國家に依つて『創造』せられる『國民』を綜合的な統一體と認めて居りますが爲めに、その『國民』中に没入せられてしまふ個人各個に對する『國家』の立場は餘りに超權力的であり、個人の自由は『國家』と云ふよりも寧ろ、國家に依つて倫理的的存在たらしめられて居る『國民』そのものの立場に抵觸しない限りに於てのみ、それが認められるに過ぎないのであります。さうした意味に於ては、個人はさながら十把一束式に綜括せられ、統

一せられてしまふことにならざるを得ない譯でありまして、それがファッショ（たば）と稱せられる所以であります。

ファシズムのこの理念は、元來、『社會』と云ふものは、これを構成する個人とは別に、『社會』としての独自の目的を遂行するの意志を有つて居て、この社會独自の目的を遂行する爲めには、『個人』を利用するのが當然である。（註一）即ち『社會』は目的であつて『個人』は手段であり、社會はそれ自體の機能に依つて、強制的に個人を道具として使ふべきものである（註二）と云ふ風に、全體と部分とを對立的に觀るところに、その特徴が現れて居るのであります。従つてファシズムにあつては、『社會』がそれ自體の目的を遂行する爲めには、『個人』の福利は全く犠牲に供せられるやうな場合があつても已むを得ない次第なのであります。

〔註一〕 A. Rocco, Transformation of the State. 参照。

〔註二〕 Balabanoff, Wesen und Werden des italienischen Faschismus. 参照。

（三）全體を保全する爲めの部分としての犠牲

（一）全體主義と自由主義とに於ける個人の立場の相異 以上に紹介しましたドイツのヒトラー總統の所説と我平沼内相の聲明と、イタリーに於けるファシズムの國家對個人に關する原則とは、各その觀點や表現の方式などが異つて居りますから、三者をそのままに對照する譯には行きませんが、しかし、各その觀點や表現の方式などが異つて居ると云ふことは必ずしも問題ではないのでありまして、肝腎なことは、云ふ迄もなく三者がそれ

／＼に主持して居るテーマそのものにあらねばなりません。即ちそれ／＼の指導理念となつて居るところのものを抽出して、各その本質を検討し・對照し・相互の異動を明かにすることに依つて、いはゆる全體主義の何ものであるかゞ始めて認識せられ得るのであります。

便宜上、ファシズムの國家對個人に關する觀方は姑くこれを後廻しとして、先づヒトラー總統の所説と平沼内相の聲明とに就いて双方を對照しますと、國家と個人の立場とに關して、ヒトラー總統が、國家は各個人がそれ／＼の天分に應じて『有用の地位に登れるやうにしてやらなければならぬ。』と云ふ適材適所主義を強調し、『能者がところを得』ることを以て國際競争に關する一つの信條として居りますのは、丁度、我平沼内相が『總ての國民に各々其の所を得せしむると云ふ所に政治の方針を向けなければならぬ』と斷じて居ると、正しく軌を一にするものでありまして、この『各層から天分の優れた者を引き出す』とか『總ての人をして其の所を得せしめる』とか云ふやうな個別主義に依り、全體としての國民をして、それ／＼に國家の爲めに役立たしめやうとする政治の方針と云ふものは、自由主義・民主主義の政治に於けるとは、本質的に指導理念を異にして居る所以のものであります。

と云ひますのは、凡そ自由主義・民主主義に於ても、イヤ、自由主義・民主主義の政治こそ、出来るだけ個人の自由を認めることを以て本領として居るのでありますが、にも拘らず、實際には、その自由主義・民主主義に於ける各『個人』は、前に述べましたやうに國民一人々々と云ふものを、概念的に一つの單位と看做したゞけの

存在に過ぎないのでありまして、そこでは、どの人間がどうか秀れた才能を有つて居るか、何人がその所得て居ないかと云ふやうなことは、敢て問題とはせられないのであります。即ち總べての個人が一律の出発點に立つて居るものと想定し、自由競争に依つて優劣又は勝敗を決せしめることにして置けば、それに對して優勝劣敗と云ふ自然の審判が下される。それが結局、國民全體としての福利を増進し、且つ國際的競争に優勝し得るの所以でもあると云ふのであります。

ところが、總べての個人をして一律に自由競争に参加することを得しめると云ふ想定は、一見、如何にも公平のやうであつて、然も實際には甚だしい不公平を免れないのであります。これはヒトラー總統の教育に關する機會の不均等と云ふ點だけから觀ましても餘りに明かな話でありまして、それでは、平沼内相が力説して居るやうに『總べての國民に各々其の所得せしむると云ふ』ことは到底期待せらるべくもないのであります。そこで、全體としての國民一人々々に就いて適材を適所に配し、『個人も之を認め(中略)又個人の安寧幸福も十分に保護』することに依つて、始めて全體としての國民の福利を増進し得ると云ふのが、自由主義否認の論據となつて居るのであります。ですから、この方針が實現せられて行けば、從來、資力や社會的地位などに因つて不當の恩恵に浴して居たものなどは、それだけ自由を制限せられることにもなりません。これに反して、所與の條件が不利であつたが爲めに、徒に不遇の境地に追込まれて居たものなどは、却つて、より多くの自由を享受し得られることになると云ふ譯であります。

(2) 眼目は『公益優先』又は全體としての利益 では、そのやうにして、全體としての國民生活を保全しなければならぬとする所以は何れにあるのかと云ひますと、勿論一つは、さうしなければ、國家自身としての存立を確保し難いやうな状態に當面して來たからでもあります。然も又それは同時に、國家としての對外的關係に一層重きを置いての不可避的な方針轉換でもありまして、つまり國際的活動を緊切に展開し・強化するの必要に餘儀なくせられたのに因るものであります。即ち我國では、現にそれが近衛首相の新體制準備會に於ける挨拶(註一)にも述べられてありますやうに、『世界新秩序の建設に指導的役割を果す爲には、國家國民の總力を最高度に發揮し』なければならぬ、それには『一億同胞をして生きた一體として』、『公益優先の精神に歸一せしめ』ることが肝要であると云ふのであります。ドイツに於ては、夙に第一次世界大戰直後に制定せられたワイマル憲法 (Weimarer Reichsverfassung, 1918) に於て、切實に、このいはゆる公益優先の精神を表現して居る(註二)のでありまして、ナチス政府の成立以來、斯やうな指導精神が凡ゆる政策上に一層強度に具現せられて居るのであります。試みに、その切實な一例を挙げますと、同國に於て去る一九三六年(昭和十一年)十一月からいよ／＼本格的な物價監理を斷行するに際して物價監理官 (ラグナー = Josef Wagner) の發した聲明などは、最もよく、その趣旨を代辯して居るのであります。

(註一) 内閣發表、前掲。

(註二) ワイマル憲法第五十三條第三項に『所有權は義務付けらる。これが行使は同時に公共の福利の爲めにすべ

と規定せられて居るなどは、その最も顯著なる一例であります。

『今日では尙ほ原則として、價格は需給關係に因つて決定せられることになつて居るが、この原則は自由主義經濟・自由競争を是認する觀念に基くものである。(中略) 物價の狀態に關しては、社會的弱者層をして所要の生活水準を維持せしめ、身心の力を確保せしめ、以て國民と國民との生存競争に堪へしめ得るものでなければならぬ。だから國民協同體の原則に基いて、全體としての利益を主とする國家にあつては、經濟的利己主義を許して國民生活を危殆に陥らしめるやうなことは斷じて避けなければならない。』(註)

(註) Dr. Deutsche Volkswirt. 20. November 1936.

このワグナー物價監理官が『國民と國民との生存競争に堪へしめ得る』爲めには、『國民協同體の原則に基いて全體としての利益を主とする國家』たることを要すると力説して居りますのは、我近衛首相が『世界新秩序の建設に指導的役割を果す爲には、『一億同胞をして生きた一體とし』、『公益優先の精神に歸一せしめ』なければならぬ』と斷じて居りますその趣旨を、丁度、利益觀念に依つて説明して居るものと評しても宜いと思ひます。斯やうに日本及ドイツの双方に於ける自由主義否認の指導者理念を對照して見ますと、結局それは『全體としての利益を主とする』こと、即ち『公益優先』を期する爲めに、國民各個の天分に應じて『各々其の所を得せしむる』ことに依り、『同胞をして生きた一體とし』て『國民協同體』を保全しなければならないと云ふ趣旨に歸す

るのであります。これで見ますと、問題は自由主義の否認そのことが本旨となつて居るのではなくて、結局、公平な應能寄與に依る全體としての協同を眼目として居るものと認められるのであります。

(3) 個人は一時的存在・民族は永久的生命 然るに、一方これをファシズムの理念に觀ますと、各個人が『國民』なる集團を構成するその組織關係は、一つに『有機體』としての統一に外ならないと云ふのでありますから、その限りに於ては、個人に對する觀方は、當然に民主主義に於ける物理的原子觀念を否定して、専ら生物的細胞觀念を基調とするものであると云へませう。ところが、斯やうに、その統一せられた存在が『有機體』であらねばならないとすれば、各個人相互間の關係は、やはり何らか『能者がところを得る』と云ふ適材適所を原則とし、『總ての國民に各々其の所を得せしむる』と云ふ個別的全體保全の方針に即しなければならぬ筈であります。でなければ、統一的有機體たるべき『國民』自體が倫理的存在ではあり得ない譯であります。

されば、ファシズムに於ても亦、ナチズムや日本の全體主義理念に於けると同様に、一個人としての存在は、やはり各個に、それ自體としての立場を認めざるを得ないものゝやうであります。しかし、又ファシズムに於ける『個人』は、結局、國家と云ふ『全體』を目的としての手段に過ぎないものであり、國家から強制的に使用せらるべき道具でしかないのでありますから、その意味からすれば、ファシズムに於ける『個人』はヒトラー總統や平沼内相が認めて居るやうに、國家から各自に自主的な立場を興へられて居るものではないやうでもありません。即ち場合に依つては、『個人』そのものが最初から全的に犠牲を強要せられたとしても、甘んじて、これに

従はなければならないと云ふ譯であります。

ところが、更にこれをナチズムや日本の全體主義理念の眼目とするところに観ますと、我近衛首相が「一億同胞をして生きた一體として」、「公益優先の精神に歸せしめ」なければならぬと力説して居りますのも亦、ドイツの物價監理官が「國民協同體の原則に基いて、全體としての利益を主とする」ものでなければならぬと強調して居りますのも、各その趣旨を突きつめて見ますと、結局それは「公益」又は「全體としての利益」の爲めには、個人は「生きた一體」又は「國民協同體」の中へ没入せられて、個人としての立場なり利益なりは、全的に犠牲に供せられても已むを得ないと云ふことにならざるを得ないのであります。その意味に於ては、日本の全體主義やナチズムの理念に於ても、窮極的には、やはりファシズムに於けるが如く、「個人」は「國家」と云ふ「全體」の爲めの手段に過ぎないものであり、國家から強制的に使用せらるべき道具でしかないと云へるのであります。

斯やうに日本・ドイツ及イタリーに於て、それ／＼に主持せられて居りますいはゆる全體主義理念を検討し、對照して見ますと、一見したところ、國家と個人との關係に對する基本的觀念に於て、前二者と後者との間には對立的な相異でもあるかの如き感がありますが、本質的には結局、三者共にその歸趨を同じうして居るのであります。ひつきやう、その關係は目的と手段又は主體と客體とに外ならないのであります。唯だ前二者が、國家それ自體よりも、寧ろその構成分子たる個人の立場に即し、その個人としての利益なり自由なりが、國家から認

めらるべき最大限界を根據として觀察して居りますのに對し、後者は國家自身としての個人に對する立場に重點を置き、個人に對して發揮し得べき權力の最高限度を基準として斷定を下して居りますが爲めに、双方の間に端的な開きが出来て居ると云ふだけのものであります。言ひ換へれば、全體主義に於ける「國家」と「個人」との關係は、要するに、この双方の見解に依つて表現せられて居るやうな、それ／＼の限界を兩端とし、その開きの限りに於て兩者の立場が相反的に消長するものと觀て宜からうと思ひます。

しかし、何れにしても國家對個人の相互關係が、根本的には國家を主として個人を従とするものである以上、所詮、個人は國家の爲めには「手段」であり、「道具」でしかないのであります。つまり「全體」の爲めには「部分」は犠牲たるべしと云ふことがそのテーマであらねばならない譯であります。では、何故に「全體」たる國家が「部分」たる個人を犠牲に供してゞも、尙ほ國家自身を保全しやうとするのかと云へば、ひつきやう個人は一時的存在たるに過ぎないのに對して「民族」は永久的生命であり、その「民族」を永久に發展せしめ・繁榮せしめる爲めには、「個人」の貢獻は絶對的でなければならぬからであります。ヒトラー總統が「文化を創るものは國家でない。國家の使命は只文化創造の民族を保護するにある。」と強調し、近衛首相が「國民は（中略）民族國家の組織を通じて人類に寄與せんとするところの精神的存在である。」と力説し、イタリー労働憲章が「國民は（中略）これを構成せる個人又は個人の集團よりも遙に優越せる目的・生命及活動方法を有する。」と規定して居りますのは、何れもこの意味に外ならないのであります。

されば、日本のいはゆる全體主義にしても、ドイツのナチズムにしても、イタリアのファシズムにしても共に Totalismus 又は Totalitarianism でないことは明かでありまして、當然にそれは Ganzheitstheorie でなければならぬ所以が背かれやうと思ひます。唯だイタリアのいはゆるファシズムが、さながら我國に於ける『十把一束』の觀念に即するの故を以て、我國のいはゆる全體主義やドイツのナチズムとは、一見、その本質を異にして居るものゝやうにも思はれますが、これは、ひつきやう『全體』と『部分』とに關しての觀方が異つて居るが爲めに外ならないのでありまして、双方共にその基調となつて居る有機的細胞と云ふ指導理念に於ても亦、これが眼目たる『全體』の爲めには『部分』は手段であり、道具であらねばならないとする犠牲的貢獻の信條に於ても、正しく歸趨を一つにして居るものと云はなければならぬのであります。

第四章 廣域經濟の生成

第一節 廣域經濟生成の基本的事情

前章迄に述べて來たところに依りまして、國民經濟と云ふ民族的集團秩序が、從來、據つて以てそれ自體の存立を保全して居りました自由主義の基本原則を否定し、全體主義と云ふ新しい基本原則の下に、その國民經濟なる集團秩序を國防國家としての新體制に建て直さなければならなくなつた必然的事情や、さうした動向轉換に就いて、特に指導的立場にある人々の意識して居る指導理念などは、大よそ明かになつたことと思ひますが、然も現に人類社會に對して投ぜられて居る世紀の課題は未だ、この新體制だけで解決せらるべきものではありません。即ち斯く國民經濟そのものを、全體主義に基いて統制經濟乃至『高度國防國家體制』と云ふ新秩序に建て直したとしても、尙ほ國民經濟自體の存立は必ずしも、否、到底それだけでは確保せられないからであります。

一、自由主義國際關係の否定

と云ひますのは、凡そ人類文化發展の現段階に於て、所與の條件の下に、一國民經濟だけで、それ自體の存立

を保全するに必要な諸物資を、種類のにも數量的にも自給自足し得る國は一つも存在しないのでありまして、つまり、現代にあつては何れの國でも、何らか他國から物資の補給を受けなければ、結局、國家としての存立を維持して行くことが出来ないからなのであります。然も國民生活の保全そのことが國防の一大要件、と云ふよりも寧ろ、國防そのものであらねばならなくなつた現狀に於ては、常に純軍需品だけでなく、國民生活の必需品は即ち廣義の國防資料でありまして、その意味に於ては軍・民需の區別は最早、國防上の重要性を規定すべき基準とはなり得ないと云つても宜いのであります。

ところが、既に述べましたやうに、自由主義の否定と云ふことは國民經濟としての内部的關係に於てだけでなく、國際關係に於ても亦、同様又はより以上に嚴格でありまして、必然に國際間の需給關係そのものを硬塞し・斷絶せしめ、今日では如何に巨額の金若くは正貨を準備して居りましても、最早それは到底、他國より物資の補給を受け得る保障とはなり得なくなつてしまつたのであります。そこで、何れの國々も、何から利害關係が共通し、又は調和し得る他の國々との間に、物資の需給に關して有無相通又は相互扶助の關係を維持し、以て共同的又は協同的に國民生活乃至廣義の國防を保全せんとする一つの國際的提携を餘儀なくせられて來たのでありまして、さうした意味に於ての國際的提携を實現し・維持する爲めに、現に生成せられ若くは生成せられつゝある國際的集團秩序が、いはゆる廣域經濟に外ならないのであります。

斯やうに觀察しますと、凡そ廣域經濟なる國際的集團秩序は、從來の如何なる國際的秩序又は國際關係とも、

本質的に異つた意義を有する劃期的な新體制であると云はなければなりません。然も又それは總べての國民經濟に共通の問題であります關係上、地域的とか特殊的とか云ふやうな一局部の存在ではなくて、汎く人類社會として一般的狀態でなければならぬ筈でありますし、實際、又それは今や世界的現象として目前に展開せられて居るのであります。即ち後に述べますブロックのやうな單なる經濟的聯繫に成る部分的な國家群とは同一視せらるべきものではありません。と云ふよりも、そのやうな單なる經濟的聯繫に止まるものである限り、今日では寧ろそれ自體が無意味に屬すると云ふ所以が、おのづから想像せられやうと思ひます。けれどブロックも一つの國際的集團秩序であるには相違ありませんが、然もそれは後に述べますやうに、所詮、自由主義國際經濟關係としての特殊的體制でしかなかつたのでありまして、現に高度國防國家體制を確保するの必要上、不可避的にそのやうな自由主義體制を否定した『廣域經濟時代』に入つては、最早、それ自體が現存し得る筈はないのであります。即ち高度國防國家體制確保の爲めに自由主義國際關係を否定せざるを得なくなつたと云ふことが、廣域經濟生成の基本的事情であつたと云つても宜からうと思ひます。

二、高度國防國家體制確立の必要

(一) 作戰・用兵條件の充足

では、どう云ふ譯で廣域經濟の建設が高度國防國家體制を確立する爲めに是非とも必要なかと云ひますと、

勿論一つは國防の直接手段、即ち作戰・用兵上の條件を、出来るだけ完全に確保しなければならないからであり、同時に又、物資の需給を眼目として國際的經濟關係を支配しなければならぬからでもあります。然もその何れもが他國に對して出来るだけ自國をより有利ならしめやうとする積極面と、他國を一層不利に陥らしめやうとする消極面と兩様の目的を併有して居るのであります。そして國際的經濟關係を支配するの必要が特に自國の軍・民需補給の爲めに最も緊切な問題であることは云ふ迄もありません。

國防の直接手段と云ふ意味は殆ど何らの説明をも要しない程に明かでありませう。現にこれは、ドイツが假にノルウェー、デนมマーク、ベルギー、オランダなどを、現状の如く軍事的支配下に制御し得ないで居たとすれば、恐らく獨ソ戰などは思ひも寄らないところでせうし、バルカン方面に對する軍事的策動の如きも甚だしく不如意を免れなかつたことでありませう。又アメリカが現にアラスカに於て實行して居ります大規模の軍事施設の如きは、若しカナダとの間に事實上、軍事協定を締結したと異ならないやうな諒解が維持せられて居なかつたならば、到底その目的は達し得られなかつたであらうと云ふやうな譯であります。殊に斯うした關係は海・陸軍の渡洋活動や航空戰の著しい發達に伴つて、用兵の機動性が高度化せられる程、勢、戰域半徑を飛躍的に延長せしめ、作戦基地や軍事的據點をます／＼遠進せしめるやうな傾向にありますので、凡そ今日では、何れの國でも、その國防計畫は最早、自國の版圖内だけでこれを確立し得るものは、恐らく世界中に殆ど一國もないと云つて宜からうと思はれます。

(二) 物資需給關係の支配

次に、廣域圏としての經濟的關係に就いては、何れの國でも、先づ自國の軍・民需を充足することを以て眼目として居りますが、然も又、他國に對して特に軍需物資の供給を遮斷することにも、ます／＼重きを置くやうな傾向にあります。凡そ人類文化の現段階に於て、各國自身又は本國だけの資源に依り、軍・民双方の必需物資を完全に自給し得る國は一國もないのでありまして、例へば今日、世界中で最も多くを『有てる』アメリカに關し、單にこれを軍需物資だけに觀ましても、尙ほ同國としては、ゴム・錫・ボーキサイトの如きを是非とも輸入に待たなければならぬと云ふやうな譯であります。して見れば、『有たざる國』の代表格に擬へられて居りますドイツやイタリなどが、國防並に國民生活を保全する爲めに、今日迄、幾多の深刻な困難と闘ひながらも、如何に廣域經濟の建設を必要としたかは察する餘りあるものがあります。

ところで、右に述べましたところは、單に自國の需要を充足し得るか否かと云ふだけの問題であります。それとは對蹠的に、他國の需要充足を妨害すると云ふことも亦、國防上の重大な條件となるのでありまして、例へば、大東亞戰爭の開始に先立ち、アメリカやイギリスが蘭印や泰國を牽制して、日本に對する輸出を妨害したとなどは、丁度その一例に相當するものであります。即ちこの場合には、特に石油及ゴムが問題とせられて居たのであります。それとても、蘭印の石油は世界總生産量の二分八厘、又泰國のゴムは當時、年産高漸く四萬トン(註)を算するに過ぎなかつたのでありまして、その供給に關する世界的な大勢から觀れば、何れも特に問題とす

るには足りないものゝやうでもあります。殊に石油に關しては、アメリカは世界總生産量の六割以上を自國に占めて居るのであります。同國自身に關する限り、蘭印に於ける石油の供給事情などには全く無關心であり得る譯であります。にも拘らず、同國がその蘭印産石油の輸出に關して強硬な制壓を試みしたのは、ひつきやう、それが日本に供給せられる關係如何によつて、アメリカ自身の國防計畫上に重大な影響を蒙るの虞なしとも限らないからであります。

ところが、凡そ敵性國に對する斯うした經濟的妨害策を、その被害國自身としての立場から觀れば、實に自國の生存をすら脅さるゝの所以ともならずには居ないやうな場合がありますので、さうした致命的な不安を一掃する爲めには、是非とも、みづから必要な資源を包括し得るだけの廣域經濟を確保しなければならなくなるのであります。斯やうに廣域經濟の生成は、その指導國若くは基幹國としての積極的な要求よりも、寧ろ第三國の壓迫・妨害などが一層それを不可避的ならしめるやうな關係にも由來するものであります。單にこれを國際鬭争の一場面のみとして看過するには、餘りに深刻な歴史的必然性に規定せられた運命の波瀾であると云はなければなりません。

(註) 泰國のゴム生産量は一九三五年の國際ゴム協定に依つて三萬四千トンに制限せられましたが、その當時にあつても、實際の生産可能量は四萬トン以上に達して居りました。又蘭印のゴム輸出量は支那事變前に於ては、最高三十萬トン以上を算したのであります。その輸出額が最も多くを算した仕向國はアメリカでありました。

三、諸民族共榮の文化的使命

斯く廣義の國防保全と云ふことが最も緊切な動機となつて、新たな國際的集團秩序を建設しやうとする運動は不可避的に進展しつゝ、さうした國際的集團秩序は今や具體的な存在となつて、現實に運営せられて居るのであります。しかし、又その廣域經濟なる國際的集團秩序は必ずしも「國防」保全の爲めにする「經濟」的關係のみに眼目を置いて居るものではありません。即ちそれは政治的にも社會的にも乃至人類生活の總ゆる分野に互つて、圈内諸國民又は諸民族の繁榮を一聯的に増進しやうとする文化的性格が、その一大特徴となつて居るのであります。例へば東亞廣域經濟が東亞「共榮」圈などゝ稱せられるのも、ひつきやう、この所以に外ならないのであります。

そのやうな譯で、「廣域經濟」は今や吾々、否、全人類社會がそれ自體の發展による新段階として、不可避的に當面せしめられた現實の生活若くは生存問題なのであります。然も、さうした世界的大勢の動向を規定する上に、みづから、その指導的役割を演じつゝあるものは、ひつきやう日本とドイツとでありますから、苟くも廣域經濟問題に觸れやうとする限り、この二國がそれゝの基幹又は中樞となつて居る東西の二大廣域經濟を主たる對象に供しなければならぬことは云ふ迄もありません。以下、先づその生成事情から概観して行くことにしませう。

第二節 廣域經濟とブロック

一、『廣域經濟』の起源とその概念

今日、一般に廣域經濟と云ふ言葉は、人によつて多少異つた意味に解せられて居るやうですが、この言葉が一般的に使はれるやうになりましたのは、去る昭和十三年（一九三八年）三月十三日にドイツがオーストリアを合併した（註）當時から、又その合併が一つの動機となつたものゝやうであります。即ち Grossraumwirtschaft とか Grossgebietwirtschaft と云ふのがそれです。字義からすれば、前のグロスraumヴィルツェンシャフトの方は大空間經濟又は大地域經濟とも稱すべきで、後のグロスgebietヴィルツェンシャフトの方は大領域經濟又は大版圖經濟とも呼ぶのが一層ふさはしいやうに思はれますが、どちらが、より適切であるかは、肝腎のドイツ人自身としても、未だ必ずしも確信的ではないやうであります。これは、いはゆる廣域經濟それ自身が今尙ほ生成過程中にあるが爲めに、恐らく的確な概念を把握し難いのに因るものであらうと察せられます。

（註）この合併が實現せられた時期に關しても、或は多少の異説があるかも知れませんが、こゝでは合併に關する法律が施行せられた日附に依ることとしました。（次註参照）

と云ふのは、このいはゆる獨逸合併に關する法律（註一）に依れば、その第一條に『オーストリアはドイツ國の

「邦とす。」と規定せられて居りまして、これに依つて、ドイツは新たに八萬三千八百六十八平方キロメートルの國土面積と六百七十一萬一千餘人の人口（註二）とを統治圈内に包括することになつたのですから、それだけ『領域』又は『版圖』（gebiet）が大きくなつたと云ふ意味に於ては、『大領域經濟』又は『大版圖經濟』と云つた方が宜い譯でありますが、一面、豫てドイツ側の企圖して居たやうな廣域經濟の觀念からすれば、この合併に依る經濟圏の擴大と云ふことも、必ずしも『領域』又は『版圖』の觀念を以て律しなければならぬと云ふ譯ではなく、又當時にあつては、將來、その大經濟圏が或は新しい形式の國際的聯繫に依る他の國々をも含むやうになるかも知れない。——（現にさうなつて居ります）——とすれば、そのやうな關係のものをも包括する場合には、『領域』や『版圖』よりも、寧ろ『空間』又は單に『地域』が擴大せられたに過ぎないものだ、と云ふ風に觀るのが至當のやうでもあります。この方は、つまり統治關係を條件とせず、専ら廣袤觀念に依存した觀方でありまして、それならば、『大空間經濟』又は『大地域經濟』と云つた方が一層實際に即するものゝやうにも認められるからであります。

（註一）この合併を實現するに就いての手續は、時のオーストリア臨時首相ザイス・インクアルトの名に依つて發布せられたオーストリア新憲法をドイツの獨逸合併に關する法律に依つて、そのままドイツの法律として認めると云ふ形式の下に、双方が同時に施行せられたものであります。

（註二）この人口は一九三六年現在、又、合併前に於けるドイツの國土面積は四十七萬七百十四平方キロメートル、

同じく人口は六千七百五十八萬七千餘人（一九三七年初現在）を算して居ました。（：）

（：）(Schriften des Instituts für Konjunkturforschung, Wochenbericht, 16. März 1938.) に依る。

斯やうに、廣域經濟と云ふ秩序は比較的新らしい、然も今尙ほ未完成の現象に屬するのでありますから、斯うした新らしい秩序なり現象なりが、いよ／＼確定的な存在となり、世界的に共通の概念を以て規定せられるやうになる迄には、今後尙ほ、それ自體がどのやうに發展し、又は變化して行くかは必ずしも速断せられませんが、それに就いて、是非とも對照して置かなければならない今一つの國民經濟群にブロックと云ふのがあります。

二、ブロックの由來とその意味

(一) ブロックの語源とその基本觀念

このブロックに就いては、或はこれを廣域經濟と同じ意味に解したり、或は又、異つた意義に用ひながら、然もその對象を同じくしたり、例へば樞軸廣域經濟とか歐大陸ブロックとか云ふやうに、それ／＼異つた名稱を附して居るものゝ、どちらもドイツを中心とする同じ實體の經濟圏を指して居ると云ふ風に、双方の間柄が甚だしく曖昧に認められたり、又は混同せられたりして居るやうな傾向がありますので、一應、兩者の異同を明かにし、且つ相互の關係を究めて置かなければなりません。ところが、ひとしくブロックと云つても、今日——詳しくは世界的恐慌(註)に入る前後の頃以來とその以前、言ひかへれば、統制經濟に入つた時代と自由主義時代とで

は、それ自體が著しく異つた概念を以て意義づけられて居るのでありますから、先づそのブロックに關する變遷を沿革的に觀て置かなければなりません。それは又廣域經濟の生成が一つの歴史的成果に屬すると云ふ前後の關係を明かにするの斷以でもあります。

(註) 世界的恐慌の發端を成したものは一九二九年(昭和四年)の十月から十一月に互るアメリカの財界反動が、それであつたとするのが定説であります。(…)

(…)拙著『革新經濟講話』第一章、第二節參照。

一體ブロックと云ふ言葉が國際經濟關係上の用語としての存在を確保するやうになつたのは、いつ頃からのことか、はつきりとはしませんが、元來は政治上の用語として、殊に、主としてフランスで用ひられて居た Bloc 即ち政黨聯合(註)とでも云ふやうな意味をもつて居ります。それが、いつしか國際經濟關係上に轉用せられ、英語 (block) でもドイツ語 (Block) でも、ひとしくブロックと言つて、今では却つて正系の政治的用語としての存在の方が忘れられたかの感すらありますが、何れにしても、本來、それは自由主義理念に依存した集團を意味するものでありまして、それなればこそ、自由主義體制としての國際的集團の名稱に轉用せられても、丁度それが相應しかつたのであります。

(註) 元來フランスでは端的な自由主義の國民思潮が政治上にもそのまま發現せられて、従前は多數小黨派の分立と云ふことが、この國の政狀に關する特徴の如くになつて居りました。それに伴ふ必然の傾向として、各政黨が相互に、必

しも主義や政綱の異同のみと限らず、寧ろ私的利害關係に、より重きを置いての離合集散を頻繁に行ふのが常態の如くになり、斯くて黨派と黨派とが聯合したり提携したりして、一つの政黨群を形成したものをブロックと稱して居たのであります。即ちブロックは必ずしも黨派同士が主義や傾向に於て隣接若くは近似して居ることを動機として成立するものとは限らず、何か一つ以上の問題に就いて二つ以上の黨派が一時的に合流した聯合とでも觀るべきものであります。

(二) 自由主義體制としての金本位ブロックと舊英帝國ブロック

そんな譯で、このブロックなる言葉は國際經濟關係上に轉用せられるやうになつてからでも、従前は専ら自由主義體制の下に、多くは特殊的經濟關係の保全を目的として組織せられた國民經濟群を意味して居たのであります。それには隣接又は接壤諸國家同士が集中的に一群を形成した場合もありますが、又隔絶して居る諸邦が散在したまゝ一團を組織したのもあります。例へば一九三二年（昭和六年）頃から、特にその九月二十日にイギリスが金本位制を再停止して以來、一九三六年（昭和十一年）十月一日にフランスが金本位制を離脱する迄、同國を中樞としてイタリー、スイス、オランダ、ベルギー——（但し一九三五年三月三十一日、金本位制離脱に依つて落伍）——ポーランド及ルクセンブルグ——（ベルギーに殉ず）——の七箇國が一群となつて形成して居つた金本位ブロック（註一）の如きは前者に屬し、イギリスが夙に前世紀以來、カナダ、インド、オーストラリアなどを一團として維持して居た英帝國ブロック（註二）の如きは後者の代表的なものであります。

（註一） この金本位ブロックは一九三三年（昭和八年）三月五日にアメリカが金本位制を離脱して以來、國際通貨狀勢

が世界的に著しく不圓滑に陥つて來ましたところへ、これが改善の爲めにする爲替安定問題を最重要議案の一つとして同年六月十二日からロンドンに開催せられた國際經濟會議が全く失敗に終りましたので、フランスを始めヨーロッパの金本位諸國としては、既に金本位を離脱して居たイギリス及アメリカ並にそのスターリングやドルにリンクして居た諸國の通貨に對抗する必要上、翌七月三日に、ルクセンブルグを除く以外の——（ルクセンブルグはベルギーに追隨）——六箇國代表會議を開き、金本位制を維持する爲めに相互に協力すべき旨の共同宣言を發しました。斯くて、従前は通貨に關する單なる集團的存在たるに過ぎなかつた金本位ブロックは、こゝで一つの國際協定團體となつたのであります。

もつとも、この場合の協定は、署名國政府が「各その中央銀行に對し、本宣言に最大限度の有效性を與ふるが如き密接なる協力を爲さんことを、それ／＼に要求す」と云ふだけで、言はゞ道義的協調の申合せのやうなものに過ぎませんでした。その後、同年九月十五日及翌十月十九・二十兩日の二回に互つて同様の六箇國會議を續開しましたが、金本位維持の爲めにする實行方法としては、殆ど何もかも得るところなくして終つたのであります。

ところで、この金本位ブロックは、生成の時期又は動機は何れからしても、それ自體が世界的恐慌に入つて以來の所産であります。然もその協力量針なり、協定團體としての體制なりを規定して居た指導原則は、専ら國際自由主義そのものに外ならなかつたのであります。國際的統制などの觀念には全く觸れて居りませんでした。

（註二） 英帝國ブロックに關しては、一九三二年（昭和六年）に成立しましたオタワ協定に依るものと、その以前のものは、本質的に區別して觀なければなりません。それは追つて本文中に述べる所に譲ります。又この英帝國ブロックは「スターリング・ブロック」とも全く別ものであります。スターリング・ブロックと云ふのは國際金融上、イギ

リスのポンドを基準として取引をする國々、例へばオーストラリア、南アフリカ各聯邦、ニュージラランド、インド、エジプト、ホルトガル、デンマーク、スエーデン及ノルウエーなどが、主として爲替の取組をポンド建とし、即ちスターリングにリンクすることにより、おのづから一團を成すに至つたと云ふだけのもので、例へば北・南アメリカ諸國が合衆國のドルにリンクすることに依つて、『ドル・ブロック』を形づくつて居るのと同様のものがあります。

これらのブロックは、例へば前者の如きは金本位制の維持と云ふ通貨制度に關する共通の目的の爲めに、又後者は主として貿易上の特殊の依存關係を保全する爲めに、單なる自然的經濟關係に依るだけでなく、多少は道義的又は政治的にも制約したり羈束したりして、相互間に協調を保つて居たものでありますし、殊に後者の如きはイギリス本國に對し、各その植民地が平・戰時を通じて、資源としての役割を課せられて居たと云ふ意味に於ては、ブロック自體が國防上の目的をも併有して居たとも云へませう。しかし、その本質的關係を規定して居た指導方針は専ら經濟上の自由主義的協力か、又は政治的制歴かの外には出でなかつたのでありますして、例へばイギリス本國のインドに對する植民地政策の如きは、帝國主義的搾取關係の典型的な一つであつたと云へませう。

三、國際統制團體としてのブロック

（一） オッタワ協定に依る英帝國ブロック

ところが、世界的恐慌の嵐が諸國間の國際經濟關係上に及ぼした影響は、おのづから諸國をして、外國市場の

爭奪と自國産業の保護を目的としての排他政策とに趨らしめ、勢、相互に「經濟戰」を激化せしめずには置きませんでした（註一）。然もこれは、勿論自由主義的國際關係を否定するの所以に外ならないのでありますして、それが爲め貿易乃至一般の通商はますます硬塞せられて來たのであります。けれども、各國は相互に自衛上、是非に及ばず、ひたすら、さうした爭奪・保護・排他を強化して行くより外はなかつたのであります。ところが、例へばイギリスのやうに世界的に散在して居る幾つもの大植民地を領有し、従前、本國と植民地又は各植民地相互間の經濟關係を、専ら自由主義體制に於て維持して居た國にあつては、それらの自國領相互間では、斯やうな經濟戰などは絶対に避けなければならぬばかりでなく、寧ろ本國及各植民地全體が一團となつて、第三國に對する經濟戰に當らなければならぬ譯であります。そこで、同國は、この目的の爲めに一九三二年（昭和七年）七月、カナダのオッタワに於て開催しました英帝國經濟會議（註二）に於て、本國及各植民地相互間に貿易の促進・關稅の調整・通貨及金融並に一般經濟上の協力を期すべき旨の決議を採擇したのであります。それが、いはゆるオッタワ協定でありました。

（註一） 拙著『革新經濟講話』第二章、第三節、『一』參照。

（註二） 英帝國經濟會議と云ふのは、この場合に、又この問題の爲めに、始めて開催せられたものではありません。その歴史は一八八七年（明治二十年）に迄遡るのであります。同年中、第一回の會議が開催せられて以來、原則として五年毎に續開せられて來たのであります。そして大戰後の會議などでは經濟問題よりも政治的議案が主題となつたこと

もありましたが、主としては、經濟關係の協調を眼目として、特に貿易に重點が置かれて居たのであります。又イギリス本國に於ける保護關稅の採用と、本國及各植民地を通じての特惠關稅の設定とを目的として、今日謂ふところの英帝國經濟ブロックを確保すべしと云ふ主張は、夙に一八九七年及一九〇二年（明治三十年及三十五年）の會議に於てジョセフ・チェムバレン（Joseph Chamberlain）がこれを提唱して居るのであります。何分にも當時は自由主義高調時代のことゝて、斯かる提案は毎度、否決せられました。斯うした沿革から見れば、オッタワ協定の成立は、これに依つて英帝國としての多年の宿題を解決したものであつたとも認められるのであります。

このオッタワ協定は主として貿易の調整に眼目を置き、本國及各植民地相互間に特惠制度を設定すると共に、第三國に對する關稅の引上げを行ふことに依り、英帝國全體としての經濟的安定を保全しやうと云ふ趣旨に基くものであります。相互依存と云ふことが指導原則となつて居りました。もつとも、このオッタワ協定が締結せられた當時にあつては、さうした相互依存と云ふことは、未だ國防上の要求が直接の動機となる迄には至らなかつたものゝやうであります。兎に角これに依つて、『經濟戰』の對策としての國際的統制に關する新秩序を本格的に實現し得たのでありますから、さうした意味に於ては、この協定は近代に於けるいはゆるブロックの嚆矢を成したものと認められるのであります。尙ほこの協定が日本の輸出貿易に關する飛躍的發展を主たる對象とし、これを阻止することに依つて、主としてイギリス本國の産業・貿易を助長せんとする目的に出でたものであつた次第は周知の通りであります。

（二） フランス・ブロックとオランダ・ブロック

もつとも、斯やうな意味に於ての相互的依存關係を以て國際經濟團を構成するやうな傾向は、特に會議とか協定とかに依るもの以外、植民地に對する本國の統治政策上、夙に世界的恐慌に入る以前に於ても多少は實現せられて居たのであります。例へばフランス本國と佛領印度支那——（以下、佛印と略稱）——とに關する貿易政策の如きは、曩の大戦後、關稅制度に於て漸くその方策を進めて來ましたが、世界的恐慌に入つた前年、即ち一九二八年（昭和三年）四月から施行した——（佛印へは同年七月から適用）——改正關稅法に依つて、フランス本國と佛印との間では原則として相互に輸入を無稅としたのに引き續き、更に翌一九二九年七月から佛印で施行した特別關稅定率に依つて、當時、佛印に對して無條約關係にあつた東洋諸國の中でも、特に日本の同國に對する輸出を著しく不利に陥らしめ、斯くてフランス本國と佛印との貿易關係を一層緊密ならしめたのなどは、その本國と植民地とを一團化せんとする趣旨又は目的から觀れば、一つのブロックを成したものと云つて宜い譯であります。

フランスが斯く佛印を抱持して相互の經濟關係をブロック化せんとする政策は、その後、日本に對してますます排他性を強化し、支那事變に入つて以來の如きは、寧ろ敵性をすら示現して來たのであります。それらの事情は今尙ほ我國民一般の記憶に新たなるところであらうと思ひます。

このやうなブロック政策に關しては獨りフランスだけでなく、オランダの蘭領印度——（以下、蘭印と略稱）——に關する貿易政策の如きも、やはり同様の傾向に即して來たのであります。その第三國に對する排他的方針や

施設に於ては寧ろフランス以上に嚴酷であつたかの感があります。即ち蘭印が、英帝國オッタワ協定の成立した翌一九三三年（昭和八年）以來、矢つぎ早に續行して來ました輸入制限制度の如きは、蘭印に對するオランダ本國の輸出品をして市場的に優位を確保せしめる爲め、第三國からの輸入を壓倒的に制限するの目的に出でたものでありますが、さうした排他政策の主たる對象として居りましたものは、云ふ迄もなく日本でありまして、それが爲めに、當時、我國と蘭印との間に貿易上、一大紛争を惹起したことは、これ又周知の通りであります。

(三) 日滿ブロックから日滿支ブロックへの發展

斯やうな傾向が著しくなる程、第三國としてはまず自國の國際經濟的立場を不利に陥らしめられる譯でありますから、それらの諸國としても勢、自衛上又は對抗上、利害關係の共通する國々の間で、やはり國際的ブロックを建設しなければならなくなります。これは我國に關しても同様でありまして、現に滿洲國の成立以來、いはゆる日滿ブロックが先づ世界的な實在となつて世紀の舞臺に登場し、次いで、それは必然に日滿支ブロックへと發展せざるを得なかつたのであります。

試みに昭和八年（一九三三年）三月三十一日に公表せられた『滿洲國經濟建設綱要』を見ますと、その經濟建設の爲めには『先づ善隣日本國との相互依存の經濟關係に鑑み同國との協調に重心を置き相互扶助の關係を緊密ならしむる』ことを以て根本方針とすると云ふのでありまして、つまり、この綱要は、本來、兩國間に維持せらるべき『相互依存の經濟關係』に對し、政治的工作の裏付けを施したものであつたと云へませう。然も、斯うした

兩國間の相對關係は支那事變の發展に伴つて、おのづから日滿支三國關係へと擴大せられ、日滿ブロックは日滿支ブロックとなつて一體化せられざるを得なくなつて來たのであります。

(四) 沿革的に觀た兩者の區別

ところが、この頃から世界狀勢の急激な變動に伴つて、一般にブロックが單なる經濟的關係だけに止まらず、同時に、若くは、より以上に國防上の要求をも併せ充さなければならぬやうな事情に當面して來まして、おのづからその性格が變化すると共に、それが爲めに一方では、従前、世界的に認められて居たブロックにして、全く崩壊せざるを得なくなつたものもあります。斯くて、ブロックとしての構成領域が更に擴大し、複雑化して、勢、それ自體の面目を一新したものもあります。斯くて、その發展して來た方のブロックとしては、今日では經濟上・國防上、双方の要求充足を不可分の必須の條件として、廣大な範域に互り、それ自體を一つの單位經濟としての秩序に組織立て若くは組織立てつゝあると云ふ段階に迄進展して來たのであります。然もこれはブロックと云ふ單なる經濟的秩序が、國防上の要求充足を本位とする鬭争的秩序へ發展したと云ふ形象的な關係に於てだけでなく、斯やうな性格の變化を規定して居る指導原則そのものゝ更新と云ふところに重點を置いて觀なければならぬ問題でありまして、さうした意味に於てブロックの擴大・發展したものが廣域經濟なる國際的新秩序に外ならないと云つて宜いのであります。

斯くブロック經濟又は單にブロックと廣域經濟とは、最初から兩者が本質的な相異又は決定的な差別を明かに

して各別に生成せられて來たものではなく、又生成過程の前後に關しても截然と劃期せられるやうな段階があつた譯でもありません。即ち以上に述べたところから觀ましても、例へばブロックが専ら經濟的協調を眼目として居るのに對して、廣域經濟は同時に國防の保全にも重きを置いて居るとか、或は又前者が一般に構成領域の比較的狭小なるを常とするのに對して、後者は概ねそれが廣大に互るやうな傾向にあるとか、斯うした相對的關係からだけでは、双方の區別はつけられないのでありまして、唯だ生成事情を沿革的に辿つて見ると、大よそ以上のやうな變遷・異動が認められると云ふだけののであります。例へば前に附言して置きましたやうに、英帝國ブロックの如きは世界的に廣大な領域に互り、且つその舊體制に依るブロック、即ちオッタワ會議前の自由主義的秩序に依存して居た時代に於てすら、實際上、國防的にも重要な意義を有つて居ましたけれども、然も國際的集團秩序としての本質からすれば、元來それは自由主義の指導原則に依存した國際的連環體制に過ぎないものでありまして、統制的聯繫集團たる廣域經濟とは根柢から異つた存在であると云はなければなりません。

要するに、ブロックと廣域經濟とは、上述の如く沿革的には、ブロックとしての國際的連環關係が、それ自體の性格を變化せざるを得ないやうな段階に當面した結果、單なる經濟的秩序から、當然に國防體制へと發展すべき條件を備へて居たものが擴大し・複雑化して來たその經過に伴つて、各段階に於ける現狀を觀念的に表現した名稱に過ぎないものでありまして、ひつきやう、この區別は、斯やうな用語の變遷を規定して來た局面の推移並に指導理念の變化を明かにすることが、何よりも肝腎の問題なのであります。

第三節 新生の東西二大廣域經濟

廣域經濟に關して前節に述べましたところは、言はゞ、その生成に關する沿革及一般的な相貌に關する概念的素描に過ぎないのでありまして、これだけでは、勿論、未だ廣域經濟に關する認識を確保し得るの所以ではありません。更に實際に就いて、その生成並に發展の概況を紹介しつゝ、現在それが如何やうな動向を辿つて居るかを一瞥させよう。先づその對象に供せらるべきは、いはゆるヨーロッパ廣域經濟と東亞廣域經濟、即ちいはゆる東亞共榮圈とであります。

一、ヨーロッパ廣域經濟の運營狀況

(一) 人的及物的資源の需給關係

(1) ドイツと東南ヨーロッパ資源 このヨーロッパ廣域經濟と云ふ名稱が果して適切であるか否かは、或は、そのこと自體が一つの問題であるかも知れませんが、今日では、それが世界的に一般性をもつて居ると云ふ意味で、姑くこの用語を採ることとします。このいはゆるヨーロッパ廣域經濟は、最初はドイツとイタリアとの聯繫を樞軸として、前に述べました一九三八年(昭和十三年)三月の獨逸合邦に引續き、同年十月初旬のチェッコ併合(註)に依つて一團となつた中・南歐經濟圈に始まり、それが、翌一九三九年(昭和十四年)九月一日の第二次

ヨーロッパ戦争開始以來、飛躍的な發展を遂げて、現在では、北はノルウェー乃至ソ聯攻略地帯から、南はスペイン及イタリア、東はバルカン諸國に亙るヨーロッパ大陸の大部分を範域とする集團的大經濟圏を構成する迄に擴大せられて居るのであります。

(註) このチェッコ、即ち今日のズデーテンドイツの併合は、同年九月二十九日から開催せられたミュンヘン四國(イギリス、フランス、ドイツ及イタリア)會議の結果、翌三十日に至つてその交渉が纏まり、チェッコ・スロヴァキアからドイツに對して割譲せらるべき地域を四段に區劃し、翌十月一日から順を追つて同月七日迄に、チェッコ軍から一切をドイツ軍に引渡すと云ふ手續に依つて實行せられたものであります。

元來、ドイツが中心となつて、この廣域經濟を構成して來ましたのは、固よりドイツ、殊にナチスとしての單なる積極的企圖に依るだけではなく、さうした氣運が夙に經濟上・國防上などに關する客觀的諸狀勢に依つて規定せられ、寧ろ促進せられて來た一つの必然的な動向であつたことは、前に述べましたところからしても、おのづから明かなるものがあらう思ひますが、何れにしても、ドイツとしては周知の如く、生活必需品及軍需原料品を補充する爲めには、寧ろその不可缺的前提條件として、出来るだけ輸出貿易を増進しなければならないと云ふ緊切な立場に處して居りましたことゝて、オーストリア及チェッコの併合に成功するや、それによつて擴大せられた廣域經濟としての機能、先づ以て、この目的の爲めに最大限度に活用することになつたのであります。斯やうなドイツの經濟的弱點たる物資の缺乏振りを察する爲め、試みに當時の實狀に關してイギリス側で

具體的に推算した調査に依りますと、ドイツとしては大よそ『所要食料品の大量部分と工業原料消費總高の約三分の一とを輸入に俟たなければならぬ。(中略)これら諸物資の輸入額は一九三七年(昭和十二年)に於て三十億ライヒスマルクに達したが、同國當面の再軍備を遂行する爲めには、その輸入必要總額は年三十五億乃至四十億ライヒスマルクと推算せられる。(中略)されば、ミュンヘン協定の締結そのことが、同國の東南ヨーロッパ資源を十分に利用せんとする計畫に就いて躍進の先驅を成したからとて、何の不思議もない譯である。』(註一)と云ふのであります。では、ドイツがこのいはゆる東南ヨーロッパから何程の物資を輸入し得るやうな可能性があるのかと云ひますと、『東南ヨーロッパ諸國の一九三七年(昭和十二年)に於ける輸出總額は約二十億ライヒスマルクに達し、現在ドイツの農産物輸入必要額の大よそ二割を供給し得られる立場にある。然もこれら諸國の潜在的生産力は現在生産高を遙に凌駕し得るものがあるから、これら諸國に於ける工業化の進捗に伴つて、諸資源の開発が活潑に行はれたならば、ドイツの經濟的地歩は著しく強化せられることになるであらう。』(註二)と觀られて居たのであります。試みに、その概況(註三)を摘要して見ませう。

(註一) (註二) (註三) "Germany's Trade Offensive" The Economist, Nov. 5, 1938.

『東部ヨーロッパ七箇國(、)としてドイツの必要とする輸入額の五割程は供給し得るものゝやうである。そして、若しドイツがこれら七箇國の重要生産物に就いて、その輸出高だけでなく、總生産高を手に入れることが出来るものとすれば、例へば家畜・肉類・野菜及果物・その他の食料品・煙草・木材・皮革類・ボーキサイトの如きに就いては完全な

充足が可能であり、然も又、これらの諸物資以外に於て、ドイツ側に對し相當の大量を輸出し得るものとしては、鐵・銅・銅鐵・マンガン鐵・クロム鐵・その他の金屬鐵・脂肪・石油・棉花・羊毛などがある。殊に鐵物資源に關してはユーゴスラヴィアの銅・クロム・鉛・ボキサイト・アンチモニー・鐵・錫など、ルーマニアの金・銀・白金・銅・鐵・鉛・亜鉛・アンチモニー・クロム・マンガン・ボキサイト・蒼鉛・モリブデン・水銀など、ブルガリアの金・銀・銅・鉛・錫・鐵・クロム・マンガン・石炭などがある。何分にも、これらの資源に關しては總括的な調査を缺くので、的確な推定は困難であるが、最近の調査に依つて埋藏が非常に豊富であることだけは判明した。云々。

(一) こゝに東部ヨーロッパ七箇國と云つて居りますのは、ハンガリー、ユーゴスラヴィア、ブルガリア、ルーマニア、ギリシャ、トルコ及イランを指すものと認められます。

これらの諸資源の外に、オーストリアの木材、ルーマニアの石油などは特に重要視せられなければなりません。兎に角、斯やうに概観しただけでも、ドイツがそのいはゆる東方進出の爲めに、如何にオーストリア及チェッコの領有を緊要としたかは察するに餘りあるものがあります。さればドイツ自身としては、東南ヨーロッパ諸國の經濟を自體として、ドイツ經濟の補完體たらしむるやうに組織せしめんと努めて居る。……勿論、ドイツのヨーロッパに於ける斯うした通商政策は相當に排他的でなくては、その目的を達成し得られないことは明かであるが、然もドイツとしては、單にこれらの諸國に對する輸出超過分全部を、それらの諸國から購入する代金に引當てるだけでも、同國の原料問題が著しく有利に解決せられ得ることは云ふ迄もない。〔註〕のであります。

(註) Economist 前掲。

然も、斯やうな觀察は第三國側からの單なる推測に止まらず、ドイツとしては、その後、實際に、これら「諸國の經濟を自體として、ドイツ經濟の補完體たらしむるやうに組織せしめんと努め」て來たのでありまして、それはドイツとこれら諸國との貿易關係からしても察するに難からぬところでありませぬ。試みに、一九三九〇年度——(昭和十四年)十五年、即ち第二次ヨーロッパ開戦の直前年度)——に於けるイランを除く他の六箇國の貿易額に關する有力な一調査(註)に依りますと、輸出は前年度に比して、ハンガリーの六分六厘からルーマニアの四分九分六厘に至る何れも増加を示し、輸入に於ては同じく前年度に比して、ギリシャ及トルコの二國が幾分減少を告げたのを除くの外、ユーゴスラヴィアの一割四厘乃至ハンガリーの二割三分八厘と云ふ何れも増加を算したと註せられて居ります。

(註) Neue Zürcher Zeitung, 31. März 1941.

斯く東部ヨーロッパ諸國の貿易が、特に輸出に於て著増したことは、必ずしもドイツを對象とするもののみと限つた譯ではありませんが、その國別輸出入額を見ますと、最大部分はドイツを相手とする取引に屬して居るのでありまして、斯うした物資需給關係の増進振りに顧みても、ドイツのヨーロッパ廣域經濟に關する企圖は必ずしも、新附の領域や版圖の攻略、例へばオーストリア及チェッコ合併の如きのみには限らず、寧ろそれらの新附の領域や版圖を足がかり又は通商路として、それに聯繫し且つ一經濟圏に包括し得られる空間又は地

域をも対象とし、それらの廣域を一團として排他的若くは獨占的に「貿易」關係を保全せんとするものゝやうに認められるのであります。

もつとも、斯やうな「貿易」關係は攻略國との間などでは、最早、恐らく正常の態様に於ては維持せられて居ないでせう。或は、それらの攻略國に對しては、多少の徵發や強制的な物資の收容すらも公然と行はれて居るかも知れません。従つて、さうした征服關係に依存して居る方面にあつては、特にドイツに對する經濟的需給關係は相當不自然に歪曲せられて居るところもありませうが、兎に角、ドイツのヨーロッパ廣域經濟に於ける需給關係は、現段階に於ては尙ほ「貿易」と「攻略」との双方に互つて運營せられて居るものと認められるのであります。けだし、いはゆる廣域經濟が斯うした實狀に即するものである限り、それは「大版圖」又は「大領域」經濟よりも寧ろ「大空間」又は「大地域」經濟と稱せらるべきでありませう。

(2) 「創造的勞働」が要求せられる所以 ところが、ドイツの斯やうな廣域經濟建設に關する企圖は、第二次ヨーロッパ戰爭の開始から、その後には於ける戰局の急激な擴大に伴つて、勢、飛躍的な發展を遂げたのであります。そして、前に述べましたやうに、今やヨーロッパ大陸の大部分に互つてその廣汎な機構を運營して居るのであります。然も斯く經濟圏の範域が擴大せられたのに伴つて、おのづから全體としての機構も頓に複雑化して來たことは云ふ迄もありません。以下、試みに、この大廣域經濟を運營する爲めに、今日迄に實現せられて居る主なる施設や計畫に就いてその概況を窺ふこととしませう。

ドイツが第二次ヨーロッパ戰爭の爲めに準備して居りましたいはゆる戰時體制は、夙に開戰の數年前から計畫せられて居たものですが、その骨組を規定して居りました最初の基本的設計は、ゲーリング主任官の下に一九三六年（昭和十一年）十月十八日から實施せられた第一次四箇年計畫でありまして、一九四〇年（昭和十五年）の同日、即ちその期間満了と同時に、第二次四箇年計畫が繼承的に續行せられて今日に及んで居るのであります。ところで、この第一次四箇年計畫の中に、オーストリア及チェッコの併合と云ふことが、果して最初から豫定に入れられてあつたか否かは姑くこれを措くとしても、兎に角その後、現戰爭が開始せられて、特に一九四〇年（昭和十五年）春以來、戰局が驚異的な發展を遂げたのに顧みれば、それに伴つて、勢、既定の戰時體制そのものに對し、わけても經濟關係の部門に關して、恐らく相當に重大な修訂若くは追補又は立て直しを必要ならしめられたであらうことは察するに難くないのであります。

これを實際に就いて觀ましても、ポーランド、ノルウェー、デนมルク、ベルギー、オランダ、フランスと云ふ風に、次ぎ／＼と諸國を攻略して行くに伴つて、ドイツとしては自國自身と共に、是非共これらの攻略諸國に對しても、各その國民生活を保全せしめるに必要な經濟的・社會的計畫を實施せざるを得ない譯でありまして、それが爲めには自國とこれらの攻略諸國との相互間に、物資・勞力及資金の需給關係を調整して行かなければなりません。然も、斯く諸國間に人的・物的資源を通じての需給關係を圓滑に維持して行く爲めには、所詮、これらの諸國を一括した大經濟圏全體としての生産と消費とが出来るだけ合理的に調和せられ得るやうに、綜合的な

計畫性を保たしめなければなりませんから、斯うした局面の大發展に顧みますと、第二次四箇年計畫は恐らく、第一次四箇年計畫とは異つた企圖に基いて、全般的に立て直さなければならなかつたであらうと思はれます。

一體、ドイツとしては、これらの攻略諸國を包括することに依つて、如何なる程度に物資や勞力や資金——特に正貨——の供給が増加し、若くは潤澤になつたか、又は將來豊富になり得る可能性があるかは明かでありませんが、傳へられて居るところのやうに、攻略圏の擴大に伴つて、ドイツに於ける生活必需品の拂底が幾分か緩和せられ、例へば鶏卵や被服類の割當が多少は増加せられたなど云ひましても、恐らく、それは攻略諸國を通じて、從來その供給が過剰であつたとか、又は急速に増産せられたとか云ふやうな事情に因るものではなく、所詮は、主として、攻略せられた諸國側に於ける供給の相対的減少又は消費の節約に依つて、經濟圏全體に互るその分配が、何程か、消極的に均質化せられた傾向を反映するに過ぎないものと察せられるのであります。兎に角、ドイツ自身としての軍・民需を通じて必要な物資・勞力・資金の數量は、尙ほ容易に充足せらるべくもないやうでありまして、現に、このことは第二次四箇年計畫の開始に際し、ゲーリング主任官の與へた訓示に觀ても、さうした大よその状態だけは推察せられるのであります。即ち「四箇年計畫と戰時經濟とは今や一體に統一せられた。……吾らは經濟的にも社會的にも、凡ゆる分野に互つて創造的勞働 (Schöpferische Arbeit) を爲すべき新段階に當面して居る。」(註一)と云ふのがそれでありまして、

では、一體、この創造的勞働とは、何ものを意味するのかと云ひますと、それに就いては、ケルナー四箇年計

畫次官の演説が丁度これを補説して居るものゝやうであります。即ち「兵器・戰用器材及彈藥などの生産は、今後ますます増加されなければならぬ。然もドイツが生産方法を引續いて發展せしめて行く爲めには、敵國よりも技術的優越を維持することが肝腎であり、それが爲めには勞働組織の改編・機械の改造及新機械の採用が必要である。斯くて第二次四箇年計畫は軍需工業の擴充と原料生産の促進とを主題とする」(註二)と云ふのでありまして、「技術的優越」即ち「うで」で勝たうと云ふのであります。言ひがへれば、必要な資源の補充や勞働人員にはおのづから限りがあつて、從來通りの生産方法では到底、軍・民需を通じての必要な供給を確保し得られないから、この上は、凡そ勞働にしても勞務にしても、各人の働き方を新しく工夫し直し、從來以上に、能ふ限りの能率を發揮することに依つて、より良質の物資をより多量に生産しなければならぬと云ふ意味で、「創造的勞働」と云つたものであらうと思はれます。

(註一) Der Jahresheft, 20. November 1940.

(註二) このケルナー次官の演説(註一)は一九四一年(昭和十六年)一月十五日ドイツの工業勞働指導者大會に於て、「四箇年計畫」なる題下に試みたものであります。

(註三) Frankfurter Zeitung, 17. Januar 1941.

このドイツに於ける兵器その他軍需原料の補給と云ふことに就いて、一應の考察を下すべき問題があります。

一つは同國のソ聯に對する戰果としての鹵獲兵器乃至軍用諸器材などの中で、特に鐵鋼製品にして再製の可能な

るものが果して何程に上るか云ふこと、今一つは、それらの軍需原料の生産を増進する爲めに、如何なる程度に迄その『創造的勞働』が強化せられるであらうかと云ふことであります。試みに、これに就いてアメリカ有数のドイツ通たる元駐獨大使館商務官ダグラス・ミラーの所見を紹介しませう。

『ヒトラーの軍隊はロシアの兵器を夥しく鹵獲し得るであらう。しかし(中略)それらの鹵獲品は餘りに隨所に散亂して居て、これを或る箇所に集中し、鑄解する爲めに運搬する費用と困難とは、恐らく屑金を用ふる以上に高價なものにつくであらう。(中略)けれどヒトラーみづからが永世最大の層織屋になる積りでない限り、ロシアから、これらの層織を本國へ送り届けるやうな機會は殆どあるまいと思はれる。……實際、ドイツのロシア侵略が物資確保の目的に出でたものだから、不良化して居る裝備の修繕を必要としつゝ運營せられて居る。そして、ます／＼これが成果を増大しやうと思へば、結局人間の精力に對する需要の増大に依る外に途はない。だが、人間の耐久力は未だ容易にはその限度に達しない。ドイツ人は驚嘆すべき勞働者である。(中略)然もヒトラーはその働き好きの國民をすら疲憊せしめ、超人や熱狂的忠誠の者ならでは成就し得ないやうなことを、國民一般に對して要求しつゝある。ヒトラーは自身が狂信的熱情の人であるが爲めに、遂にはドイツ國民の心情と精神とを破砕してしまふであらう。(C.)

(C.) Douglas Miller, What It Costs Hitler: Germany's Losses and Profits after Two Years of War, Atlantic, Sept. 1941.

これは、元來、敵性國——(この當時にあつては)——人としての所見でありますから、その推斷が悲觀的であるのは怪むに足りませんが、ゲーリング四箇年計畫主任官の『創造的勞働』が、實際「超人や熱狂的忠誠の者ならでは成就し得ないやうなこと」を要求せんとするものなのか否か、又それが爲めに「遂にはドイツ國民の心情と精神とを破砕してしまふであらう」か否か、これは姑く興味を以て將來の結果に待つこととして置きませう。

(3) 圏内諸國間に於ける勞力及物資の需給統制 　では、斯く物資の補給上、『創造的勞働』をすら要求しなければならぬやうな状態にあるドイツを中心として、これを繞れる圏内諸國との間に、その廣域經濟關係がどのやうに維持せられて居るかをみますと、何と云つても、この廣域經濟全體としての安定を維持する上に最も緊切な繋かり合はせを成して居る鞭帶部は、云ふ迄もなくフランスとの依存關係にあらねばならぬでせう。フランスは今ではドイツ軍の爲めに國土の大半を三分の二を占領せられ、然もドイツから、その『占領軍經費』として一日四億フランと云ふ負擔を課せられて居ります。この占領地域と非占領地域とは嚴重に區別せられ、一九四一年(昭和十六年)五月十七日のいはゆる獨佛協定に依つて、非占領地域から占領地域への物資の供給や、境界通過及通信などを特許することになるにはなりましたが、原則として交通は遮斷せられ、占領地に於ける重要な生産はドイツ軍に依つて管理せられて居るのであります。そして占領地域内に拘束せられて居る捕虜軍人や失業者——(通計百五十萬人と傳へられて居りますが、精確なことは不明です)——は、ドイツ軍の指令下に諸生産事業に使役せられ、フランス(ヴィシー)政府としては非占領地域内に於ける失業者救済の爲めに、相當大規模な公共土木事

業などを經營して居ると云ふことでありますが、何分にも日常必需諸物資は缺乏して、經濟的にも社會的にも國民一般の生活苦はますます深刻に陥つて行くものゝやうであります。

斯くドイツがフランスに負はせて居る極端は、全くその反抗を許さざる迄に嚴重なものゝやうであります。ドイツ側からすれば、他の攻略諸國は兎に角、フランスに對する制壓方針としては、兩國間の特殊關係からして、この程度の苛酷さも、恐らく避くべからざるところであらうと思はれます。これと對照すれば、他の攻略諸國に對する關係は一般に著しく寛大のやうでありまして、殊にオランダの如きは寧ろドイツに抱き込まれて、同國と一體化するやうな傾向をすら示して居ります。例へばドイツはオランダ占領の直後に、先づ同國との國境を開放して、その失業労働者を自國內に移入せしめ、自國労働者と同様の待遇を與へて各種の生産に従事せしめ、且つ一九四一年（昭和十六年）七月一日から兩國間には關稅の障壁を撤廢し、又兩國通貨の相互的流通をすら許して居るのであります。

もつとも、斯やうにドイツが攻略諸國の失業労働者を自國內に收容して居るのは、勿論一つは彼攻略諸國としての經濟的・社會的安定を支持せんが爲めでもありますが、同時に又それはドイツ自身の側に於ける勞力の不足を補充するの必要にも由るものですから、それが爲めに、この勞力輸入政策は、單に攻略諸國からだけでなく、盟邦たるイタリヤやスペインの如きからも、より大規模に行はれて居るのであります。例へばイタリヤとの間は、夙に戦前より物資に關して實行して來た有無相通政策をますます増進して、ドイツ側からは石炭・鐵・諸完

製品などを供給し、且つ相互に農産物を交換するに就いて、イタリヤ側としてはその輸入超過となるべき金額の一部を、ドイツ側に對し自國側から勞力を提供することに依つて代償すると云ふ相殺式方法を採用し、斯くてイタリヤからドイツに引入れて居る労働者の數は、一九四〇年（昭和十五年）十二月現在で三十餘萬人に上つて居たさうであります。然もドイツは、その後、スペインとの間にも翌一九四一年（昭和十六年）八月二十二日の協定に依つて、同國からも多數の労働者を入國せしめることになりましたが、斯やうないろ／＼の事情の下にドイツ國內で就業して居る諸外國の労働者に關し、一九四一年（昭和十六年）五月十二日に同國労働省から發表せられたところに依りますと、その總人員は合計百三十萬人に達する（註）と云ふことであります。

（註）このドイツ労働省の發表（・）に依りますと、開戦以來、同國の商工業乃至經濟界全般に互つて就業して居る内外人労働者の總數は、戦前のそれに比して三百二十萬人を増加して居りまして、この増加した人數の中で工業に屬する分だけが百六十萬人を算することですが、右の三百二十萬人の中で、外國人労働者の移入に因るものが斯く百三十萬人に上ると云ふのであります。

（・） Frankfurter Zeitung, 13. Mai 1941.

もつとも、斯うした勞力の需給關係は單にドイツ側に移入するだけではありません。現にノルウェーやルーマニアの如きに對しては、却つてドイツ側から、それ／＼に人手を供給して居るのであります。もつとも、これは移入國側に於ける單なる勞力不足の補充と云ふ意味のものではなく、即ちドイツからそれらの諸國に原・材料や

資金を供給して事業を經營せしめる爲めに、それに關聯して必要な技術を提供せんとするものでありますから、員數に於てはドイツ側への移入の夥しきに對して、固より比較せらるべくもないものゝやうですが、質的には遙に高級に屬すると云ふことであります。例へばノルウェーに對しては水産食料品の製造・水力發電など、又ルーマニアに對しては採油並に送油・鐵道及道路開設などの諸事業に關して、或は創設したり、或は改善したりする爲めに、それ／＼に長期のクレディットを供與し、且つ所要の原・材料を輸出すると共に、優秀な技師や職工などを派遣して、それらの製造食料品や石油などをドイツに輸入すると交換的に、ドイツからは、それらの國々に對して、主として完製品を輸出すると云ふ相互關係を維持して居るのであります。

斯やうにドイツと、この大經濟圏内の諸國との聯繫關係は、各その動機や事情が異つて居りますから、政治的にも經濟的にも、社會的にも、國に依つてそれ／＼の態様が必ずしも一樣ではありません。例へばフランスの如きはドイツの爲めに、巨額の財政的負擔を課せられたり、重要な諸生産を管理せられたり、強度の勞働を強制せられたりして、國民經濟としての半身を羈束せられたまゝ、犠牲的な共存を餘儀なくせしめられて居ると云ふ意味に於て、言はゞ、征服・被征服の關係がそのまゝに繼續せられて居るものゝやうに認められますし、オランダの如きはドイツとの間に、勞力・物資・通貨などの相互的交流が不劃境的に許されて居ると云ふ關係からすれば、これを單なる國際的經濟現象と觀るには、餘りに一體化せられた協同的依存體制とでも云はなければならぬのでせう。又イタリーの如きはドイツとの間に於ける需給關係を、物資對勞力の交換制度に逆交錯させて居ると云ふ

緊密さに於て、國際的有無相通を、さながら姉妹關係に於て實現して居るものとも評せられませうし、又ノルウェーやルーマニアの如きは、ドイツ側がこれらの國々に於ける資源の開発と、自國商品の販路擴張とを相互的に達成しやうとして居る點に於て、實質的には寧ろ先進國から植民政策の對象とせられて居るかの感があります。

(二) 廣域圏内に於ける通貨及清算制度

(1) 樞軸國に於ける正貨の缺乏 もつともこの廣域經濟圏内に於ける諸國間の國際的聯繫又は相互依存關係は、それ自體が現に進展しつゝある戰爭そのもの、又は戰爭に關しての所産でありまして、従つて多分の過渡的性狀を帯びて居ります。それが、いよ／＼恒常化せられる迄には如何やうな變化を遂げるであらうかは、勿論速斷せらるべきの限りではありませんが、何れにしても、斯やうに物資・勞力・資金に關して國際的に需給關係が維持せられて居ります以上、それらの國と國との間には、やはり何らかの方法に依つて、貸借關係の決済が行はれなければなりません。ところが、何を云ふにも、そのいはゆる樞軸國たるドイツ及イタリーの兩國が共に、肝腎の正貨に關しては列強中での代表的な『有たざる』國々であります(註)。假にこの兩國が各自の保有正貨全部を持ち寄つて見たところで、大よそ多寡の知れたものでありますのに、そのドイツが中心となつて、如何にして斯かる大規模の需給關係を決済し得て居るのか、これは従前の國際收支又は國際通貨の觀念を以てしては、到底合點の行かない話のやうであります。それには、先づこのドイツやイタリーに於ける通貨政策に關して、一應その基本的事情を概観して置かなければなりません。

(註) ドイツ及イタリーの二國が今日、果して幾許の正貨を保有して居るかは明かではありません。アメリカ聯邦準備局の調査(・)に依りますと、各その中央銀行に於ける金の在量は、一九三四年(昭和九年)末に於てドイツ(ライヒスバンク)は三千二百萬ドル、イタリー(バンコ・ディタリア)は五億一千八百萬ドルを算して居たのが、前者は一九四〇年(昭和十五年)八月末には二千九百萬ドルに減少して居りますし、又後者はイ・エ戦争の終つた年、即ち一九三六年(昭和十一年)末には二億八百萬ドルに減少したと云ふところ迄はわかつて居りますが、その翌年以來の分は、恐らくそれが發表せられなくなつたが爲めです。全然、載せられて居ないのであります。

(・) Federal Reserve Bulletin, Oct. 1940.

ところで、この間に、ドイツはオーストリア合邦に依つてオーストリア國立銀行の財産を接收しましたので、同行の保有して居た正貨は、それだけドイツとしての正貨保有高を増加せしめ得た譯であります。その額は、ドイツ側の發表(・)に依りますと、ライヒスマルクに換算して、金一億一千八百五十萬ライヒスマルク・外國爲替七千七百九十萬ライヒスマルク・合計一億九千六百四十萬ライヒスマルクとなると云ふことであります。もつとも、このオーストリア國立銀行で準備に當てられて居た正貨は、同行の他の資産と共にドイツの國庫收入の形式で取得せられ、ライヒスバンクの受入勘定にはなつて居りませんでしたから、右のアメリカ聯邦準備局の調査にかゝる『中央銀行』としての正貨保有高中には含まれて居ないのであらうと察せられるのであります。

(・) Wirtschaft und Statistik, 5, 1938.

又イタリーに關しては、一九三九年(昭和十四年)三月三十一日のイタリー銀行總會に於ける同行總裁の報告に依り

ますと、同行の金準備は一九三七年(昭和十二年)末の四十億二千八百萬リラから、翌年末には三十八億二千六百萬リラに減少したと云ふことであります(・)が、その後の異動に關しては全く發表せられないものゝやうであります。

(*) L' Europe Nouvelle, le 29 juillet 1939.

凡そ金その他正貨——(外國爲替その他、外國に對し金に代へて支拂手段に供し得るものをも含めて)——の缺乏は、それだけ銀行券なり紙幣なりの發行準備が稀薄にならざるを得ない——(金本位制下にあつては)——所以でありますし、又外國に對しては支拂餘力の減少を意味するものであることは云ふ迄もありません。しかし、これらの兩國は何れも、他の多くの國々と同様に夙に金本位制を離脱して居りますから、正貨の缺乏は直接に發券準備として通貨状態に關係を有つ譯ではありません。その意味に於て、國內的關係の方は姑くこれを措くとしても、外國に對しての支拂に關する限りは、是非とも又は原則として正貨を以てしなければなりません。のみならず、凡そ正貨の缺乏と云ふことは、それ自體が人心に悲觀的な刺戟を與へて、經濟界を不安に陥らしむべき痛切な動機となるのを常とします。少くとも從來にあつては、さうした重大な傾向を避けられなかつたのであります。

(2) 通貨準備としての『力』又は『勞働手形』——そこで、一體、これらの甚だしい金缺の國々では、斯うした悲觀的状态に對して如何なる見解を採つて來たかと云ひますと、先づイタリーに於ては一九三七年(昭和十二年)即ちイ・エ戦争の終了した翌年の五月中、レヴェル藏相は議會に於ける財政演説の中で斯う言つて居ります。即ち『一國の經濟力を中央銀行の金保有高に依つて測定しやうとする者は、或はファシスト財政の安定を疑

ふかも知れない。しかしイタリア國民は、國富を生成するものは力であることを知つて居る。その力とは秩序・規律・國民の犠牲的精神及勤勉などより成り、これは到底計數的に表現し得らるべきものではない。(註)と云ふのでありまして、つまり『金』はそれ自體が富ではなく、力、即ち生産力そのものが富であると云ふ意味に外ならないのであります。

(註) La Situation, le 2. mai 1937.

次に、ドイツではどうかと見ますと、兩國では現戦争開始後、一九四〇年(昭和十五年)四月十九日のライヒスバンク總會に於てフランク總裁——(經濟相の兼任)——が試みた演説の中に、やはり通貨準備問題に關して次の如く述べて居ります。即ち『正貨を後楯とせず、國民の勞働手形を背景として發行せられる通貨に對し、國民のかける信頼こそは、ドイツの戰時經濟をして勝利を博せしむるの所以である。』(註)と。さればイタリアでは『力』を通貨準備に代へて居るのに對して、ドイツでは『勞働手形』がその引當になつて居ると云ふ譯であります。

(註) Frankfurter Zeitung, 10. April 1940.

ところが、斯くドイツ國民が、その國の『戰時經濟をして勝利を博せしむるの所以である』と信頼し得る程の『勞働手形』と云ふものは、所詮、イタリア『國民が國富を生成する』根源と認めて居る『力』即ち『秩序・規律・國民の犠牲的精神及勤勉など』から成る國民の勞働に據らなければ、到底そのやうな價値は有ち得ないでせうから、斯くイタリア及ドイツ兩國當局者の通貨準備に關する所見を對照して見ますと、その根本觀念に於て

は双方が正しく同軌に即して居るものと云つて宜いのであります。

斯くイタリア藏相の『力』説にしても亦ドイツ中央銀行總裁の『勞働手形』説にしても、共にそれは金又は正貨の通貨準備としての役割を否定したものでありまして、つまり、國民が懸命に働いて生産を増進して行きさへすれば、假令銀行券や紙幣——(それらは既に金又は正貨準備から離れて居ります)——は、いはゆる不換紙幣ではあつても、決して信用を失ふものではないと云ふ意味に歸するのであります。しかし、このことは一國內だけでならば、それでも宜いですが、外國に對しては如何に優良な『力』や『勞働手形』を以てしたとしても、そのまゝでは到底通用する譯には行かないのであります。従つて、斯やうな意味での不換紙幣國との取引は、他國がその不換紙幣又は不換紙幣に基く爲替自體に信用をつながなくては實行せらるべきの限りではありません。

(3) ドイツの國際收支清算制度 されば、ドイツとしては、これらの諸國に對する取引を専ら實物——(勞力をも含めての)——清算制度に依存せしめ、即ち正貨を用ひないでも決濟を爲し得るやうにして居るのであります。然もこれをドイツの相手國側からすれば、それらの諸國側がみづから満足し得るだけの交換比率に依つて、所要物資をドイツ側から提供して呉れることさへ確實であるならば、それらの諸國側としては、假令一片の紙切れに過ぎないライヒスマルク券でもドイツ爲替でも差支へない譯でありますから、ドイツとしては飽く迄もその支拂に關する信用を減損しないやうに、出来るだけ相手方の需要を満足せしめなければなりません。斯うした事情に於てはイタリアとても大體、同様の立場に處して居るものと看做されるのであります。兎に角『力』

や「勞働手形」が通貨の發行準備に供せられ得る所以のものは、ひつきやう、斯うした信用制度にあると認められるのであります。

斯やうな事情の下に、現在迄ドイツが實行して來たところを見ますと、ドイツ軍の爲めに攻略せられた國々では、その通貨機能は一時、窒息状態に陥つてしまひますが、それにも拘らず、ドイツの侵入に伴つて廣汎な國際通貨關係が展開せられますので、ドイツは差し當りそれらの國々にドイツ信用金庫 (Reichskreditkassen) と稱する臨時の金融機關を設置して、信用金庫券と云ふ自國の代用通貨を發行せしめ、斯くて同金庫をしてドイツ自身とそれらの攻略國との間に取引せられる貿易その他一切の國際的收支を清算せしめることになつて居るのであります。そして、それらの被攻略國に於ける中央銀行が營業機能を復活するのを待つて、若くは促進して、信用金庫を廢止すると共に、遲滞なく信用金庫券を回收し、その後にはドイツとそれらの國々との間に爲替率を定めて、各その通貨をライヒスマルクにリンクせしめると云ふ方法を採用して居るのであります。

もつとも、斯うして營業を再開した被攻略諸國の中央銀行は、最早、戦前のやうな獨立國の中央銀行として獨自の存在を保ち得て居るものではありません。即ちそれらの各中央銀行には、ドイツから派遣せられて居る監督官 (ポーランド) とか、管理官 (フランス占領地域・オランダ及ベルギー) とか、ライヒス・バンク聯絡委員 (ノルウェー及デンマーク) とかが常勤して居まして、發券・授信などの業務上に相當嚴重な干渉を加へて居るものゝやうであります。そしてドイツ自身としてはベルリンに清算金庫を設置し、同金庫に於て攻略國や協定國を通じて

ての多角的相互清算を果して行くと云ふ組織になつて居るのであります。但し、その清算は前に述べましたやうに、最早、金又は正貨に依存しない言はず信用通貨に依る國際的操作とでも觀らるべきものであります (註二) から、その間に流通する信用金庫券にしてもライヒスマルク爲替にしても、それらの通貨は、さながら實物交換の爲めにする振替傳票のやうな役割を演じて居るに過ぎないものとも云へませう。

(註一) (註二) この圈内諸國の發券銀行に對する干渉制度並に圈内諸國の通貨とライヒスマルクとの關係に就いて、ライヒス・バンクのプーレル副總裁は左の如く述べて居ります。

『多角的清算制度の下に、占領又は編入された地域に於ける通貨の發展をドイツのそれと大體、同調子ならしめる爲めに、ライヒス・バンクは自行から當該發券銀行に派遣して居る委員をして自身を代理せしめ、當該委員は各發券銀行の指導者達に對して、通貨問題の解決に關し、或は警め或は導いて援助して居る。……斯くて中央清算制度が摩擦なくその機能を發揮する爲めには、(中略) 圈内諸國の中で、特に問題となるやうな通貨に對し、そのライヒスマルクとの關係並にそれら各國の通貨相互間の關係を、それらの國々に於ける經濟上の必要に適應せしむる如く決定的に規制し、且つ通貨價值を同水準に維持することが必要である。(一)』

Emil Puhl, Die Reichsbank im neuen Deutschland, Der Deutsche Volkswirt, 20. März 1941.

(三) 運営の成績とその必然觀

以上に述べましたやうな廣域經濟としての機構が、今後、如何やうに改變せられ或は又それ自體がどんな状態

を辿るであらうかは尙ほ豫想せられませんが、試みに、その運営に關する成績に就いてライヒスバンクの營業報告が述べて居るところに依りますと、『ドイツはその政治的・經濟的立場を強化することにより、戰時中なるにも拘らず、却つてヨーロッパ大陸の經濟的及通貨的新秩序の基礎を固めることを得た。』(註)と云ふのでありまして、これには、或は宣傳の目的を兼ねた多少のゼスチュアも含まれて居るかも知れませんが、兎に角今日迄のところ、あれ程の廣域を通じて通貨・金融状態が比較的順調に維持せられて居るのに顧みれば、少くとも、その『經濟的・通貨的新秩序の基礎』工作だけは、一應成功したものと認めて宜からうかと思はれます。

(註) Frankfurter Zeitung, 9. März 1941

では、さうした成功がどうして招徠せられたかと云ひますと、それに就いてはドイツ經濟省のシュルティュース(Dr. K. Schultze Schlutius)參事官が次のやうに述べて居ります(註)。即ち『ドイツは夙に戰前から、イギリスの海上封鎖を受けても、貿易を營み得る地域に對して計畫的に經濟關係を構成し、戰時中と雖も經濟上の取引が必然に増進し得るやうに準備して置いた』こと、『ドイツの輸出力が少しも減退しない』こと、『多角的清算制度を廣く、占領地と第三國との間にも採用せしめ、(中略)その清算制度を組織的ならしめたことに因つて、今では殆ど一國の通貨と他國の通貨とが自動的に振替はるやうになり、斯くて金を離れた支拂方法がヨーロッパを通じて順調に進められるに至つた』ものであると云ふのであります。

(註) Volkischer Beobachter, 6. März 1941.

これらのドイツ側から發表せられて居るところだけでは、未だ具體的にその實狀を突きとめることが出来ませんから、大よその狀態を想像すると云ふ以上には出でられません。この點は兎に角として、では一體、斯うした廣域經濟としての順調性が、専らドイツ側としての戰前からの努力や組織の整備などに因るものとのみ速断して宜いのかと云ひますと、それに就いてはシュルティュース參事官は斯う断定して居ります。即ち『この大經濟圏はヨーロッパ各國としての、又ヨーロッパ全體としての經濟状態が必然的にこれを生成せしめたもので、それは密接な經濟的協同體を成すものである。然も、それは各國民經濟の固有の性格を害ふものでもなければ、又世界經濟圏から孤立するものでもなく、ヨーロッパの經濟力を充分に利用せしめるやうに指導することに依つて、結局、この大經濟圏に屬する諸民族の幸福に寄與するの所以である。』(註)と云ふのでありまして、その大經濟圏の生成を以て一つの必然的事實であると認めて居るところに注目しなければなりません。つまり、ドイツとしては『夙に戰前から』これを『計畫的』に進めて來たものではあるが、然もそれは本來ヨーロッパ全體としての經濟關係自體が、勢、かう成つて行くより外はないのだと云ふ意味に歸するのであります。

(註) 同前。

二、東亞共榮圏の實體

このヨーロッパ廣域經濟と丁度、相互に對照せらるべき立場をとつて居るものに東亞廣域經濟、即ちいはゆる

東亞共榮圈があります。と云ひましても、それは必ずしも両者が生成の動機や組織の態様などに於て似て居るかとか、同様であるからとか云ふやうな譯のみではありません。又前者がヨーロッパに於ける存在であるのに對して、後者は東亞の所産であると云ふやうな相對的關係のみを意味するものでもありません。しかし、何れにしても、自由主義それ自體の破綻と云ふ世界的な、又劃時代的な大變局が、その自由主義を基調として維持せられて居りました國民經濟體制並に國際的對立關係を否定しつゝ、世界的な新現象としての斯うした國際的新秩序を生成せしめて來たと云ふ客觀的事情に於ては、双方が全く軌を同じうして居ると云つても宜いのであります。

とすれば、それには恐らく、両者が斯やうに時代を同じうして生成して來た各その因果關係に於て、何らか相通するものがあらうと推察せられるのであります。もつとも、前に附言して置きましたやうに、各その廣域經濟としての實體は、共に、今尙ほ未完成の段階を出でない存在でありますし、殊に東亞共榮圈の方はそれ自體の建設工程に於て、ヨーロッパ廣域經濟よりも多少後れて居るかの感もありますので、双方の確な比較は、結局その完成を待たなくては、未だ何れとも斷定し得られない譯であります。兎に角、現段階に至る迄の經緯に就いて兩者の異同を對照する爲め、次には、東亞共榮圈に關して一應、その生成事情を概観して置かなければなりません。

(一) 概念的存在としての「東亞」

(1) 「東亞」の地理的範疇 一體「東亞共榮圈」なる名稱が、いつ頃から又どうして發生したかに就いて

は、結局、明確な據りどころはないと云ふより外はないでせう。唯だ人々が最近十年程の間に、東洋若くは東亞に於て發生した國際的大事變の局面がますます進展するに伴つて、さうした名稱を擬へるのがふさはしいと認められるやうな段階に達した頃から、自然に斯く呼びならされて來たと云ふだけのものでありまして、名稱そのものは、寧ろ觀念的な所産に外ならないやうでもあります。しかし、さうした名稱が、言はず、社會的公認の烙印を捺されて普及して來たのは、ひつきやう、その對象とせられて居る東洋若くは東亞の經濟圈自體が、假令、概念的であるにもせよ、斯く何人にも一つの集團的秩序として改めて認識せられるだけの存在を確保し、又はさうした實體が構成せられるやうな狀勢を示現して來たからであります。この點では、やはりドイツに於てグロスラウムヴィルトシャフト又はグロスゲビートヴィルシャフトなどの名稱が一般的に用ひられるに至つたのと、略ぼ事情を同じうして居るものゝやうに認められるのであります。

そこで、先づ問題となるのは、この「東亞」と云ふ用語であります。と云つても、これは何も、今日始めて用ひられるやうになつた言葉であると云ふ譯ではありません。例へば「東亞何々」と云ふやうな名稱は古くから公私の間に用ひられて居るのでありますから、單にこれを、さうした世間なみの意味と同列に看做してしまへば、それ迄のものであります。然もこの「東亞」が特に支那事變以來、同事變に關して特別の意義をもつやうになり、そして普遍的に用ひられるに至つた迄には、事變乃至戰爭の局面が幾段階もの發展を経て來たのであります。その間に「東亞」なる一つの新しい觀念對象が描出せられるやうな條件なり事情なりが、おのづから、こ

れを規定して來たものゝやうに認められるのであります。勿論それは後に述べますやうに、地理的概念に依存した一つの空間領域を對象として居るものではありませんが、然もその空間領域が最初から不劃定的であつたところに、寧ろ注目すべき意義があると云はなければなりません。

(2) 『東亞』なる用語の特殊の意義 我國自身が核心となつて、斯うした國際經濟圏を構成するに至つた發端はと云へば、けだし、それは前に述べましたやうに、滿洲國との『相互依存の經濟關係』に始まつたと云つて宜いでせう。そして、これは滿洲國側が日滿兩國間に於ける『相互扶助の關係を緊密ならしむ』る爲め、全體的な『協調に重心を置』いて居る程に、國際的一體化を指導原則とするものであります。その當時にあつては、何よりも先づ、主として經濟關係を眼目としなければならぬやうな状態にありましたが爲めに、一般には兩國の協調關係は、専らブロックと云ふ觀念を以て見られて居たものゝやうであります。例へば『日滿ブロック』とか『日滿經濟ブロック』などと呼ばれて居た所以であります。實際、又支那事變前に於ては未だ廣域經濟と云ふやうな存在は、世間からは殆ど認識せられるに至らなかつたものゝやうでもありません。イヤ、支那事變が相當に擴大し、發展して來てからでも、そして、從來の日滿兩國間に於ける『相互依存の經濟關係』や『相互扶助の關係』が、當然に日滿支三國間の關係に擴大・發展せざるを得ないやうな状態に當面して來てからでも、尙ほこの三國間に於ける依存や扶助や協調の重點は、やはり經濟上に置かるべきものゝ如くに認められて居たやうでありまして、例へば『日滿支ブロック』とか『日滿支經濟ブロック』とかが常用せられて居たと云ふやうな譯で

あります。しかし、何と云つても、支那事變の發展はさうした新しい國際關係に對する我國民一般の概念に著しい變化を生ぜしむるの動機となつたものゝやうでありまして、斯やうなブロックと云ふ觀方に關しても、その範疇・本質の双方に互つて漸くこれが認識を一新せしめ、従つてそれを表現すべき用語をも亦おのづから更改せざるを得ないやうな傾向に轉せしめて來たのであります。

顧みれば、昭和十二年七月七日に支那事變が勃發して以來、約二箇月後の翌々九月十一日、前に紹介しました政府主催の國民精神總動員大會に於て第一次近衛首相の試みた演説(註)を見ますと、それには『吾々の眞意は日滿支三國の提携を以て東洋安定の樞軸とし』とか『東洋平和の恒久的組織を確立する』とか、専ら東洋なる言葉を用ひては居りますが、未だ『東亞』とは一つも言つて居りません。勿論これは獨り近衛首相乃至政府當局者だけが特にさう言つて居たと云ふではありません。大よそ支那事變が始まつて以來、半年位の間と云ふものは、民間に於ても多くは『東洋』が用ひられて居たのであります。例へば軍歌にも『東洋平和のためならば、何の命が惜しからう』など、唱へられて居たと云ふやうな譯であります。

(註) 外務省、支那事變公表集、前掲。

では、この『東洋』がいつ頃から『東亞』に振り替へられたかと云ひますと、それが公式に用ひられるやうになつたのは翌十三年に入つてからのことでありまして、その最初は、同年一月十六日に政府の發表した『帝國政府は爾後國民政府を相手とせず』云々の聲明書に於てでありました。即ち『今や東亞和平に對する帝國の責任愈

々重し(註一)と言つて居るのがそれでありませう。次いで六日後の同月二十二日、第七十三議會に於ける近衛首相の施政方針演説(註二)中にも『日滿支三國の鞏固なる提携を樞軸として東亞永遠の平和を確立し』とか、『惟ふに東亞の安定勢力たる帝國の使命は愈々重大にして』とか云ふ風に、専ら『東亞』が用ひられて居るのでありまして、斯くて民間でも、この頃から『東洋』と稱するよりも『東亞』と呼ぶ方がますます多くなつて來たやうでありました。

(註一) 内閣發表。

(註二) 内閣發表、正文。

しかし、これは何も、法令などに依つて、そのやうに定められたとか、又は行政上、公用せられるに至つたとか云ふものではありません。現に政府自身がその後には『東洋』の方を用ひて居た場合(註)も少くありませんし、又民間に於ても大體、同様でありまして、試みに當時の新聞・雑誌などを見ましても、そこでは、或は『東亞』と稱したり、或は『東洋』と呼ぶと云ふ風に、さながら双方が雜居の觀を呈して居るのであります。言はず、この當時は『東洋』が『東亞』に移りかはる過渡期に際して居たのが、そのまゝ新聞・雑誌などの上に反映せられて居たものと云つて宜いでせう。

(註) 昭和十三年六月二十二日に政府の發表した物價の統制及物資の使用制限に關する聲明書には、『帝國所期の目的を達成し東洋永遠の平和を確保せんが爲には』云々とあります。

もつとも、『東亞』と云ふ言葉は、元來、支那に於ては日本のいはゆる東洋の意味に用ひられ、支那に於ける『東洋』は寧ろ日本を指稱する場合が多いやうでありますから、我國側としては支那側に於けるその混同を避けしめる爲めに、官民共に、それとなく『東洋』を『東亞』に改めるやうになつたのかも知れませんが、しかし又『東洋』が單に『西洋』の對照的名稱として用ひられ、その範疇概念が餘りに漠然として居ることは、事變乃至戰爭の目的に協ふべき用語としては、やゝもすれば曖昧の感なきを得ないものがあります。そのやうな關係から我國側で『東洋』が『東亞』に改められるやうになつたことは、單に支那側に對しての思惑のみに依るものではなく、寧ろ我國側に於ける國民的概念の變化が、より有力な動機となつて居たものと認めなければなりません。

(3) 不特定の擴大性・發展性を豫約せられたる國際的集團秩序 斯く事變に關して新に認識し直された『東亞』と云ふ言葉が、公私一般の用語として普遍化せられるに至つた起源や沿革などを殊更に穿鑿するのは、必ずしもその用語又は名稱としての當否如何などを問題とする意味に於てはありません。それよりも、斯うした一つの用語なり名稱なりが普遍的に流行し得るだけの存在として、それ自身の立場を確保するに至つたのは、ひつきやう、或る事物とか問題とかに對する人々の認識を自然に概念化せしめるやうな客觀的な諸條件が、これを嚮導し・規定して居ると云ふ點に留意しなければならぬのであります。これを廣域經濟と云ふ一つの集團秩序に就いて觀れば、斯やうなテーマを規定して居る客觀的諸條件は、例へば地域・環境・國際關係などに關する必然的大勢がそれでありまして、『東亞』が事變を契機とする觀念的所産であると云ひますのは、ひつきやう、

このやうな意味に由るものであります。

斯く「東亞」なる言葉に依つて表現せられて居る觀念對象の實體に相當するものを探ねて見ますと、元來これは單に一團若くは一群の地域又は空間を最初から限定して、具體的にこれ／＼と指摘せらるべき存在ではなく、例へば地勢・天候・氣象・資源・人種若くは民族・宗教・科學・藝術・習俗・政治體制・經濟機構・社會制度・等々の如き、凡ゆる自然的並に人為的諸條件に因つて規定せられて居る一つの必然的狀勢を根據とし、さうした狀勢に即應しつゝ、これに對し人為的又は積極的施設や經營を加へることに依つて、「東亞」なる一群若くは一團又は一體としての國際的秩序を確保すべき地域又は空間が、これに包括せらるべき譯であります。従つて、それは最初から多分に擴大又は發展の可能が豫約せられて居たものと認めなければなりません。然もさうした擴大又は發展は必ずしも統治的條件に拘はるべきの謂はれもなく、即ち「國際的關係」を維持しながらでも實現せられ得るのでありますから、この意味に於て、今日迄に我國民一般の間に一つの概念となつて居ります「東亞」は、ドイツ人のいはゆるグロスraum（大空間又は大地域）に相當するものと云つて宜いのであります。

(二) 廣域經濟としての構成原則

(1) 「近衛聲明」に依つて表現せられた「新秩序」の綱領 　では、その「東亞」なる廣域經濟を構成すべき指導方針若くは基本的原則として主持せられて居るところのものは何かと云ひますと、我國に於ては前に紹介しました「國民政府を相手とせず」の聲明と、その後二回に互る聲明と相待つて、言はゞ、これが綱領とも認め

らるべきものを公にするところがありました。即ち「相手とせず」の聲明が發せられてから約十箇月後、武漢三鎮の攻略——（同十三年十月二十七日）——を機とし、同十三年十一月二日に政府から發表せられた第二次の聲明書に於て、先づ「帝國の冀求する所は東亞永遠の安定を確保すべき新秩序の建設に在り（中略）、この新秩序の建設は日滿支三國相携へ」てこれが實現に當らなければならぬ旨を強調し、こゝで始めて東亞の「新秩序」と云ふことを標榜したのであります。それに引續いて更に翌十二月二十二日に發した第三次の聲明書に於ては、「日本が求むるものが區々たる領土に非ず又戰費の賠償に非ざることとは自ら明かである」とて、帝國自身の態度を明示すると共に、「新秩序」の何ものなるかを説明して、「この新秩序の建設は日滿支三國相携へ、政治・經濟・文化等各般に互り互助連環の關係を樹立するを以て根幹とし、東亞に於ける國際正義の確立、共同防共の達成、新文化の創造、經濟結合の實現を期するに在り」と斷じて居るのであります。

（備考一） 支那事變の目的に就いては、支那側に於ても、少くとも國民黨政權を否認し、且つ共產主義を排撃すると云ふ點では、我國側の企圖して居るところと全く一致して居るものゝやうであります。例へば華北政務委員會の前身、いはゆる臨時政府が北京に於て成立したとき、我國の昭和十二年十二月十四日、即ち帝國政府の「相手とせず」聲明が發せられた約一箇月前に、同政府の公にした聲明書に依りますと、それには「汚穢なる黨治——（蔣介石一派の國民黨に依る政治と云ふ意味）——を洗滌し、共產主義を排除して、東亞の道義を發揚す」（云々）とありまして、つまり國民黨と共產黨との提携に依る「國・共合作」を否認すると云ふ趣旨に重點が置かれて居るものゝやうであります。